

# 千曲市こども計画



令和7年3月

長野県千曲市



# こども まんなか

## 千曲市「こどもまんなか」宣言

「こどもまんなか社会」の主役であるすべてのこどもは地域の宝であり、未来の希望です。

千曲市では、「こどもの権利の尊重」、「こどもや若者の意見を表明する場の確保」、「こどもの居場所づくり」など、こどもまんなか社会の実現に取り組んでいます。

今後も、「こどもまんなか」の視点を大切に、こどもや若者にとって最もよいことは何かを考え、その最善の利益のために、ここに千曲市「こどもまんなか」宣言を行い、「すべてのこどもが幸せに暮らせる千曲市」を目指してまいります。



令和6年3月25日  
千曲市長 小川 修一



# 目次

<b>第1章 計画策定にあたって</b> .....	<b>1</b>
1 計画策定の趣旨 .....	1
2 計画の位置づけ .....	2
3 計画の期間 .....	2
4 計画の策定体制 .....	3
(1) 千曲市子ども・子育て会議 .....	3
(2) アンケートの実施 .....	3
5 法・制度の主な動向 .....	4
(1)「こども政策の新たな推進体制に関する基本方針」の閣議決定 .....	4
(2)「児童福祉法」等の改正 .....	4
(3)「成育医療等基本方針」の改定 .....	4
(4)「こども基本法」の施行 .....	5
(5)「こども大綱」の閣議決定 .....	5
(6)「こども未来戦略」の閣議決定 .....	5
(7)「こどもの居場所づくりに関する指針」の閣議決定 .....	6
(8)「幼児期までのこどもの育ちに係る基本的なビジョン(はじめの100か月の育ちビジョン)」の閣議決定 .....	6
(9)「子どもの貧困対策の推進に関する法律」の改正 .....	6
<b>第2章 千曲市のこども・子育てを取り巻く現状</b> .....	<b>7</b>
1 人口・世帯・人口動態・こどもの人数等 .....	7
(1) 総人口・年齢構成 .....	7
(2) 世帯の状況 .....	9
(3) 社会動態・自然動態 .....	10
(4) 出生の状況 .....	11
(5) 婚姻・離婚の状況 .....	12
(6) 就労の状況 .....	13
(7) こどもの人数 .....	14
2 教育・保育施設の状況 .....	15
3 教育・保育の利用状況 .....	16
4 地域子ども・子育て支援事業の状況 .....	18
5 アンケート調査の結果概要 .....	22
(1) 保護者の就労状況 .....	22
(2) 教育・保育事業の利用 .....	26

(3) 子育てについて .....	29
(4) 家庭について .....	37
(5) 千曲市について .....	39
(6) 小学生・中学生の相談先について .....	43
6 市のこども・子育て支援の課題 .....	45
<b>第3章 計画の基本的な考え方</b> .....	<b>48</b>
1 基本理念 .....	48
2 基本的な視点 .....	49
3 施策体系 .....	50
<b>第4章 こども施策の展開</b> .....	<b>51</b>
基本目標1 こどもが育つ .....	51
(1)こどもの健やかな成長のための教育環境の整備 .....	51
(2)こどもの遊び場・居場所づくりの推進 .....	52
(3)多様な体験・交流活動の促進 .....	52
(4)若者への支援 .....	54
(5)児童虐待防止対策の推進 .....	54
(6)こどもの貧困対策の推進 .....	55
(7)障がいのあるこども等への支援 .....	57
基本目標2 家庭が育つ .....	59
(1)妊娠期から子育て期までの切れ目ない支援 .....	59
(2)幼児教育・保育等の環境整備 .....	61
(3)地域における子育て支援の充実 .....	61
(4)職業生活と家庭生活との両立 .....	63
基本目標3 地域が育つ .....	64
(1)こどもの権利に関する広報・啓発 .....	64
(2)情報提供・発信の強化 .....	64
(3)こども等の安全の確保 .....	65
<b>第5章 教育・保育提供区域の設定</b> .....	<b>66</b>
1 教育・保育提供区域の定義 .....	66
2 教育・保育提供区域の設定 .....	67
<b>第6章 幼児期の教育・保育の充実</b> .....	<b>69</b>
1 「量の見込み」と「確保の内容」について .....	69
2 幼児期の教育・保育の量の見込みと提供体制の確保 .....	70
(1)1号認定(3-5歳・教育のみ) .....	70

(2)2号認定(3-5歳・保育必要) .....	71
(3)3号認定(0歳・保育必要) .....	72
(4)3号認定(1-2歳・保育必要) .....	73
3 教育・保育の一体的提供推進(認定こども園について) .....	75
4 幼児期の教育・保育に関するその他の施策 .....	75
<b>第7章 地域子ども・子育て支援事業 .....</b>	<b>76</b>
1 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと提供体制の確保 .....	76
① 利用者支援事業 .....	76
② 地域子育て支援拠点事業 .....	77
③ 妊婦健康診査 .....	77
④ 乳児家庭全戸訪問事業 .....	78
⑤ 養育支援訪問事業 .....	78
⑥ 子育て短期支援事業(ショートステイ・トワイライトステイ) .....	79
⑦ ファミリー・サポート・センター事業(子育て援助活動支援事業) .....	80
⑧ 一時預かり事業 .....	81
⑨ 延長保育事業 .....	83
⑩ 病児保育事業 .....	83
⑪ 放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ) .....	84
⑫ 実費徴収に係る補足給付を行う事業 .....	90
⑬ 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業 .....	90
⑭ 妊婦等包括相談支援事業 .....	90
⑮ 乳児等通園支援事業 .....	91
⑯ 産後ケア事業 .....	91
⑰ 子育て世帯訪問支援事業 .....	92
⑱ 児童育成支援拠点事業 .....	92
⑲ 親子関係形成支援事業 .....	93
<b>第8章 計画の推進体制 .....</b>	<b>94</b>
1 関係機関等との連携 .....	94
2 計画の達成状況の点検・評価 .....	95
<b>資料編 .....</b>	<b>96</b>
千曲市こども計画策定委員会要綱 .....	96
千曲市こども計画策定委員(千曲市子ども・子育て会議委員)名簿 .....	97
策定経過等 .....	98
用語解説 .....	98

# 第1章 計画策定にあたって

## 1 計画策定の趣旨

---

わが国では、少子化や核家族化の進行、女性の就労状況の変化など、子どもや家庭を取り巻く環境は大きく変化しています。

国では、平成24年度にすべての子どもや子育て家庭を対象に、一人ひとりの子どもの健やかな育ちを等しく保障することをめざした「子ども・子育て支援法」をはじめとする「子ども・子育て関連3法」を制定し、平成27年度から子ども・子育て支援新制度が開始されました。10年が経過し、わが国の待機児童は、制度開始前の10分の1ほどに減少しており、社会問題のひとつであった待機児童は解消に近づいているといえます。

しかしその一方で、少子化は依然として止まることなく、児童虐待やいじめといった深刻な子どもの人権侵害が増加しており、子どもを取り巻く状況は年々厳しさを増しています。

そのような中、あらためて「子どもの権利」に目を向けた「子ども基本法」が令和5年4月に施行されました。同法第10条第2項において「市町村子ども計画」の策定が努力義務化されており、また同法第11条において、子ども施策を策定・実施・評価するにあたっては子ども又は子どもを養育する者その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとされています。

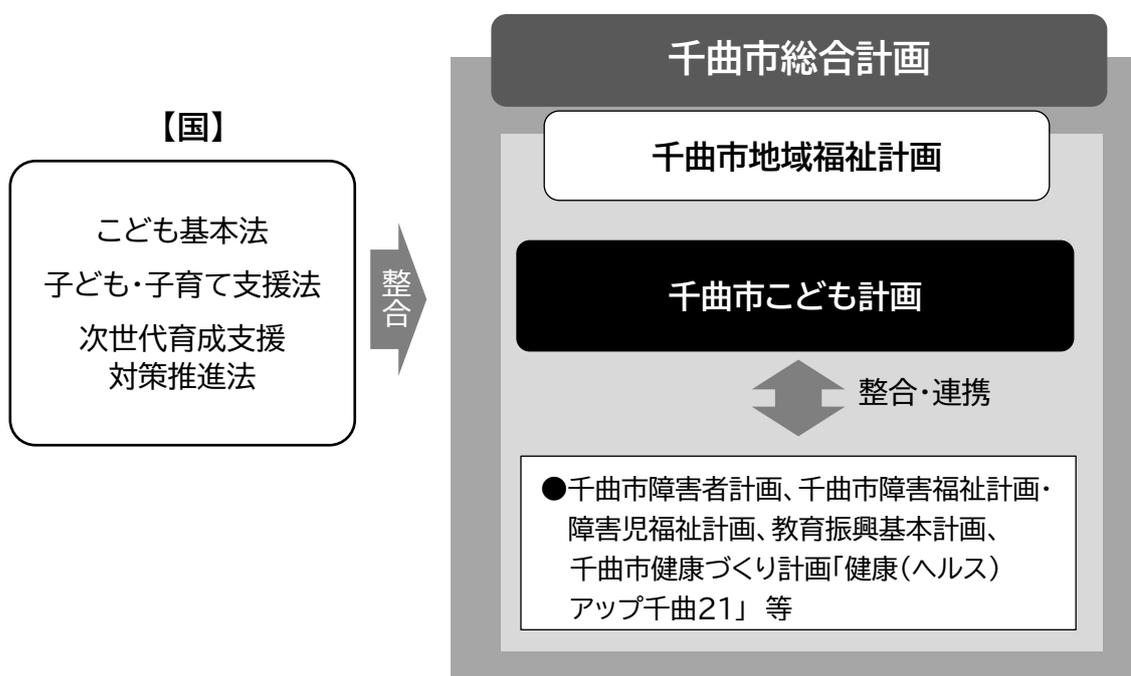
本市は、これまでの「子ども・子育て支援事業計画」の成果と課題等を踏まえたうえで、国の「子ども大綱」及び「長野県子ども・若者支援総合計画」を勘案し、「千曲市子ども計画」を新たに策定することとします。

## 2 計画の位置づけ

本計画は、「こども基本法」第10条第5項に基づく市町村こども計画と位置づけ、国の「こども大綱」、「長野県子ども・若者支援総合計画」を踏まえて策定します。また、子ども・子育て支援法に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」、及び次世代育成支援対策推進法に基づく「次世代育成支援行動計画」として策定するものとします。

本市の他計画との関連としては、「千曲市総合計画」、「千曲市地域福祉計画」を上位計画とし、福祉や保健等の関連計画における施策との整合・連携を図りながら策定するものとします。

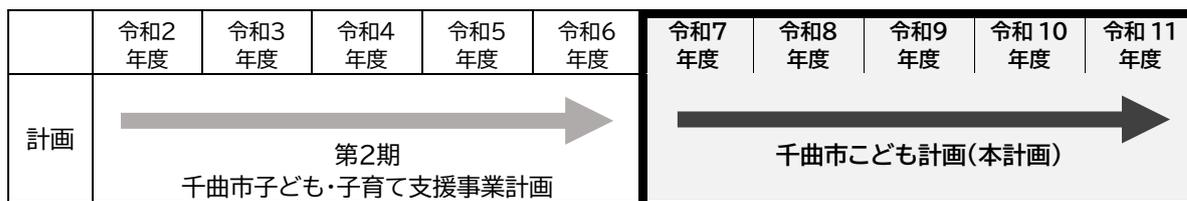
### ◆千曲市こども計画の位置づけ



## 3 計画の期間

本計画の計画期間は、令和7年度から令和11年度までの5年間とします。

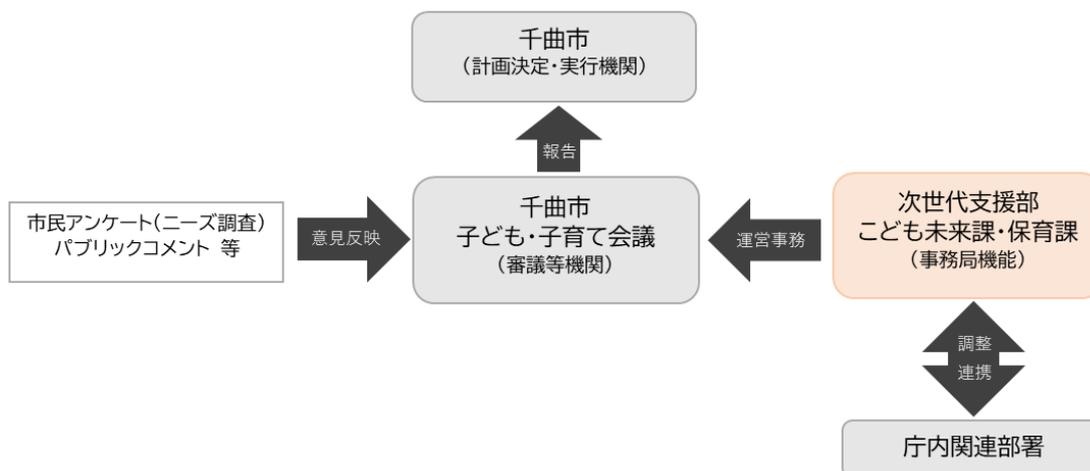
なお、計画期間中に計画内容と実態に乖離が生じた場合には、計画期間の中間年を目安として必要な見直しを行うこととします。



## 4 計画の策定体制

### (1) 千曲市子ども・子育て会議

本計画の策定にあたっては、子ども・子育て支援法第77条に定められている「千曲市子ども・子育て会議」により、計画内容、事業運営、施策推進に関する事項等についての協議を行いました。



### (2) アンケートの実施

令和7年度から開始する「千曲市こども計画」策定にかかる基礎調査として、以下の手法でアンケート調査を実施しました。このアンケート調査は、教育・保育のニーズ量をとらえるだけでなく、子どもを取り巻く環境の現状や課題を総合的にとらえることを目的とし、実施しました。

令和6年5月を調査期間とし、回収率は以下の通りです。

調査	調査対象	調査数	調査方法	対象者	有効回収※票数 と有効回収率
子ども子育て事業のニーズ調査	就学前児童世帯（保護者）	約800	郵送配付	無作為抽出	363 45.4%
	小学生世帯（保護者）	約400	郵送配付	無作為抽出	209 52.3%
若者の意識及び実態の調査	高校生世代～29歳	約300	郵送配付	無作為抽出	50 16.7%
子どもの貧困の実態調査	小・中学生	約400	郵送配付	無作為抽出	167 41.8%
	小・中学生の保護者	約400	郵送配付	無作為抽出	175 43.8%

※有効回収とは、集計対象にできた回収分のこと

## 5 法・制度の主な動向

---

こども・子育て支援に関わる新たな国の法・制度の改正等の動向については、次のとおりです。

### (1) 「こども政策の新たな推進体制に関する基本方針」の閣議決定

少子化、人口減少に歯止めがかからない中で、児童虐待相談や不登校の件数が過去最多になるなど、こどもを取り巻く状況が深刻になっていることを鑑み、令和3年度に「こども政策の新たな推進体制に関する基本方針」が策定されました。常にこどもの最善の利益を第一に考え、こどもに関する取り組み・政策を我が国社会の真ん中に据えること(こどもまんなか社会)を目指しており、その新たな司令塔として、「こども家庭庁」を設置することが定められました。

これに基づき、令和5年4月1日に「こども家庭庁」が発足しました。

### (2) 「児童福祉法」等の改正

児童虐待相談対応件数の増加や子育てに困難を抱える世帯の課題が顕在化している状況を踏まえ、子育て家庭や養育環境の支援を強化し、児童の権利の擁護が図られた施策を推進するため、令和4年度に児童福祉法等が改正されました。

この改正により、市町村における児童福祉及び母子保健に関し包括的な支援を行う「こども家庭センター」を設置することが努力義務となりました。

### (3) 「成育医療等基本方針<sup>※1</sup>」の改定

平成30年に成立した成育基本法<sup>※2</sup>に基づく成育医療等基本方針(令和3年2月閣議決定)について、こども基本法の施行やこども家庭庁の設置に関連して、令和5年度に改定が行われました。

妊娠、出産及び育児に関する問題、成育過程の各段階において生ずる心身の健康に関する問題等に対し、「こども家庭センター」をコーディネーターとして多職種連携による支援を推進することとされています。

※1 成育医療等の提供に関する施策の総合的な推進に関する基本的な方針

※2 成育過程にある者及びその保護者並びに妊産婦に対し必要な成育医療等を切れ目なく提供するための施策の総合的な推進に関する法律

#### (4) 「こども基本法」の施行

令和3年度の「こども政策の新たな推進体制に関する基本方針」を受け、こども政策の新たな考え方を盛り込んだ法律として、令和5年4月1日に「こども基本法」が施行されました。日本国憲法及び児童の権利に関する条約(子どもの権利条約)の趣旨を踏まえ、こども施策の総合的な推進を目的としています。

年齢や発達の程度に応じたこどもの意見表明機会の確保や、こどもの意見の尊重が基本理念として掲げられるとともに、国及び地方公共団体は、こども施策を策定、実施、評価するにあたっては、施策の対象となるこどもや子育て当事者等の意見を幅広く聴取して反映させるために必要な措置を講ずるものとされています。

さらに、市町村は、国の大綱を勘案して、こども施策についての計画(市町村こども計画)を定めるよう努めるものとされています。

#### (5) 「こども大綱」の閣議決定

「こども基本法」に基づき、政府全体のこども施策の基本的な方針等を定める「こども大綱」が令和5年12月に閣議決定されました。

これまで別々に策定・推進されてきた、「少子化社会対策大綱」、「子供・若者育成支援推進大綱」及び「子供の貧困対策に関する大綱」の3つの大綱を一つに束ね、こども施策に関する基本的な方針や重要事項等が一元的に定められました。

#### (6) 「こども未来戦略」の閣議決定

令和5年12月に閣議決定された「こども未来戦略」では、少子化・人口減少のトレンドを反転させるため、これまでとは次元の異なる少子化対策の実現に向けて取り組むべき政策強化の基本的方向が取りまとめられました。また、今後3年間の集中取り組み期間において実施すべき「加速化プラン」の内容も示され、児童手当の拡充や「こども誰でも通園制度」の創設等が盛り込まれました。

## **(7) 「こどもの居場所づくりに関する指針」の閣議決定**

令和5年12月に閣議決定された「こどもの居場所づくりに関する指針」では、居場所がないことは孤独・孤立の問題と深く関係しているため、こどもが生きていく上で居場所があることは不可欠とされています。地域における居場所づくりを推進する観点から、こどもの居場所づくりに関する基本的事項や居場所づくりを進めるにあたっての基本的な視点等が示されました。

なお、本指針では、こどもの居場所づくりについても、都道府県や市町村のこども計画に位置付け、計画的に推進していくことが求められています。

## **(8) 「幼児期までのこどもの育ちに係る基本的なビジョン（はじめの100か月の育ちビジョン）」の閣議決定**

こどもの成長に応じた環境の変化が育ちの「切れ目」にならないように、すべてのこどもの「はじめの100か月」を社会全体で支援・応援するため、令和5年12月に「幼児期までのこどもの育ちに係る基本的なビジョン」が策定されました。

本ビジョンでは、地方公共団体は、関係機関の相互連携を図りながら、「こどもの誕生前から幼児期までの育ち」を支える重要な役割が求められており、地域の実情に応じて推進していくことが期待されています。

## **(9) 「子どもの貧困対策の推進に関する法律」の改正**

「こども大綱」に基づき、令和6年6月に「子どもの貧困対策の推進に関する法律」が改正されました。法律の題名が「こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律」に変更され、「貧困により、こどもが適切な養育及び教育並びに医療を受けられないこと、こどもが多様な体験の機会を得られないこと」等、解消すべきこどもの貧困が具体的に示されました。

## 第2章 千曲市のこども・子育てを取り巻く現状

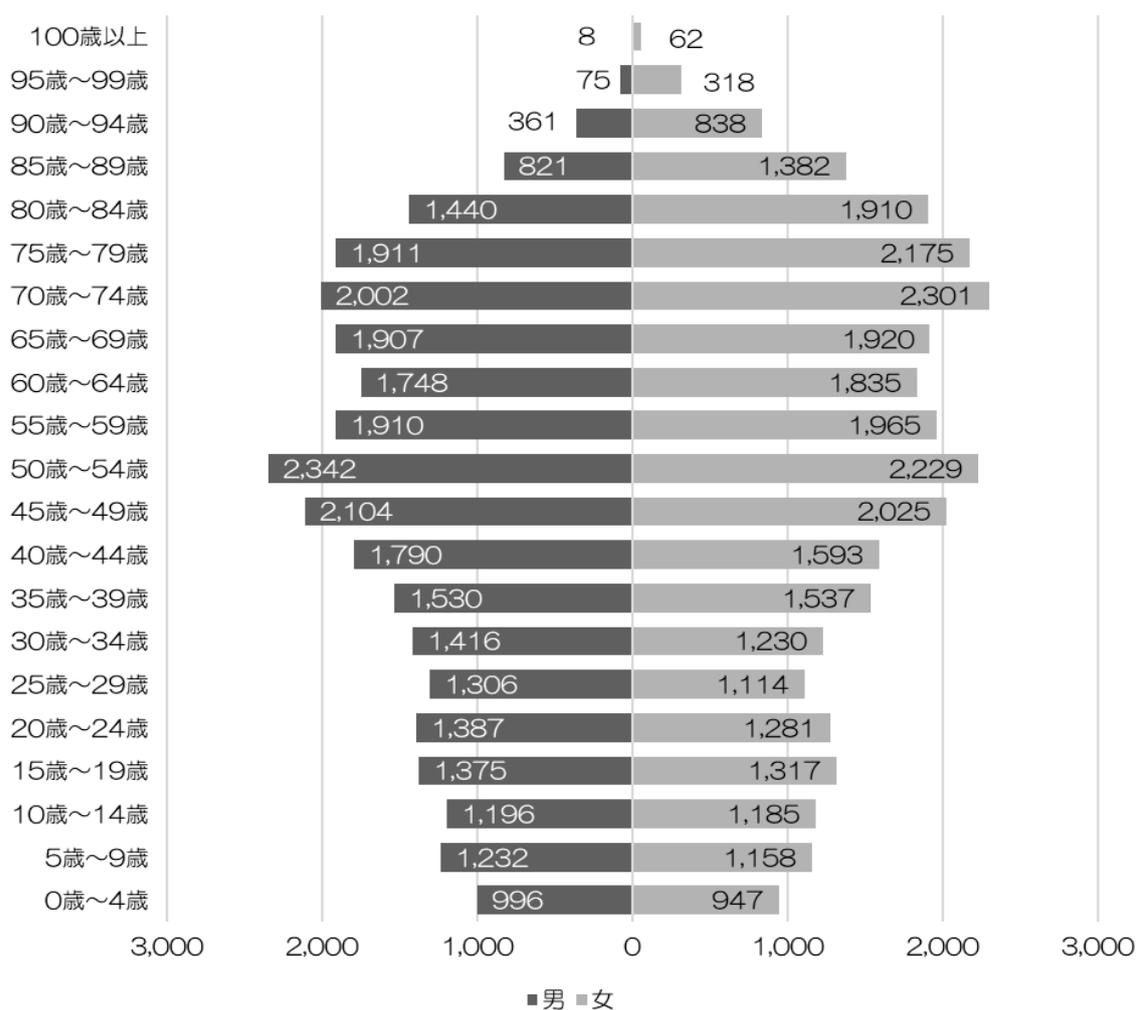
### 1 人口・世帯・人口動態・こどもの人数等

#### (1) 総人口・年齢構成

令和6年の総人口は59,179人(男性28,857人、女性30,322人)となっています。年齢構成では、第1次ベビーブーム世代を含む70代前半から70代後半が多く、そのジュニア世代にあたる50代も多くなっています。未成年者は年齢層が下がるに従い少なくなっています。

#### ◆千曲市の人口ピラミッド

(人)

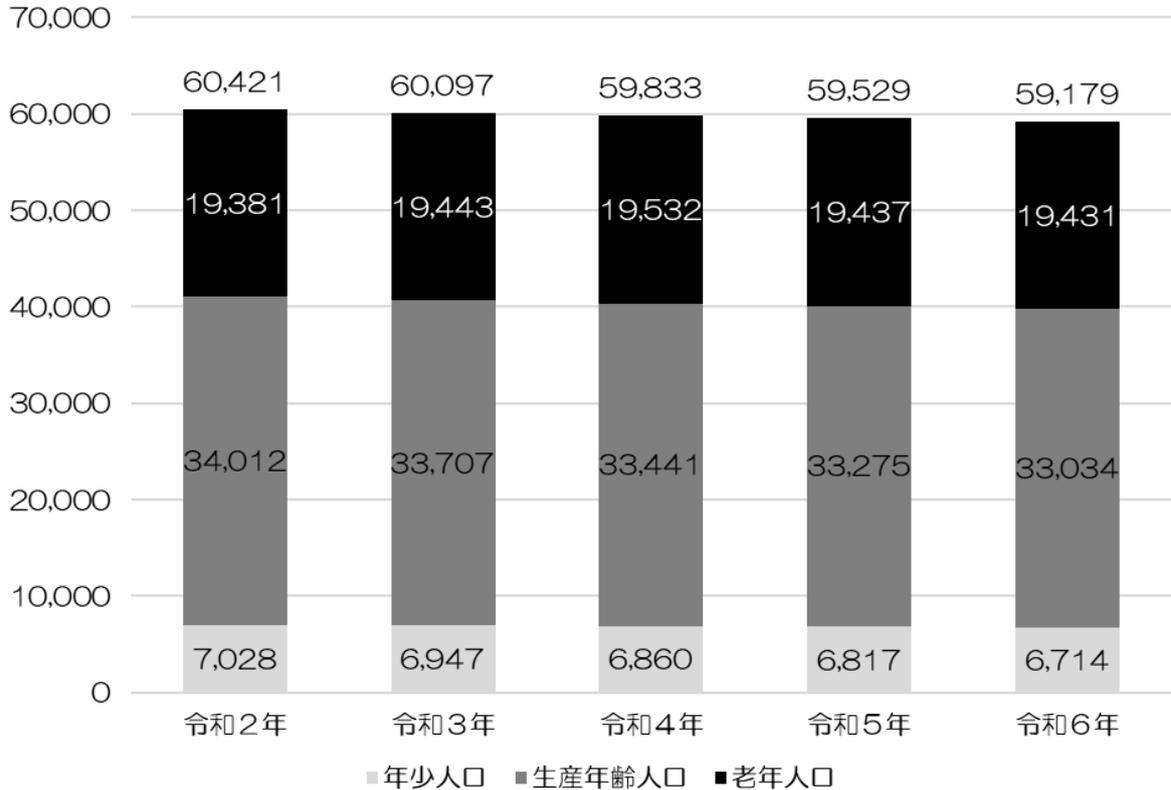


(住民基本台帳より: 令和6年1月1日時点)

総人口は令和2年～令和6年の間で減少しています。

年齢3区分別にみると、令和2年から令和6年にかけて、生産年齢人口(15～64歳)では978人の減少、年少人口(0～14歳)では314人の減少であるのに対し、老年人口(65歳以上)では50人の増加となっており、少子高齢化が進行していることがわかります。

◆総人口の推移（年齢3区分別）  
（人）



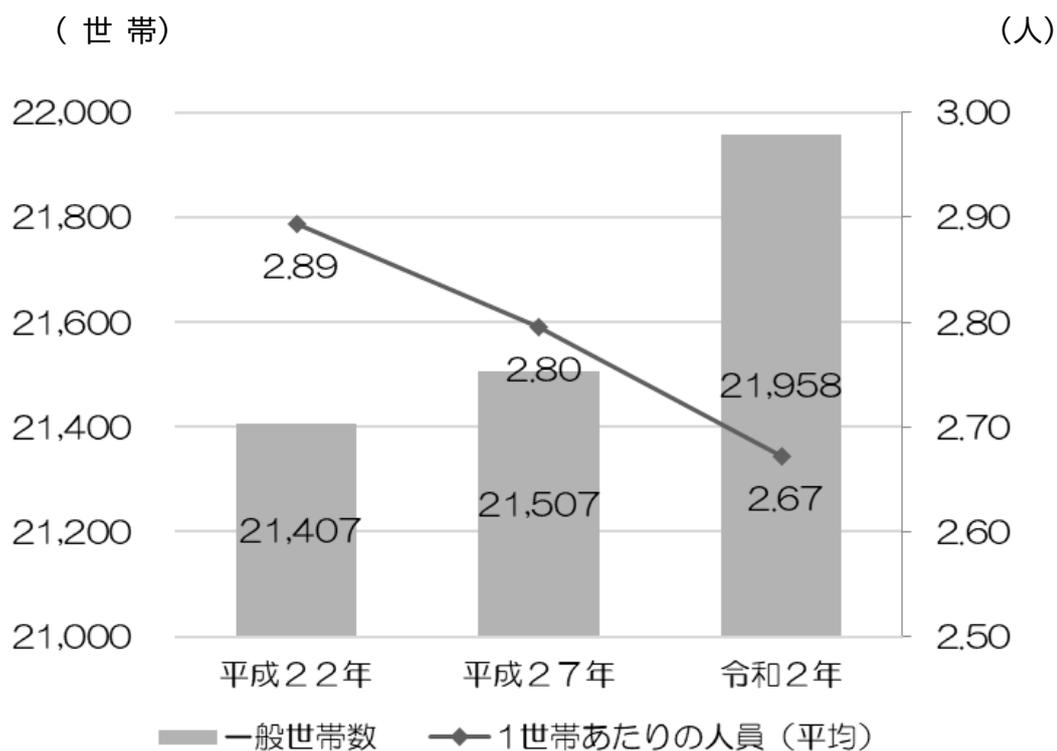
（住民基本台帳より：各年1月1日時点）

## (2) 世帯の状況

平成22年から令和2年の推移を見ると、一般世帯数は増加していますが、1世帯あたりの人員は減少となっています。このことから、核家族化が進行していることがわかります。

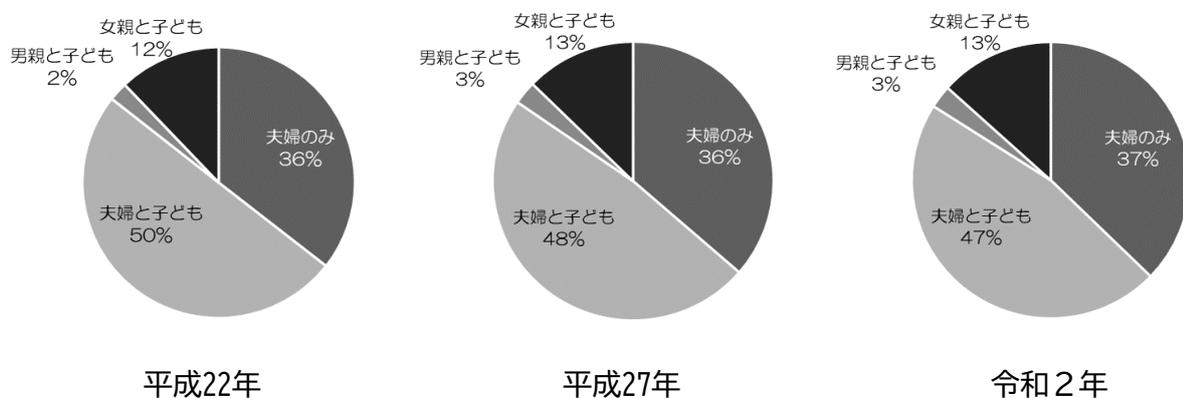
核家族世帯の家族構成の推移では、平成22年から令和2年で「夫婦と子ども」が3.0ポイント減少しています。こどものいない夫婦やひとり親(母子・父子)家庭が増えていることがわかります。

### ◆一般世帯数及び1世帯あたりの人員の推移



(国勢調査より)

### ◆核家族世帯の家族構成の推移

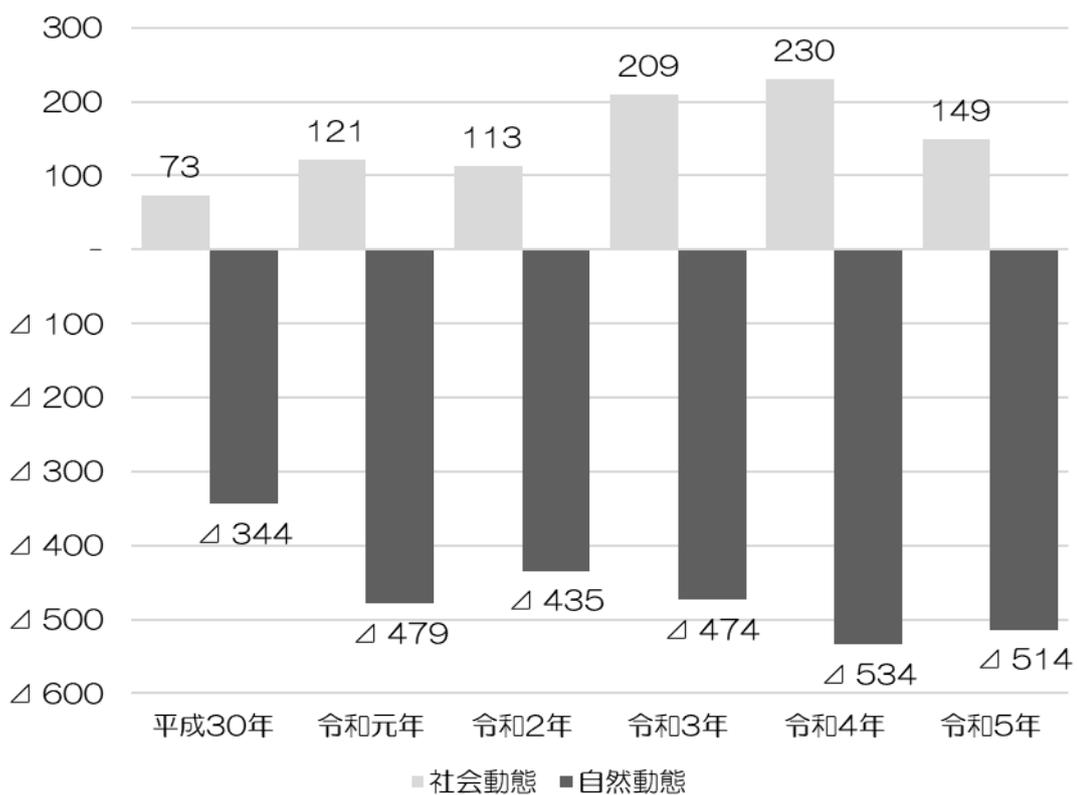


(国勢調査より)

### (3) 社会動態・自然動態

社会動態(転入―転出)は、令和元年以降100人を超えています。特に令和3年は前年から大きく増加しています。自然動態(出生―死亡)は、継続的にマイナスで推移しており、人口減少の要因ともなっています。

#### ◆社会動態・自然動態の推移 (人)

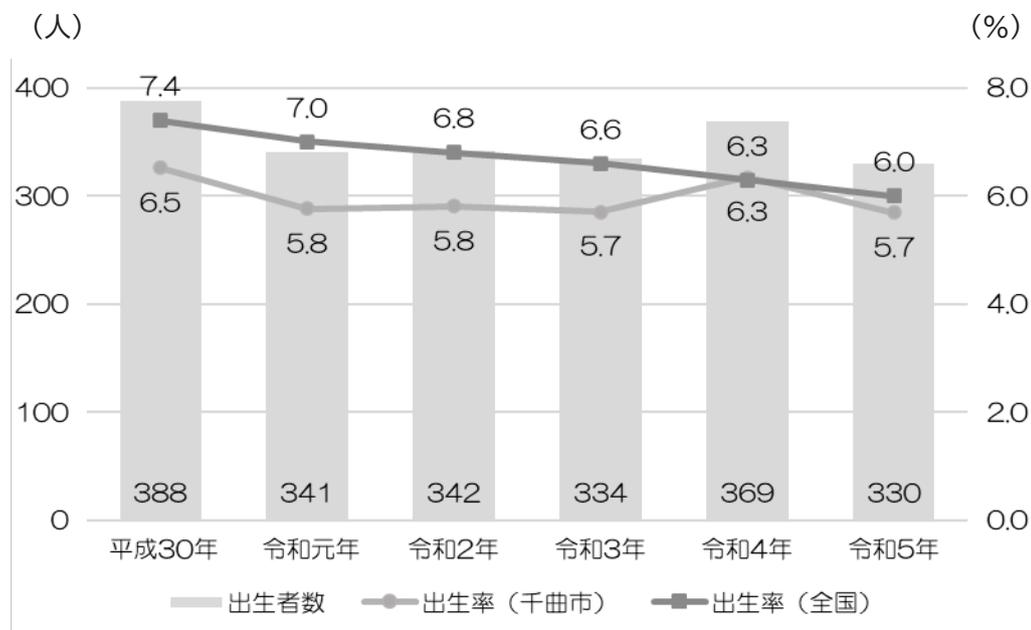


(長野県 毎月人口異動調査より)

## (4) 出生の状況

出生者数、出生率(人口千人あたりの出生者数)ともに令和元年に大きく減少したものの、令和4年は再び増加しています。出生率は令和4年に全国平均と同等となりました。

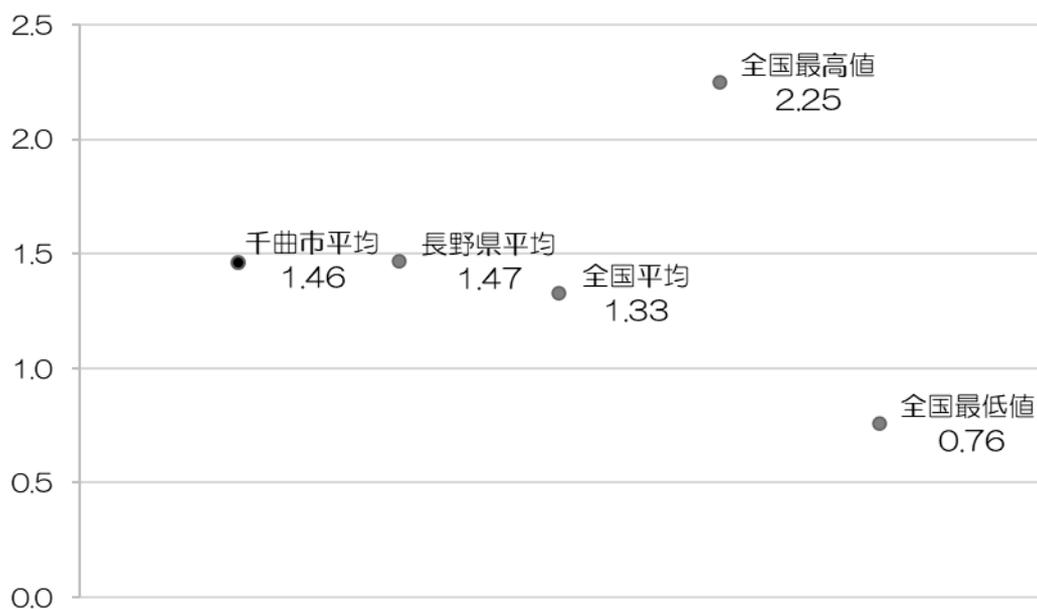
### ◆出生者数・出生率



(長野県 毎月人口異動調査、県衛生年報、厚生労働省 人口動態調査より)

1人の女性が生涯に生む子どもの数を示す「合計特殊出生率」は全国平均を上回っていますが、人口を維持するために必要とされる2.07には達していません。

### ◆合計特殊出生率

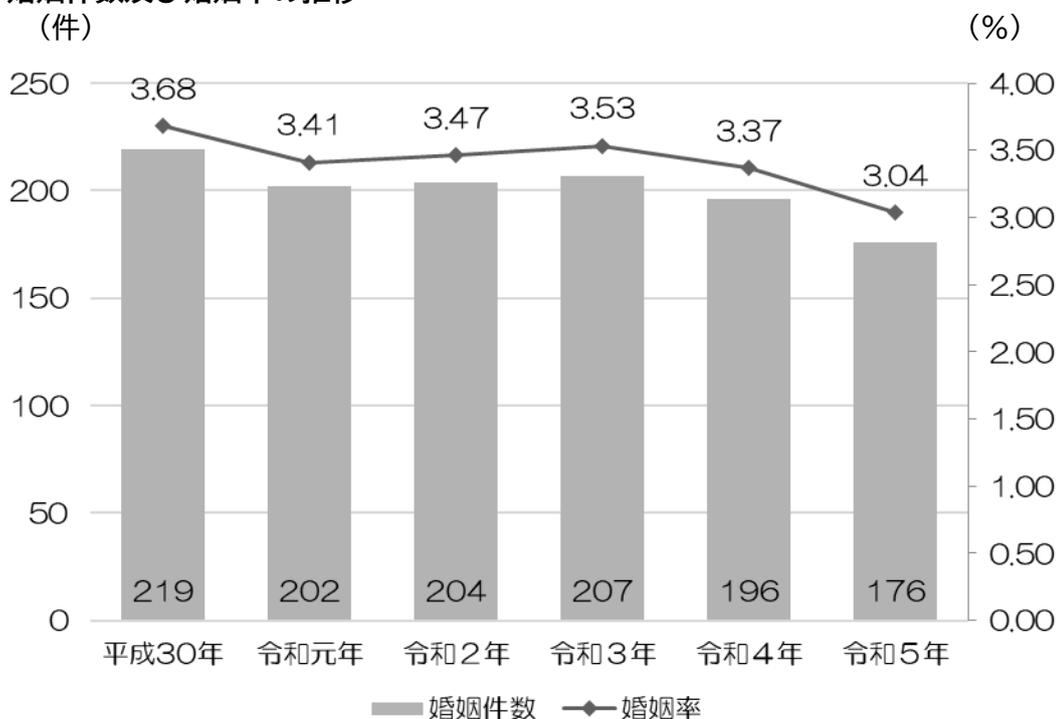


(令和4年厚生労働統計一覧人口動態統計特殊報告より)

## (5) 婚姻・離婚の状況

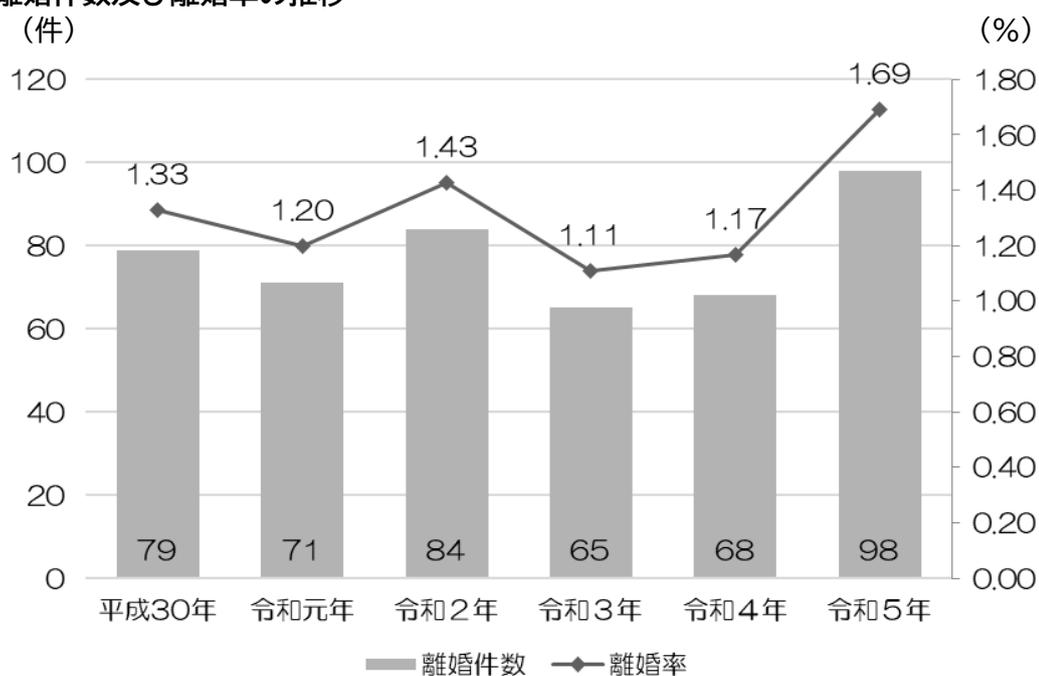
婚姻件数と婚姻率(人口千人あたりの婚姻件数)は、年により多少の増加がありますが、おおむね下降しています。一方、離婚件数と離婚率(人口千人あたりの離婚件数)は、平成30年～令和5年にかけて上昇下降を繰り返し推移しています。

### ◆婚姻件数及び婚姻率の推移 (件)



(厚生労働統計一覧人口動態統計より)

### ◆離婚件数及び離婚率の推移 (件)

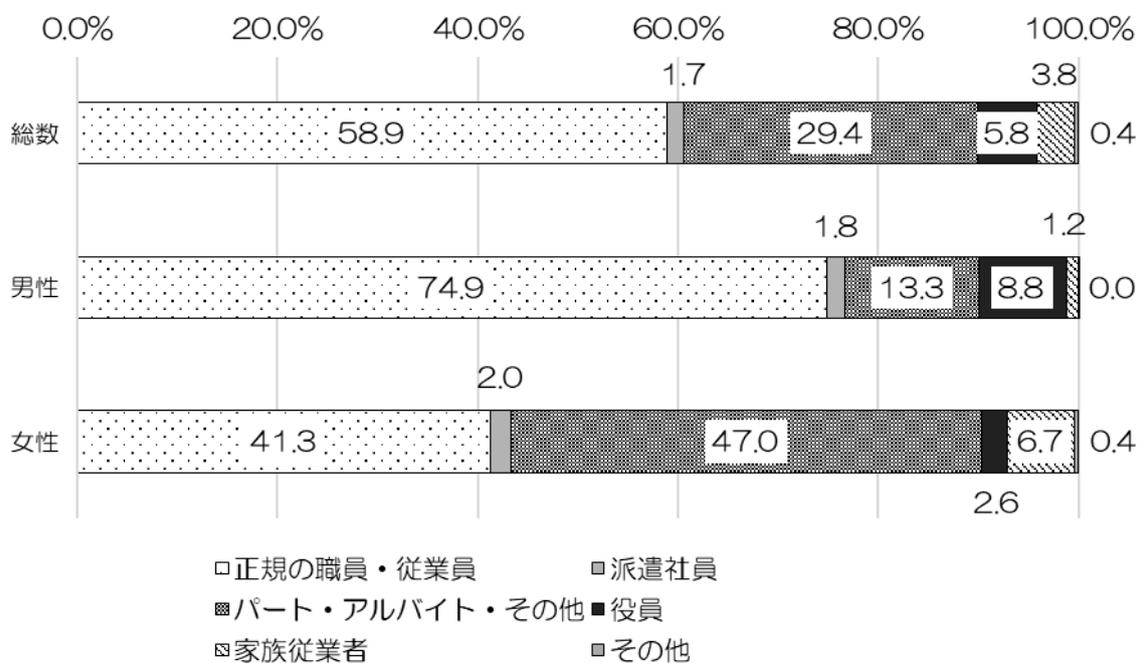


(厚生労働統計一覧人口動態統計より)

## (6) 就労の状況

就労状況を見ると、男性は「正規の職員・従業員」、女性は男性に比べ「パート・アルバイト・その他」の割合が高くなっています。

### ◆ 従業上の地位別従業者数の割合



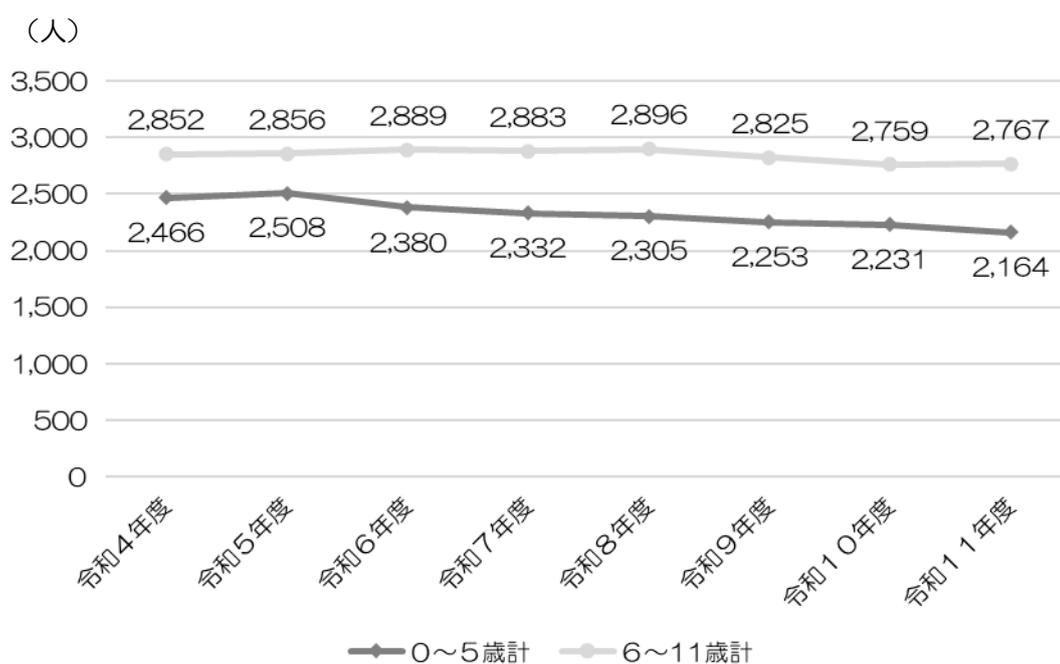
(令和2年国勢調査より)

## (7) こどもの人数

将来の児童人口について、令和7～11年度の児童数を、令和4～6年度の1歳年齢ごと男女別人口を基にコーホート変化率法※にて推計しました。本計画の年度中(令和7～11年度)にかけて、0～5歳(未就学児)・6～11歳(小学生)ともに、減少と予想されます。

※各コーホート(同時に出生した集団)のデータから変化率を算出し、将来もこの変化率が大きく変化しないと仮定して推計を行う方法のこと

	実績			推計				
	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
0歳	333	384	316	338	330	324	320	314
1歳	392	364	392	334	358	348	342	338
2歳	388	416	378	412	351	376	365	359
3歳	436	406	424	390	426	363	388	377
4歳	483	445	417	433	399	436	372	397
5歳	434	493	453	425	441	406	444	379
0～5歳計	2,466	2,508	2,380	2,332	2,305	2,253	2,231	2,164
6歳	475	445	496	460	432	448	412	451
7歳	509	482	447	501	464	437	452	416
8歳	440	514	485	450	505	468	440	455
9歳	483	438	537	495	459	515	477	449
10歳	487	486	437	538	495	460	516	477
11歳	458	491	487	439	541	497	462	519
6～11歳計	2,852	2,856	2,889	2,883	2,896	2,825	2,759	2,767
0～11歳計	5,318	5,364	5,269	5,215	5,201	5,078	4,990	4,931



(実績値は千曲市人口集計表より 各年度4月1日時点)

## 2 教育・保育施設の状況

市内の保育所は公立11施設、私立4施設の計15施設があります。

令和元年の台風被害により、公立保育所1園(雨宮保育園)が使用不可となり、令和4年1月に雨宮保育園とあんず保育園が統合し、あんずの里保育園が開園しました。

小規模保育施設は令和3年度に1園、令和4年度に1園が開園しました。

認定こども園は令和5年度に地方裁量型認定こども園が開園しました。

幼稚園は1園ありますが、令和7年度に幼稚園型認定こども園に移行予定です。

### ◆ 設置状況（施設数）

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
保育所	16	16	16	15	15	15
(公立)	12	12	12	11	11	11
(私立)	4	4	4	4	4	4
認定こども園	1	1	1	1	2	2
(公立)	0	0	0	0	0	0
(私立)	1	1	1	1	2	2
小規模保育施設	0	0	1	2	2	2
(公立)	0	0	0	0	0	0
(私立)	0	0	1	2	2	2
幼稚園	1	1	1	1	1	1
(公立)	0	0	0	0	0	0
(私立)	1	1	1	1	1	1

### 3 教育・保育の利用状況

施設の定員数は、令和元年度まで公立保育所は1,340人でしたが同年の台風被害により1園（定員60人）が使用不可となり、令和2年度は60人減少。しかし、令和4年1月に2園が統合（定員95人）し、1,315人となりました。

また、私立保育所は令和2年度まで405人でしたが、令和3年度に1園が定員を15人減らし、390人となりました。令和6年1月には1園が改築により定員を20人増やし、410人となりました。

認定こども園は令和2年度に1園が定員を15人増やし、75人。令和5年度には、1園新たに開園（定員20人）し、95人となりました。

幼稚園は220人になりますが、令和7年度に幼稚園型認定こども園に移行で、定員が160人（1号150人、2号10人）となる予定です。

#### ◆ 定員数（各年度4月1日時点）

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
保育所	1,745人	1,685人	1,670人	1,705人	1,705人	1,725人
(公立)	1,340人	1,280人	1,280人	1,315人	1,315人	1,315人
(私立)	405人	405人	390人	390人	390人	410人
認定こども園	60人	75人	75人	75人	95人	95人
(公立)	0人	0人	0人	0人	0人	0人
(私立)	60人	75人	75人	75人	95人	95人
小規模保育施設	0人	0人	19人	38人	38人	38人
(公立)	0人	0人	0人	0人	0人	0人
(私立)	0人	0人	19人	38人	38人	38人
幼稚園	220人	220人	220人	220人	220人	220人
(公立)	0人	0人	0人	0人	0人	0人
(私立)	220人	220人	220人	220人	220人	220人

#### ◆ 市内の認可外保育施設の利用状況

認可外保育施設とは、保育を行うことを目的とする施設であって、児童福祉法に基づき都道府県知事が認定している認可保育所以外の施設をいいます。

施設数	5か所
定員数	70人

（令和6年4月現在）

◆ 保育所・認定こども園・小規模保育施設の利用状況（入所者数）

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
0歳	14人	22人	15人	25人	27人	12人
1歳	193人	191人	187人	209人	188人	210人
2歳	240人	258人	252人	242人	268人	253人
3歳	362人	343人	376人	352人	334人	363人
4歳	392人	375人	345人	382人	375人	347人
5歳	349人	394人	372人	349人	392人	377人
利用状況合計	1,550人	1,583人	1,547人	1,559人	1,584人	1,562人

※広域委託を含む。受託含まない。  
(各年度4月1日現在)

◆ 幼稚園の利用状況（入園者数）

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
2歳（満3歳）	1人	4人	3人	1人	1人	5人
3歳	74人	71人	77人	64人	53人	47人
4歳	78人	71人	69人	76人	63人	53人
5歳	65人	80人	71人	69人	76人	64人
利用状況合計	218人	226人	220人	210人	193人	169人

(各年度5月1日現在)

◆ 認可外の利用状況（利用者数）

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
0歳	0人	12人	11人	6人	12人	3人
1歳	0人	10人	13人	5人	25人	17人
2歳	3人	11人	14人	3人	18人	16人
3歳	3人	14人	12人	2人	6人	1人
4歳	4人	6人	8人	6人	2人	6人
5歳	4人	9人	8人	7人	5人	2人
利用状況合計	14人	62人	66人	29人	68人	45人

(令和元年度～令和5年度3月1日現在 令和6年度4月1日現在)

## 4 地域子ども・子育て支援事業の状況

該当する事業の状況は下記の通りです。

### 利用者支援事業

子ども及びその保護者等の身近な場所において、教育・保育・保健その他の子育て支援の情報提供及び相談支援を行うとともに、関係機関との連絡調整を実施する事業です。この事業の制度的な実施には、利用者支援専門員の配置が必要になります。

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実施か所数	3か所	3か所	3か所	3か所	3か所

### 地域子育て支援拠点事業

現在、2つの地域子育て支援センターで活動が行われています。令和4年度の利用者は12,423人(年延べ)、令和5年度の利用者は18,499人(同)でした。

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用者数 (年延べ)	27,101人	14,395人	12,687人	12,423人	18,499人
実施か所数	2か所	2か所	2か所	2か所	2か所

### 妊婦健康診査

母子健康手帳交付時に妊婦一般健康診査票を交付します。

妊娠中に医療機関にて、基本健診14回、追加検査5回、超音波検査4回の公費助成が受けられます。

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
交付対象者数	339人	347人	367人	324人	306人
利用回数 (年延べ)	6,998回	7,378回	7,214回	7,369回	6,317回
利用率 (回数ベース)	86.1%	87.4%	81.5%	90.5%	85.9%

## 乳児家庭全戸訪問事業

保健師が生後4か月ごろまでに、すべての赤ちゃんとその母親を訪問しています。

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
訪問数	315人	316人	305人	340人	309人
実施率	92.9%	91.3%	92.1%	91.2%	93.4%

※里帰り先市町村訪問数は除く

## 養育支援訪問事業

保護者の養育を支援することが必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育が適切に行われるように相談支援、育児・家事援助を行う事業です。

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
専門的相談支援 訪問数	370人	230人	304人	260人	210人
育児・家事援助 訪問数	0人	54人	28人	54人	47人

## 子育て短期支援事業

### ◆ ショートステイ

保護者が家庭の事情等で、家庭において児童を養育することが困難となった場合、児童福祉施設において一定期間(原則として7日以内)預かり養育する事業です。

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実施か所数	2か所	2か所	2か所	2か所	2か所
延べ日数 (年延べ)	150日	151日	134日	37日	85日

### ◆ トワイライトステイ

保護者が仕事、その他の理由により、平日の夜間又は休日に不在となり、家庭において児童を養育することが困難となった場合、児童福祉施設において一時的に預かり養育する事業です。

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実施か所数	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所
延べ日数 (年延べ)	89日	130日	46日	16日	30日

## 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター）

子育ての手助けをしてほしい人と子育てのお手伝いをしたい人が会員となって登録し、保育園・児童センター等への送迎、託児を行っています。

### ◆ 延べ利用件数

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
託児	191件	202件	191件	267件	342件
送迎	308件	463件	583件	362件	351件
合計	499件	665件	774件	629件	693件

## 一時預かり事業

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児を保育所において一時的に預かりをおこなう事業で、実施状況は以下の通りです。

### ◆ 保育所の一時預かり

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実施か所数	16か所	15か所	15か所	15か所	18か所
利用件数 (年延べ)	695人	528人	369人	297人	438人

## 延長保育事業（時間外保育）

延長保育、休日保育を実施しています。夜間保育実施施設はありません。幼稚園では預かり保育も実施しており、実施施設数は以下の通りです。

	延長保育	休日保育	夜間保育	幼稚園 預かり保育
実施か所数	19か所	2か所	0か所	1か所
(公立)	11か所	2か所	0か所	0か所
(私立)	8か所	0か所	0か所	1か所

(令和6年度)

### ◆ 延長保育の利用者数

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用者数 (年間)	828人	1,056人	928人	945人	1,051人

◆ 日曜保育の利用者数

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用者数 (年延べ)	32人	41人	15人	0人	45人

病児保育事業

病気やケガの治療中または回復期にあるお子さんを、専用の保育室において専門スタッフ(看護師や保育士)がお預かりする事業です。市内2か所(公立1か所、私立1か所)で実施していますが、長野地域連携中枢都市圏内(長野市、須坂市、飯綱町)での利用も可能です。

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
登録者数	296人	325人	365人	394人	448人
利用件数 (年延べ)	68人	12人	25人	19人	20人

(公立のみ)

放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)

小学校区を基本の単位として市内9か所で放課後児童クラブを実施しています。

令和5年度の登録者数は572人でした。

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
屋代小学校区	74人	70人	72人	60人	66人
東小学校区	66人	65人	59人	54人	50人
埴生小学校区	100人	93人	103人	117人	125人
治田小学校区	64人	67人	66人	76人	79人
八幡小学校区	55人	53人	55人	43人	45人
戸倉小学校区	42人	56人	56人	44人	53人
更級小学校区	23人	24人	28人	31人	22人
五加小学校区	65人	64人	81人	63人	73人
上山田小学校区	59人	55人	53人	52人	59人
合計	548人	547人	573人	540人	572人

## 5 アンケート調査の結果概要

本計画の策定にあたり、保護者の子育てに関する意識・意見や生活実態と、確保を図るべき教育・保育・子育て支援の「量の見込み」算出の基礎データを得るため、「子ども子育て事業に関するニーズ調査」「若者の意識及び実態調査」「子どもの貧困の実態調査」の3つを実施しました。

結果概要は以下の通りです。

### (1) 保護者の就労状況

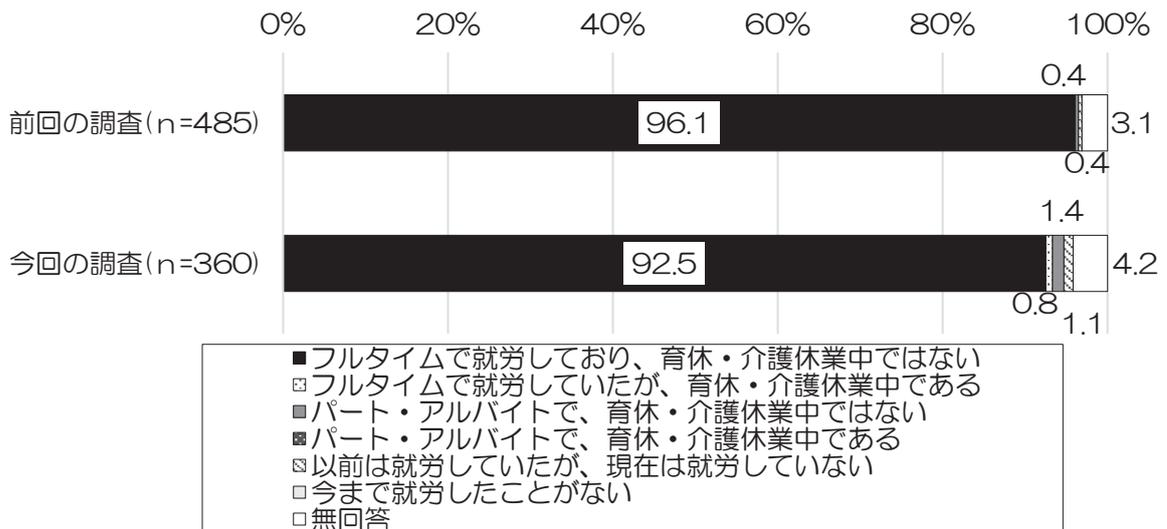
#### ◆ 父親・母親の就労状況

<子ども子育て事業に関するニーズ調査>

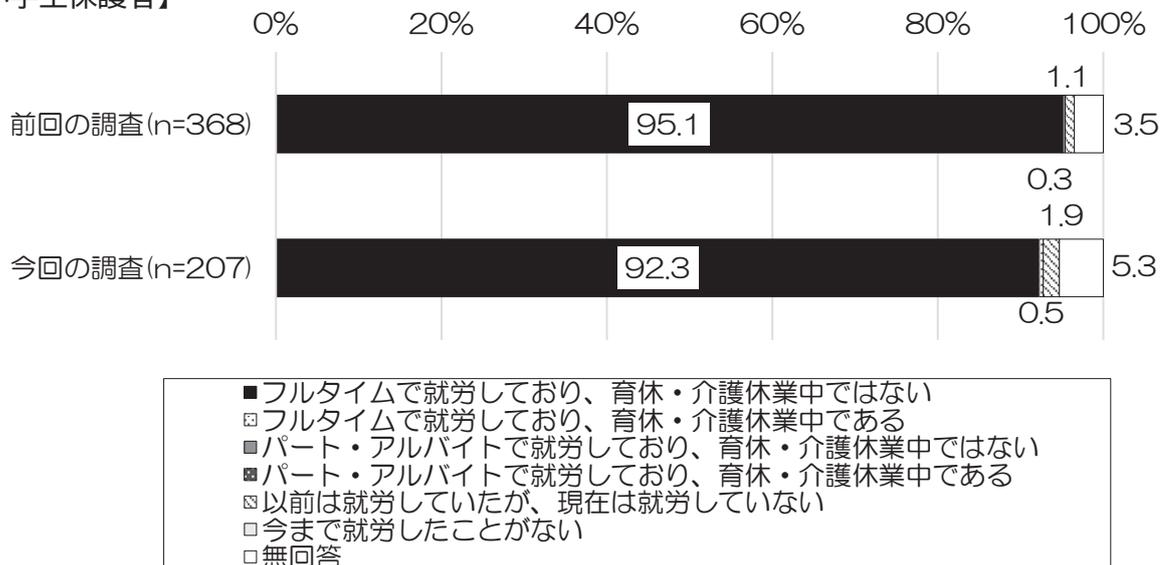
##### ・父親

就学前児童保護者と小学生保護者で比較して、どの就労状況も同等となっており、フルタイム就労が最も多くなっています。

##### 【就学前児童保護者】



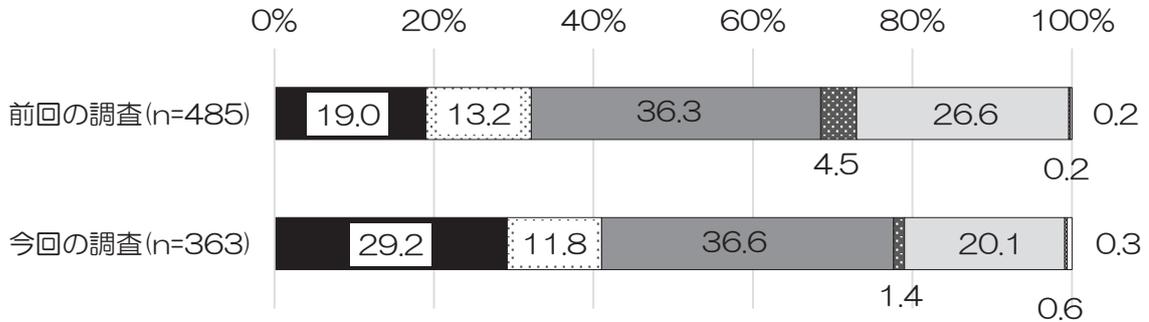
##### 【小学生保護者】



・母親

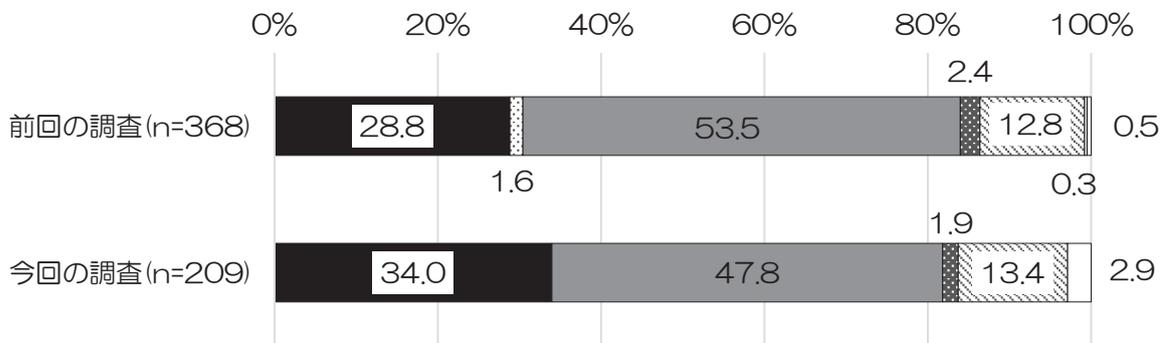
就学前児童保護者と小学生保護者と比較して、小学生保護者の方がパート・アルバイト等の就労が多くなっています。今まで就労していない人や育休中だった人が就労していることが関係していると考えられます。

【就学前児童保護者】



- フルタイムで就労しており、育休・介護休業中ではない
- ▣フルタイムで就労していたが、育休・介護休業中である
- パート・アルバイトで、育休・介護休業中ではない
- ▣パート・アルバイトで、育休・介護休業中である
- 以前は就労していたが、現在は就労していない
- ▣今まで就労したことがない
- 無回答

【小学生保護者】



- フルタイムで就労しており、育休・介護休業中ではない
- ▣フルタイムで就労しており、育休・介護休業中である
- パート・アルバイトで就労しており、育休・介護休業中ではない
- ▣パート・アルバイトで就労しており、育休・介護休業中である
- ▣以前は就労していたが、現在は就労していない
- 今まで就労したことがない
- 無回答

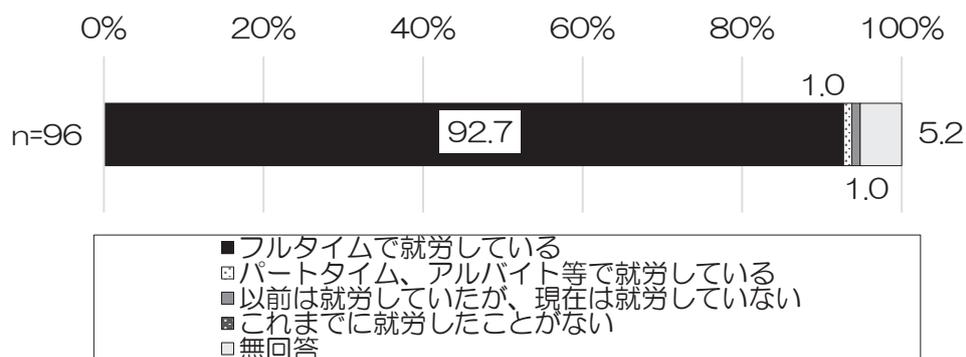
◆ 父親・母親の就労状況

<子どもの貧困の実態調査>

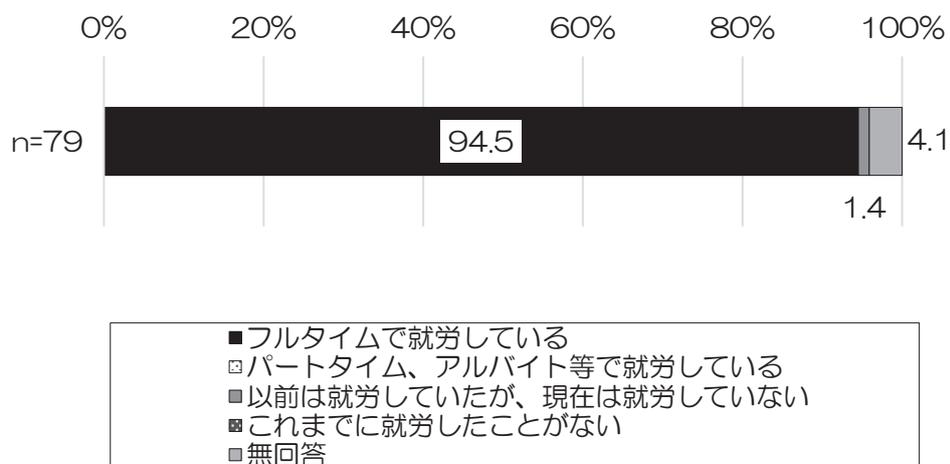
・父親

小学生保護者と中学生保護者で比較して、どの就労状況も同等となっており、フルタイム就労が最も多くなっています。

【小学生保護者】



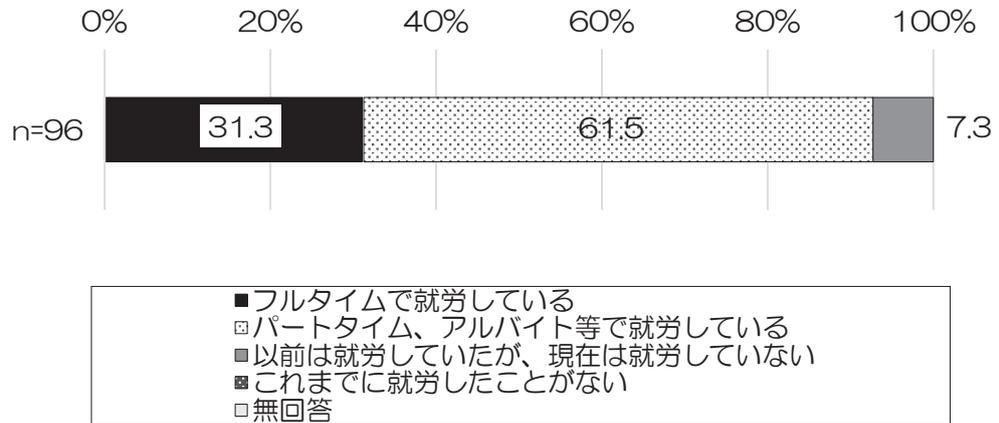
【中学生保護者】



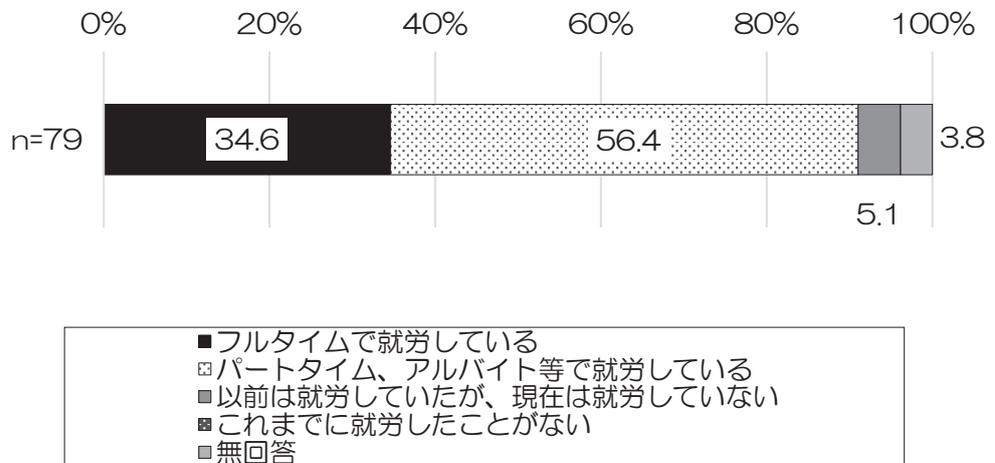
・母親

小学生保護者と中学生保護者と比較して、小学生保護者の方がパート・アルバイト等の就労が多くなっています。

【小学生保護者】



【中学生保護者】

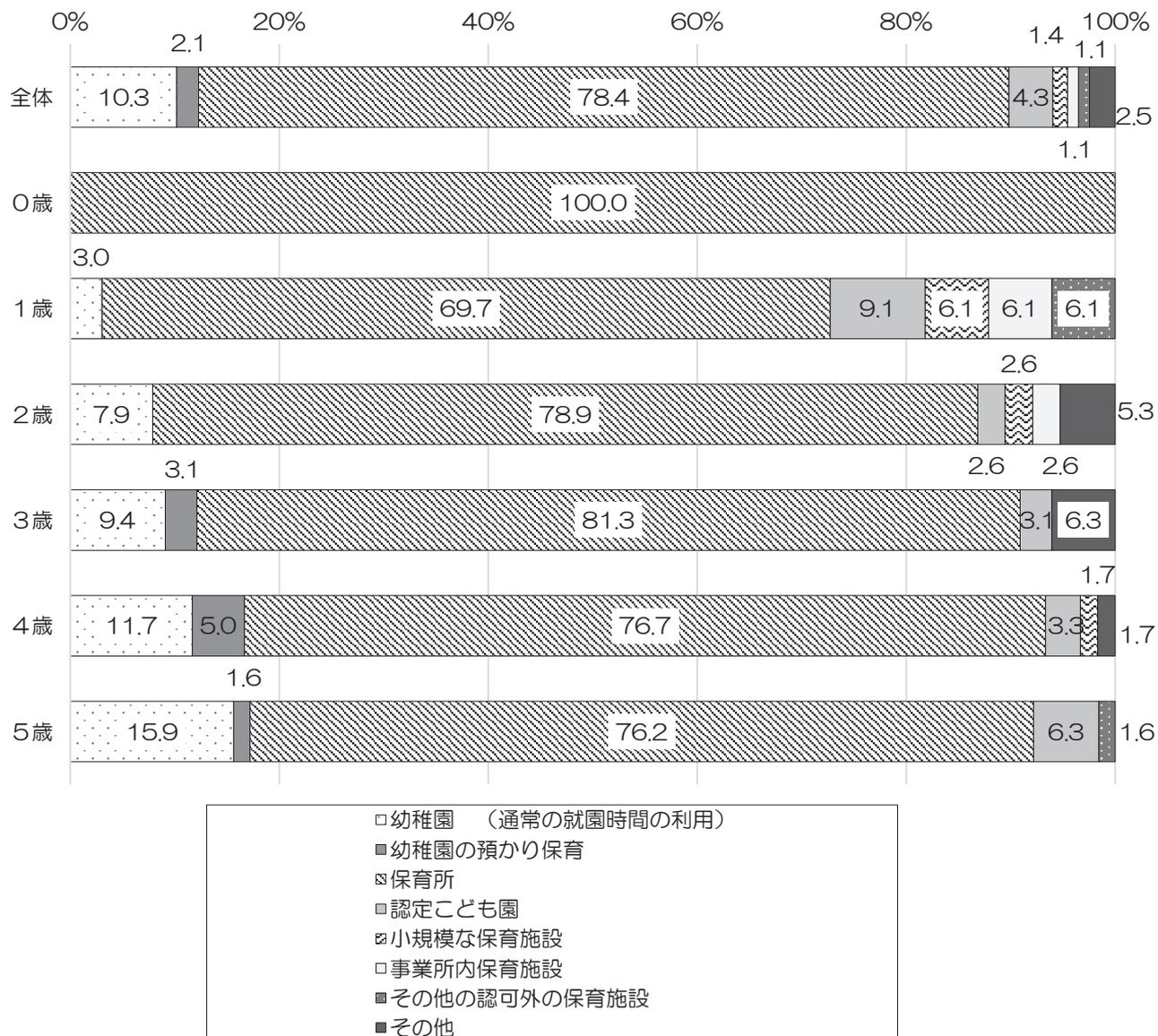


## (2) 教育・保育事業の利用

### ◆ 年齢別での平日日中の教育・保育事業の利用状況

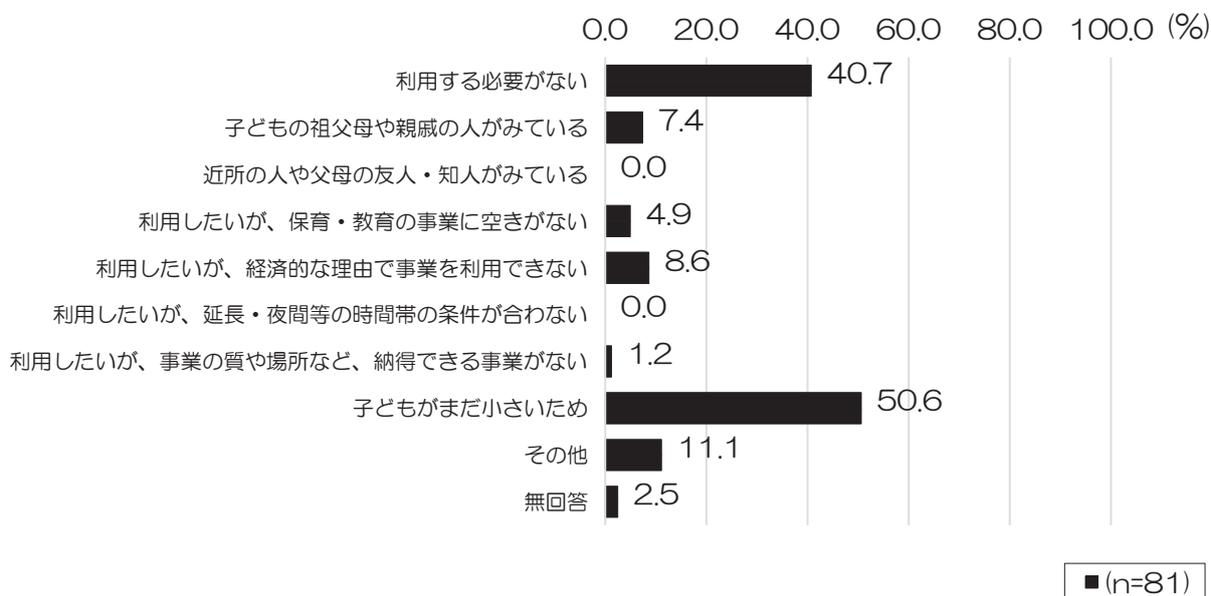
<子ども子育て事業に関するニーズ調査 就学前児童保護者のみ>

年齢別で平日日中の教育・保育事業の利用状況を見ると、以下の通りです。これらは、各年齢の事業利用者数を母数としており、ほとんどの年齢で事業利用者のうち7割以上が保育所を利用しています。



◆ **利用していない理由（施設を利用していないを選択した人への設問）**

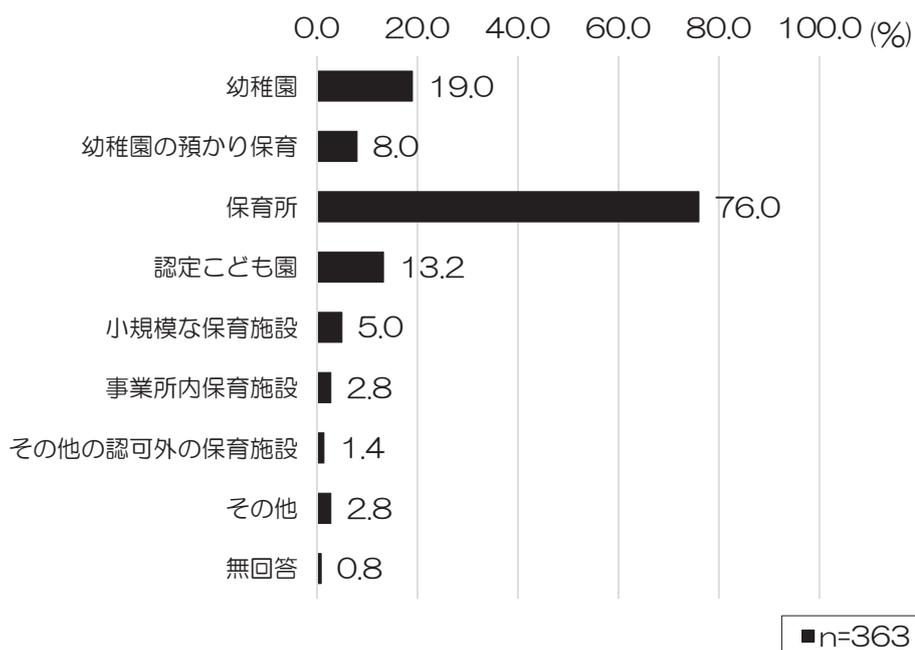
「子どもがまだ小さいため」が50.6%、「利用する必要がない」が40.7%となっています。ご家庭やこどもの状況で利用していない人がほとんどですが「利用したいが、保育・教育の事業に空きがない」が4.9%と、提供状況が理由で利用していない人もいます。



◆ **今後定期的に利用したい事業**

<子ども子育て事業に関するニーズ調査 就学前児童保護者のみ>

最も多いのが「保育所」で76.0%となっています。次いで、「幼稚園」が19.0%、「認定こども園」が13.2%となっています。



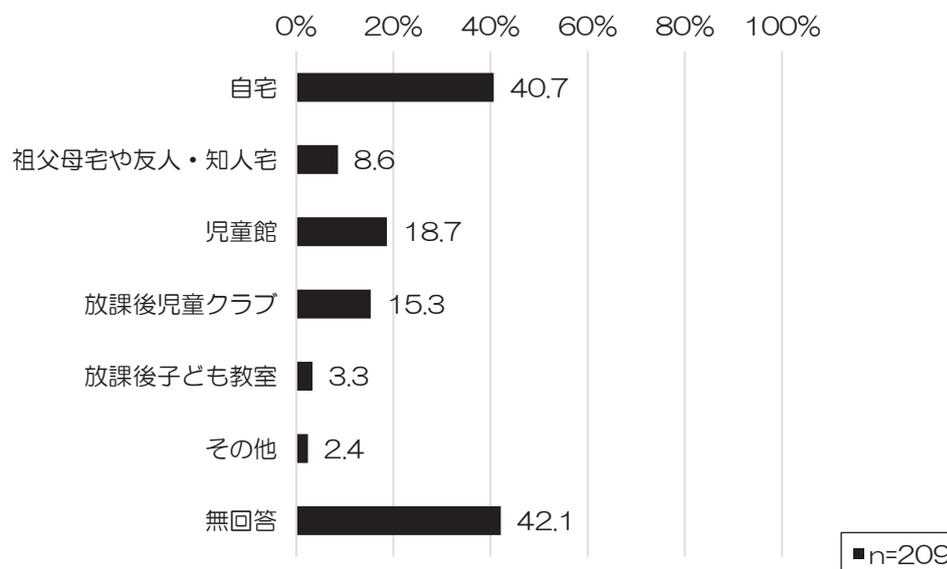
## ◆ お子さんの放課後の過ごし方

<子ども子育て事業に関するニーズ調査 小学生保護者のみ>

### 小学校低学年時の放課後の過ごし方の希望

【問9】(MA)

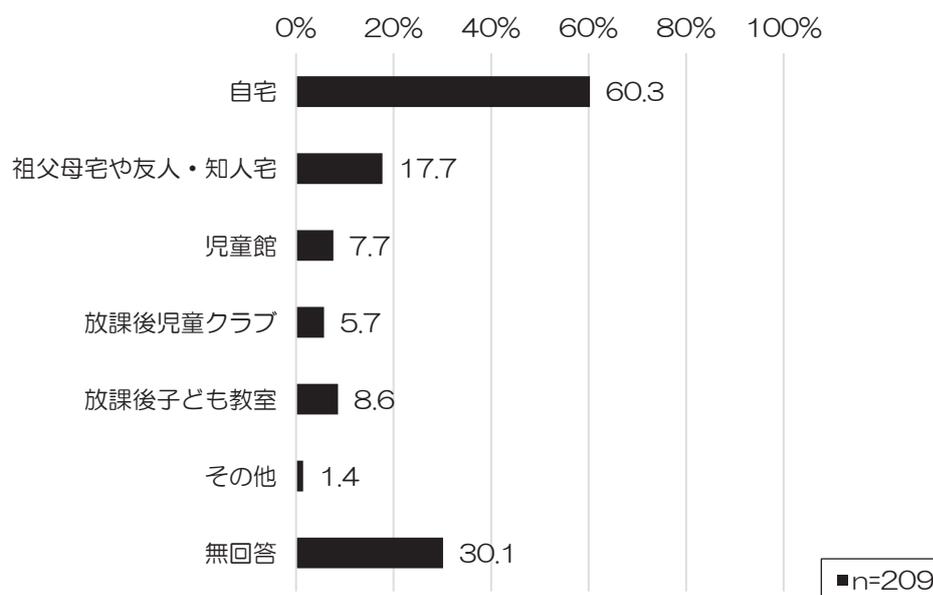
放課後に過ごしてほしい場所として、低学年時で最も割合が高いのは「自宅」で40.7%、次いで「児童館」18.7%、「放課後児童クラブ」15.3%となっています。



### 小学校高学年時の放課後の過ごし方の希望

【問9】(MA)

高学年になると、最も割合が高いのは「自宅」で60.3%、次いで「祖父母宅や知人宅」17.7%、「放課後子ども教室」8.6%となっています。低学年時よりも、「児童館」「放課後児童クラブ」の割合が低くなっています。



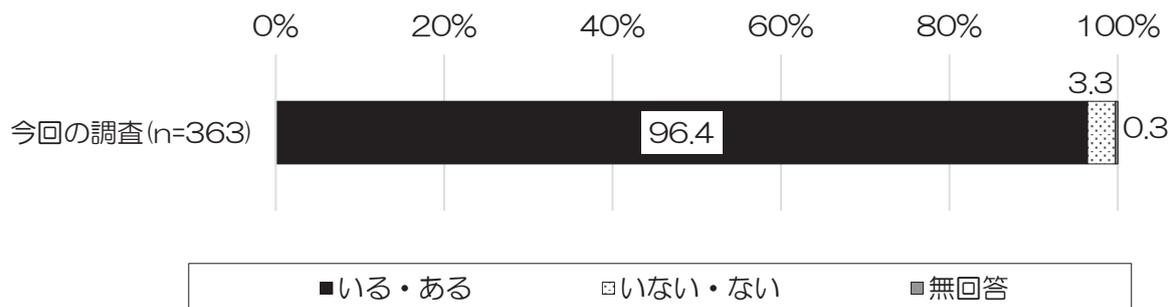
### (3) 子育てについて

#### ◆ 子育てについて、気軽に相談できる人や場所の有無 ※前回は同設問なし

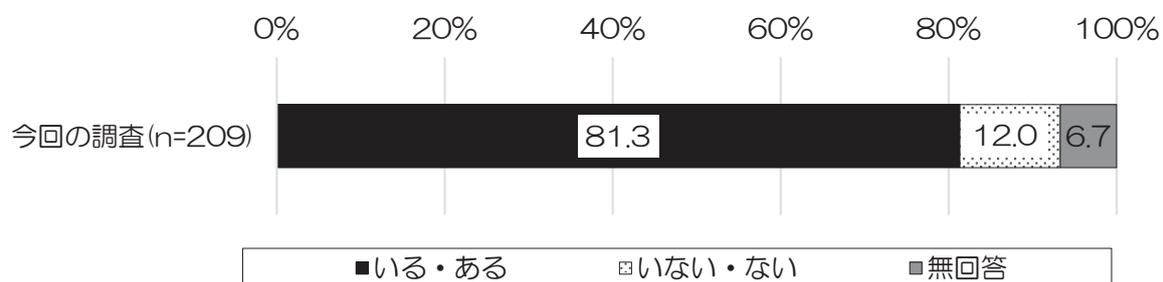
<子ども子育て事業のニーズ調査>

就学前児童保護者と小学生保護者と比較して、小学生保護者で相談先がある人は81.3%に対し、就学前児童保護者は96.4%と、ほとんどの人があると答えています。

#### 【就学前児童保護者】



#### 【小学生保護者】

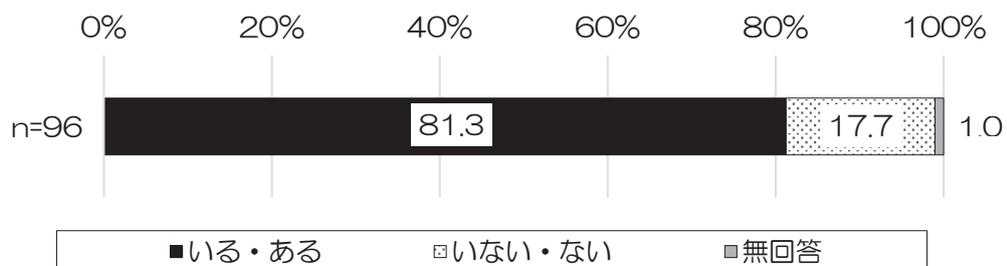


◆ 子育てについて、気軽に相談できる人や場所の有無 ※前回は同設問なし

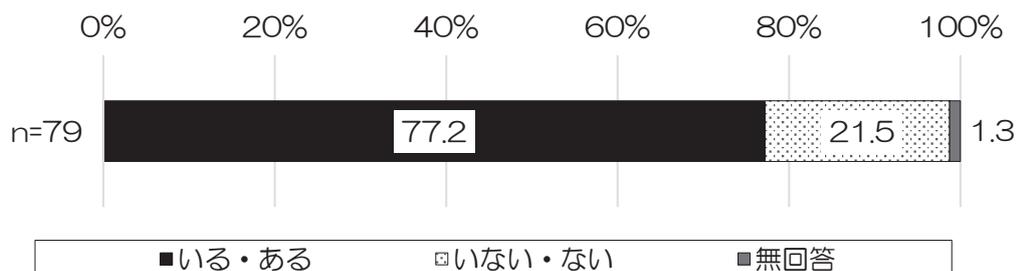
<子どもの貧困の実態調査>

小学生保護者と中学生保護者で比較して、小学生保護者で相談先がある人は81.3%に対し、中学生保護者は77.2%に留まり、小学生保護者の方が相談先がある人が多くなっています。

【小学生保護者】



【中学生保護者】

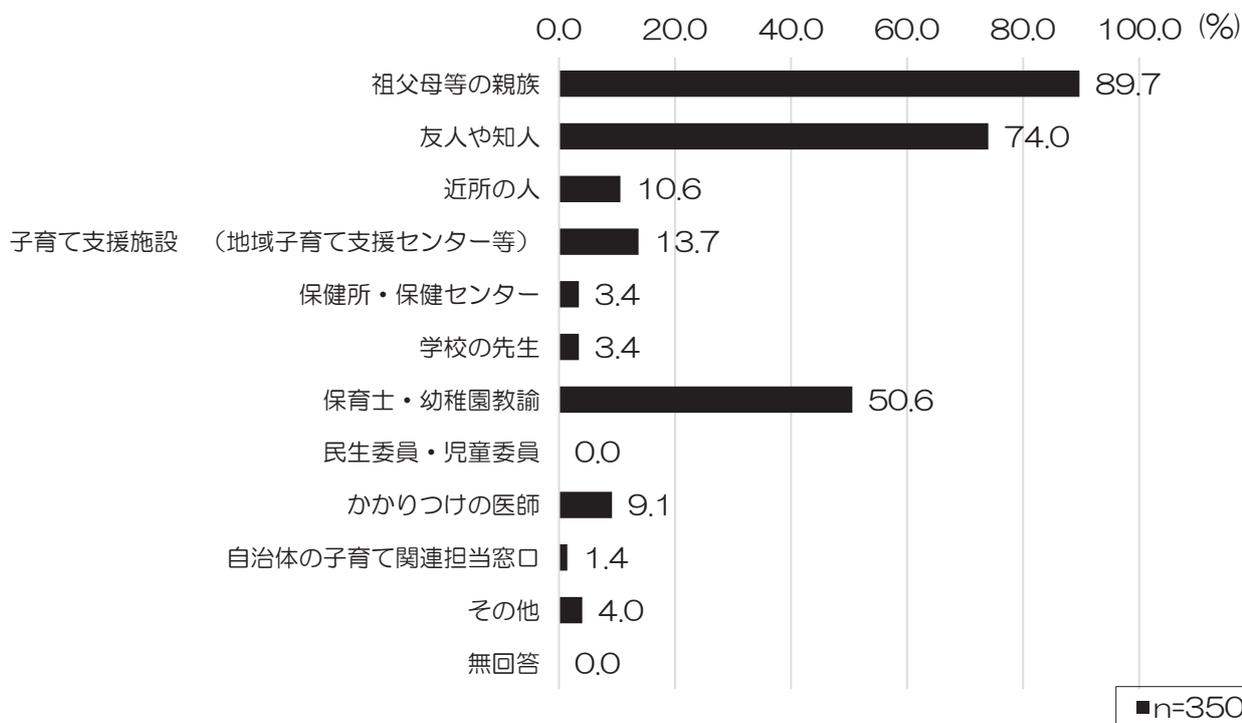


◆ 子育てに関することでの具体的な相談先（「いる・ある」を選択した人への設問）

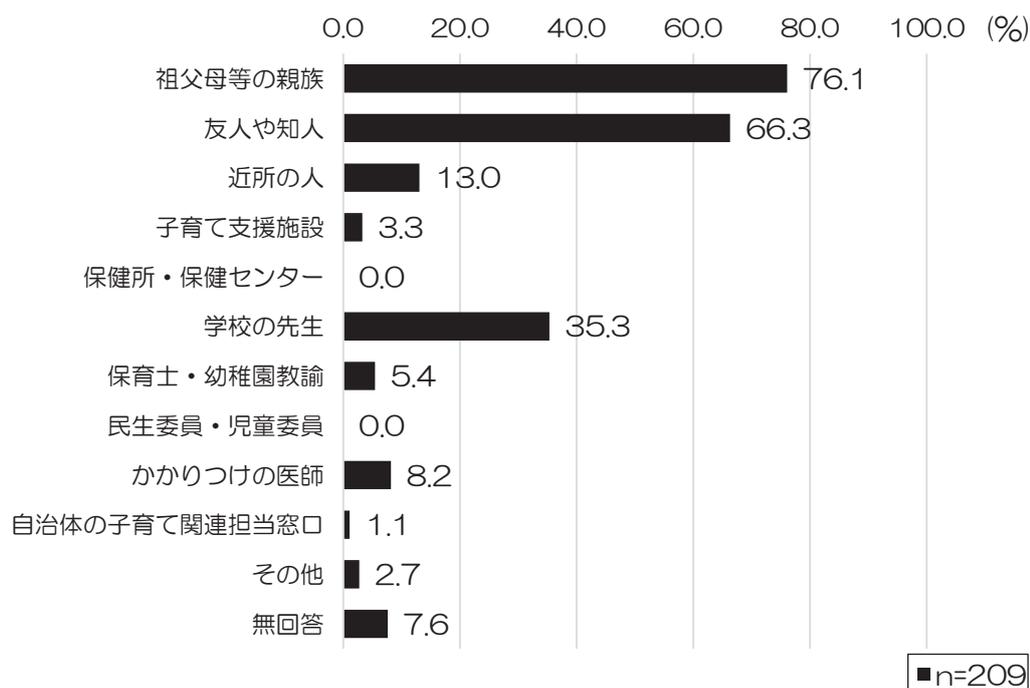
<子ども子育て事業のニーズ調査>

就学前児童保護者と小学生保護者で比較して、どちらも最も多いのが「祖父母等の親族」でした。

【就学前児童保護者】



【小学生保護者】

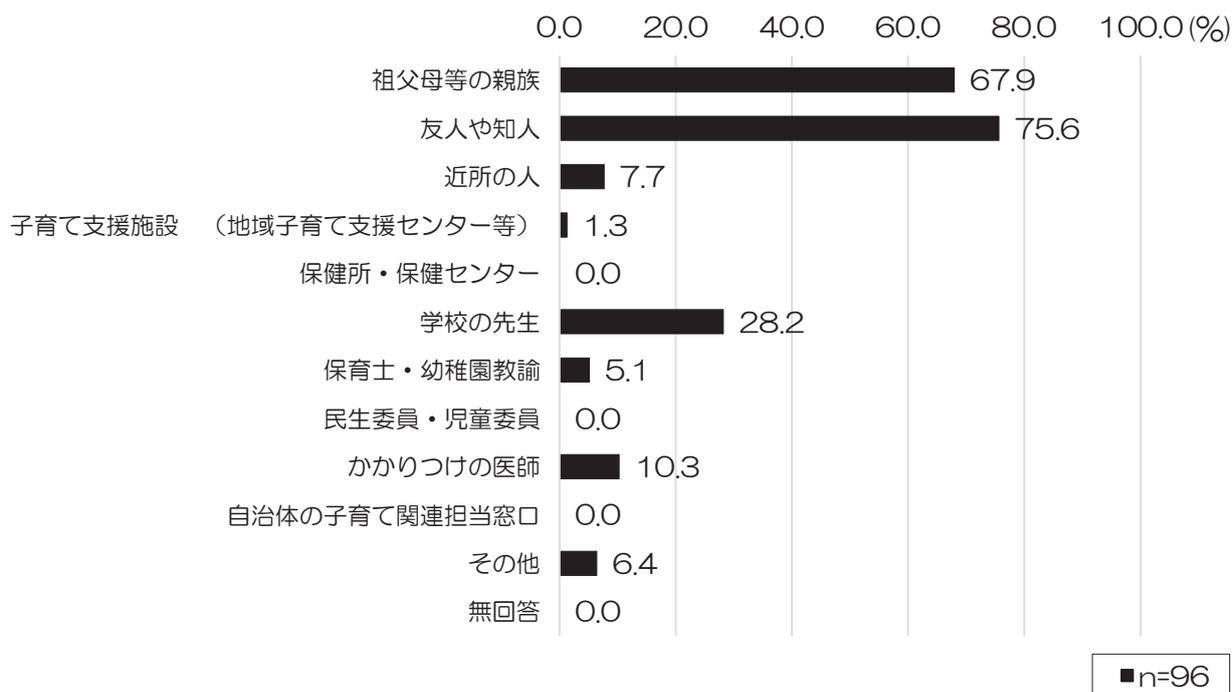


◆ 子育てに関することでの具体的な相談先（「いる・ある」を選択した人への設問）

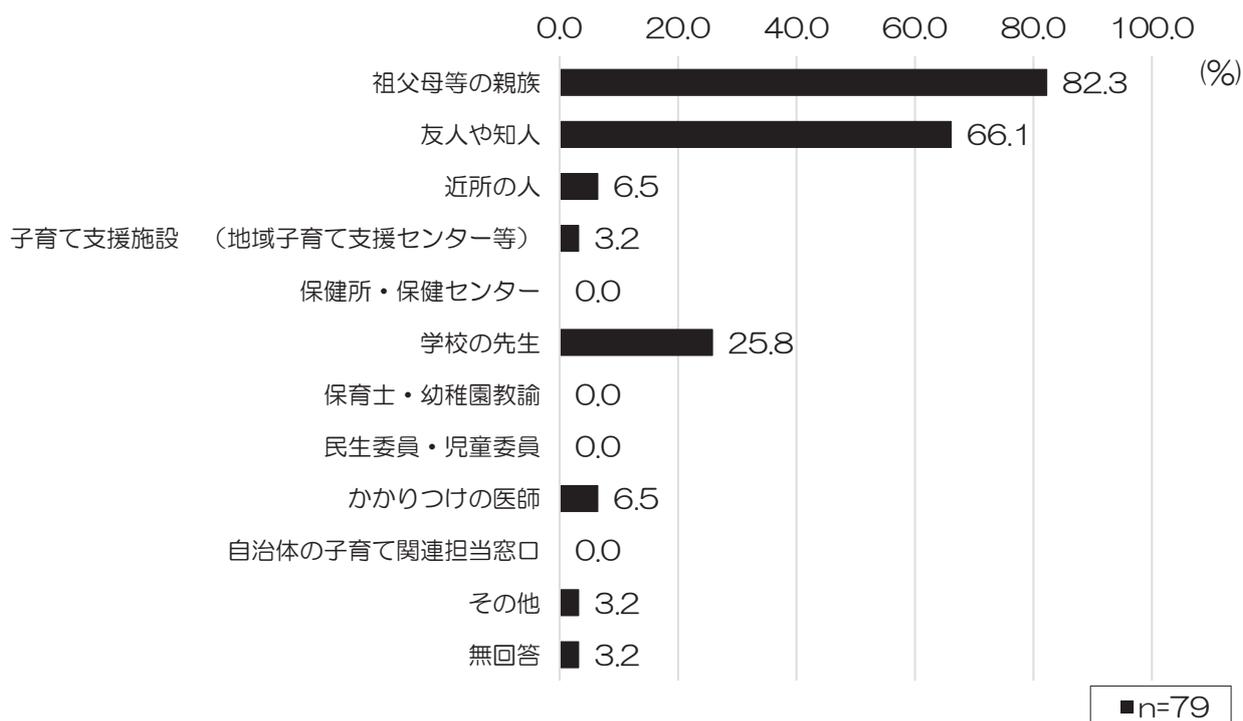
<子どもの貧困の実態調査>

小学生保護者と中学生保護者で比較して、子ども子育て事業のニーズ調査の結果と同様、中学生保護者は「祖父母等の親族」が最も多いですが、小学生保護者は「友人や知人」が最も多くなっています。

【小学生保護者】



【中学生保護者】

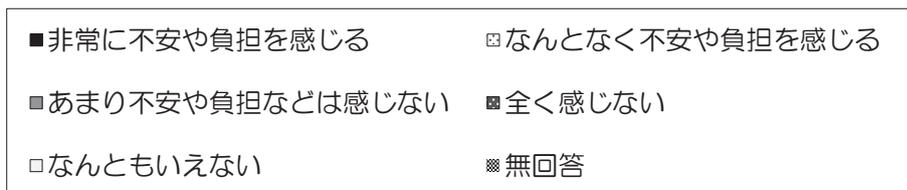
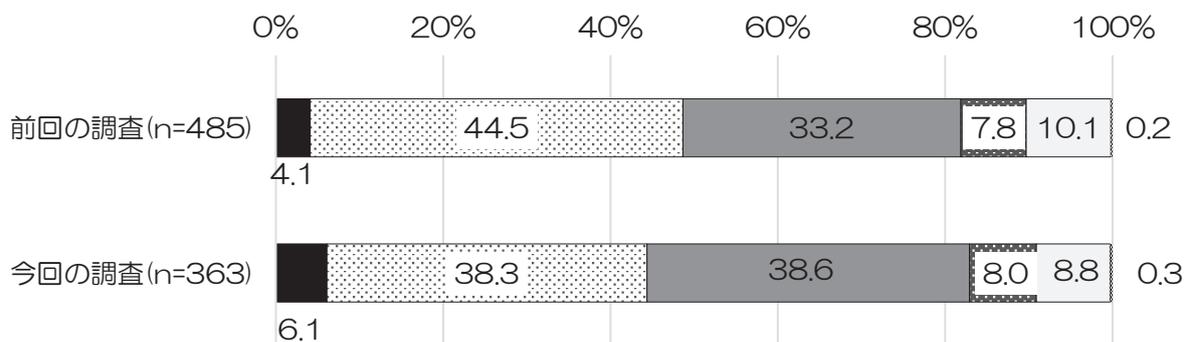


◆ 子育てに不安や負担を感じるか

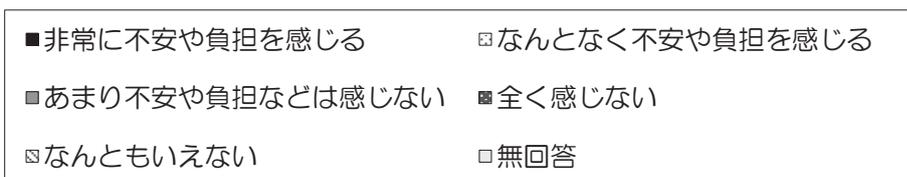
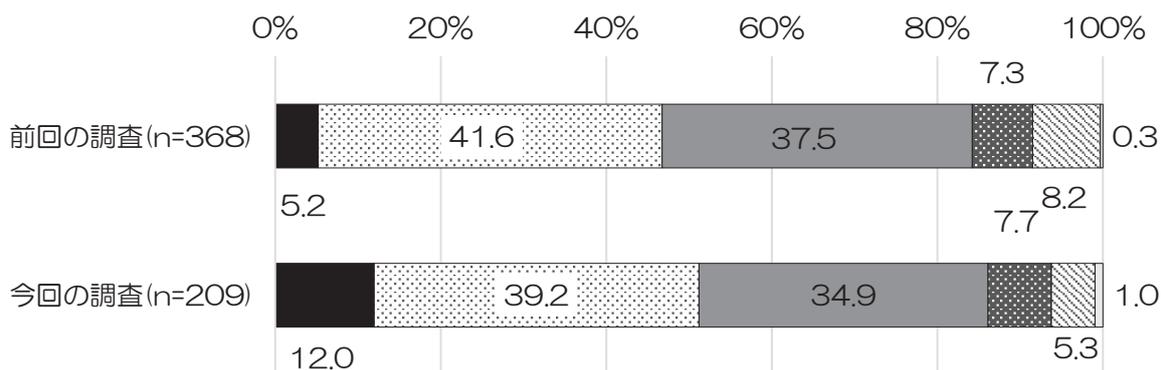
<子ども子育て事業のニーズ調査>

就学前児童保護者と小学生保護者で比較して、小学生保護者の方が非常に不安や負担を感じる人が5.9%多くなっています。

【就学前児童保護者】



【小学生保護者】

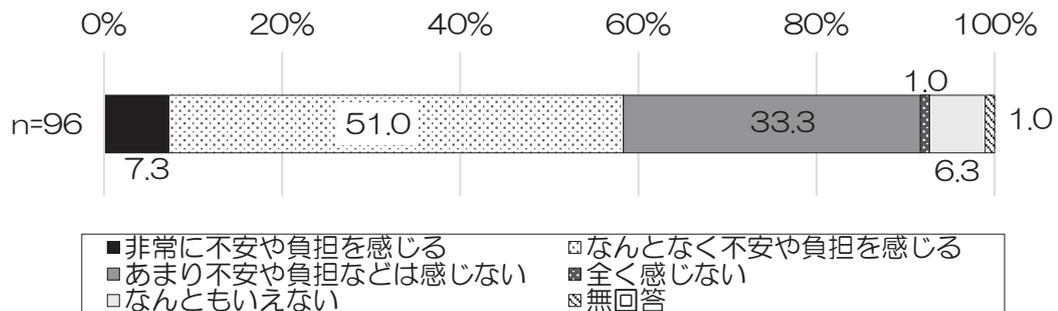


◆ 子育てに不安や負担を感じるか

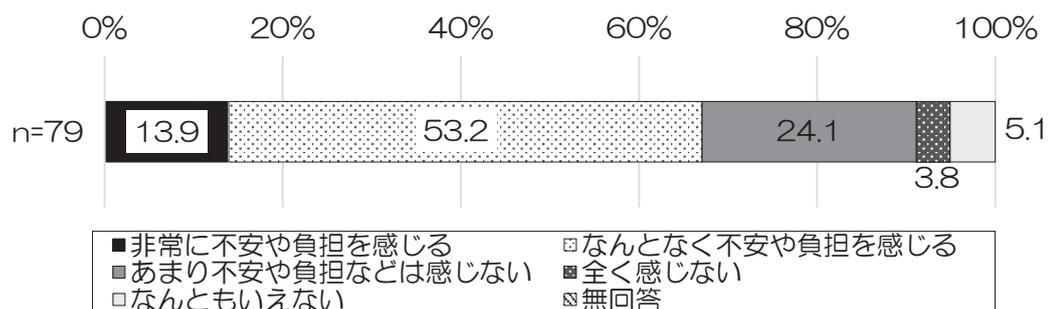
<子どもの貧困の実態調査>

小学生保護者と中学生保護者で比較して、全体として中学生保護者の方が不安を感じている人が多くなっています。中学生になるとお子さんの将来のことも考える年齢ということも関係していると考えられます。

【小学生保護者】



【中学生保護者】



◆ 子育てのことで日常悩んでいること、また、気になること

<子どもの貧困の実態調査>

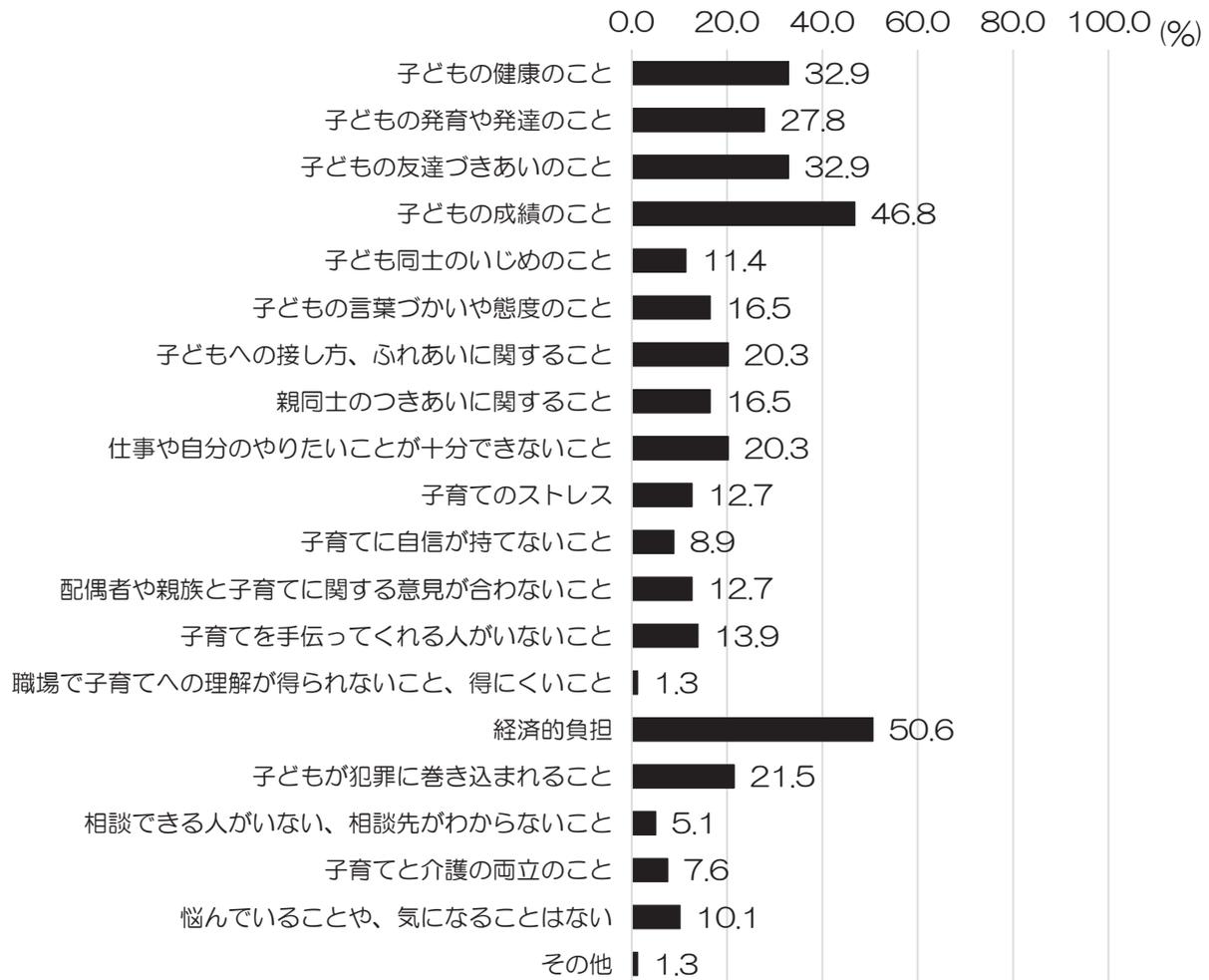
小学生保護者と中学生保護者ともに最も割合が高いのは「経済的負担」となっています。また、小学生保護者と中学生保護者で比較して、小学生保護者の方が経済的負担と答えている人が多くなっています。

【小学生保護者】



■ n=96

【中学生保護者】



■n=79

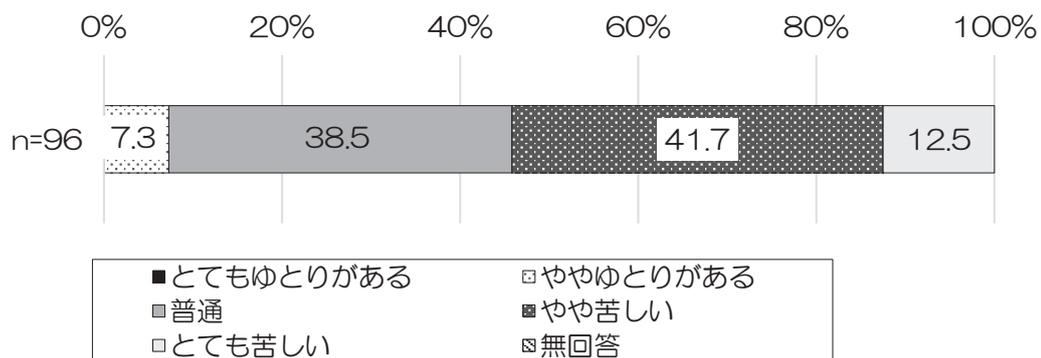
## (4) 家庭について

### ◆ 家庭の経済状況について ※前回は同設問なし

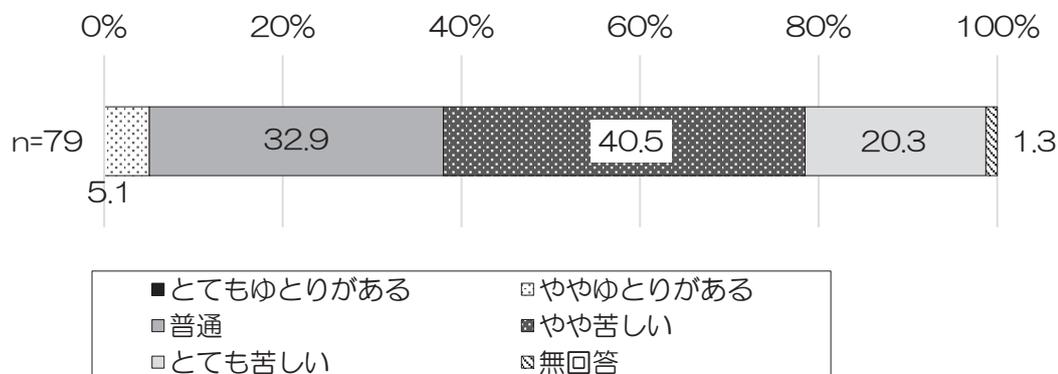
#### <子どもの貧困の実態調査>

家庭の暮らしの状況を、お金の面からみてどう感じているかたずねたところ、小学生保護者と中学生保護者ともに全体として「やや苦しい」「とても苦しい」と答えている人の割合が多くなっています。

#### 【小学生保護者】



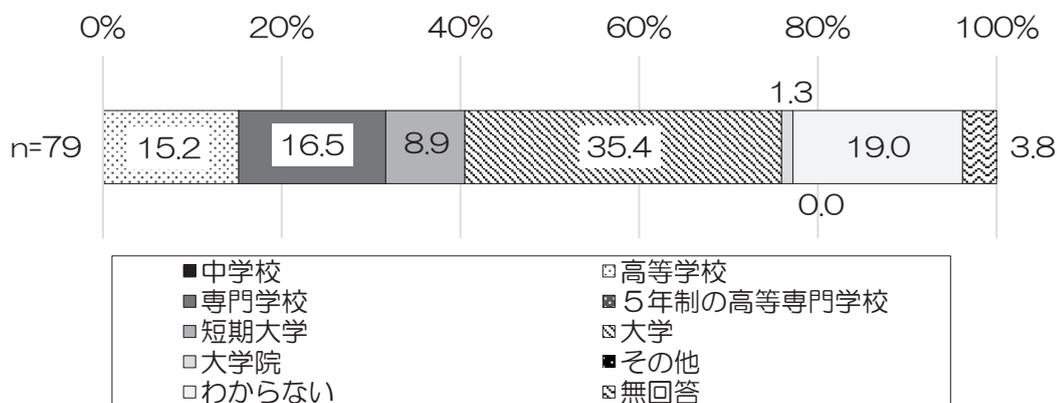
#### 【中学生保護者】



◆ お子さんの最終学歴について（中学生保護者のみ） ※前回は同設問なし

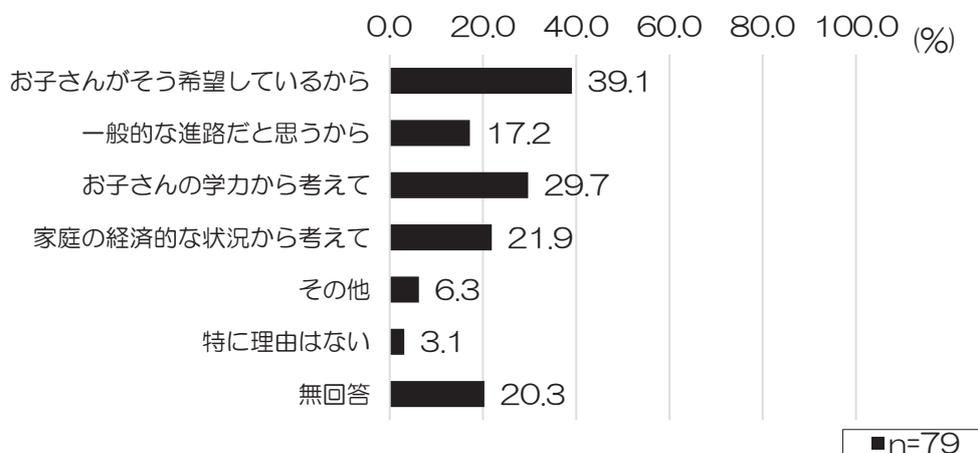
<子どもの貧困の実態調査>

お子さんの最終学歴が現実的に見てどの学校になると思うかたずねたところ、全体として「大学」が最も多いですが、「高等学校」と答えている人も15.2%となっています。



◆ 上記の設問に関してそう思う理由（「1. 中学校」～「8. その他」を選択した方）

「お子さんがそう希望しているから」が39.1%と最も多いですが、「家庭の経済的な状況から考えて」と答えている人も21.9%となっています。



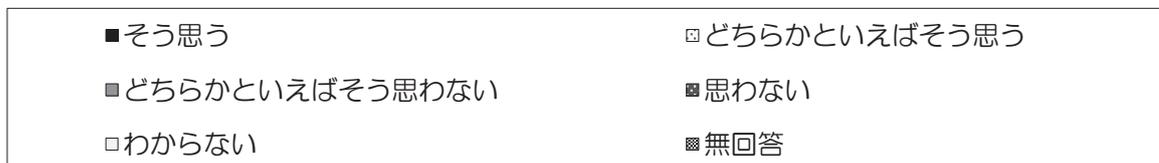
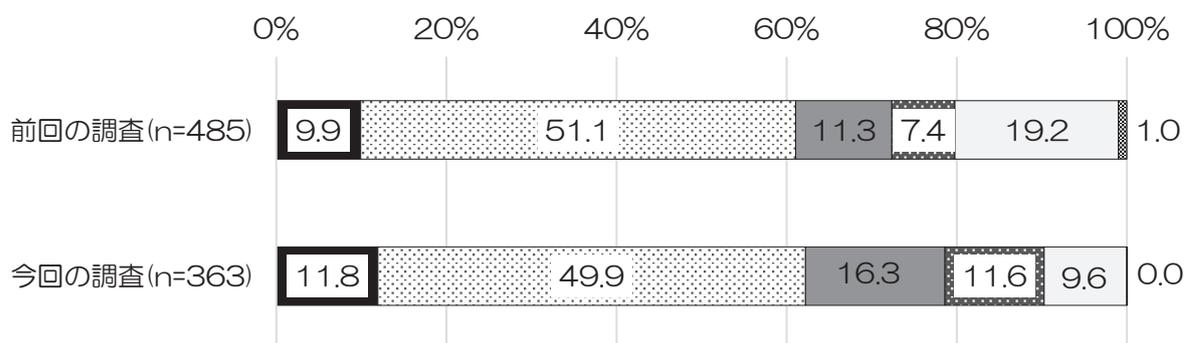
## (5) 千曲市について

### ◆ 市の子育て環境の評価

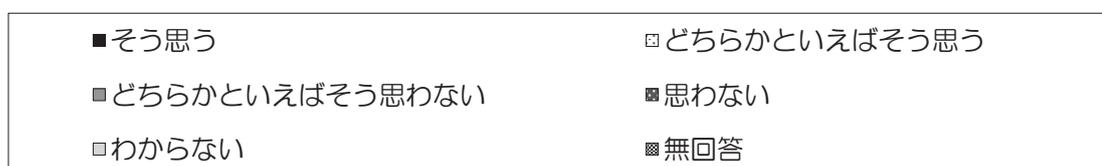
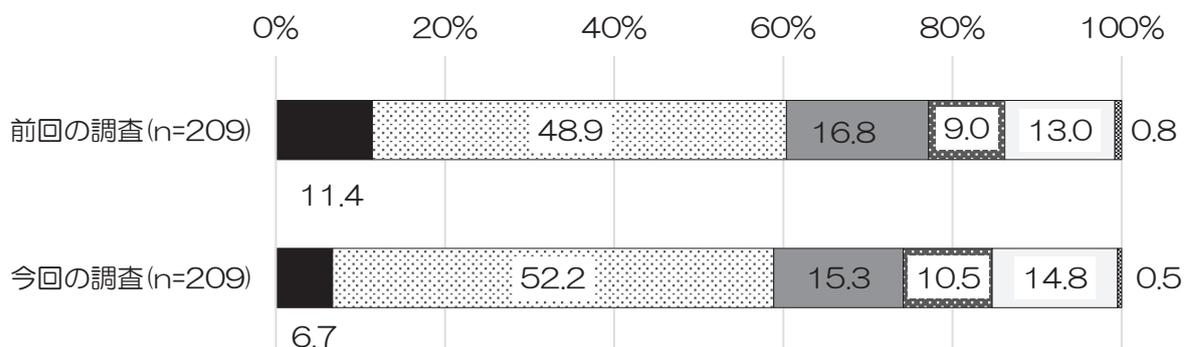
#### <子ども子育て事業のニーズ調査>

就学前児童保護者と小学生保護者ともに、全体として大きな差はなく、どちらとも本市が子育てしやすい環境と思っている人(「そう思う」・「どちらかといえばそう思う」と答えている人)が大半を占めています。

#### 【就学前児童保護者】



#### 【小学生保護者】

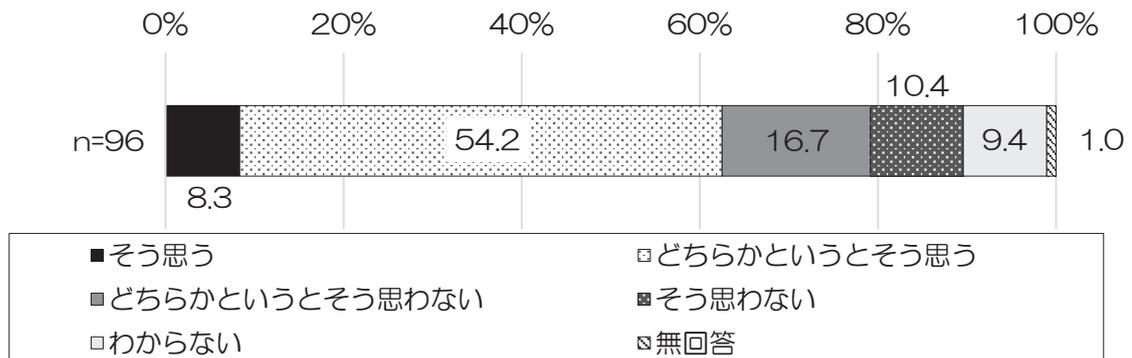


◆ 市の子育て環境の評価

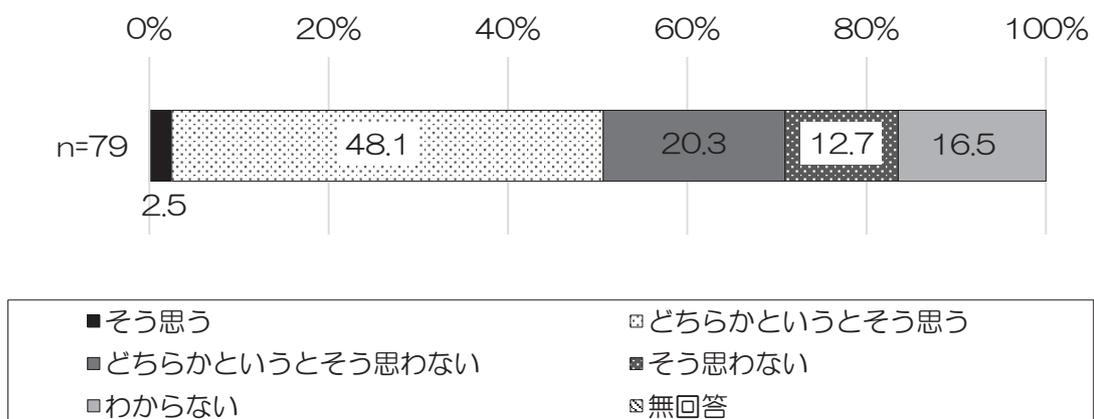
<子どもの貧困の実態調査>

小学生保護者と中学生保護者ともに全体として、子育てしやすい環境と感じている人の割合が多くなっています。また、小学生保護者と中学生保護者で比較すると小学生保護者の方が子育てしやすい(「そう思う」・「どちらかというと思う」と答えた人)と感じている人が多くなっています。

【小学生保護者】



【中学生保護者】

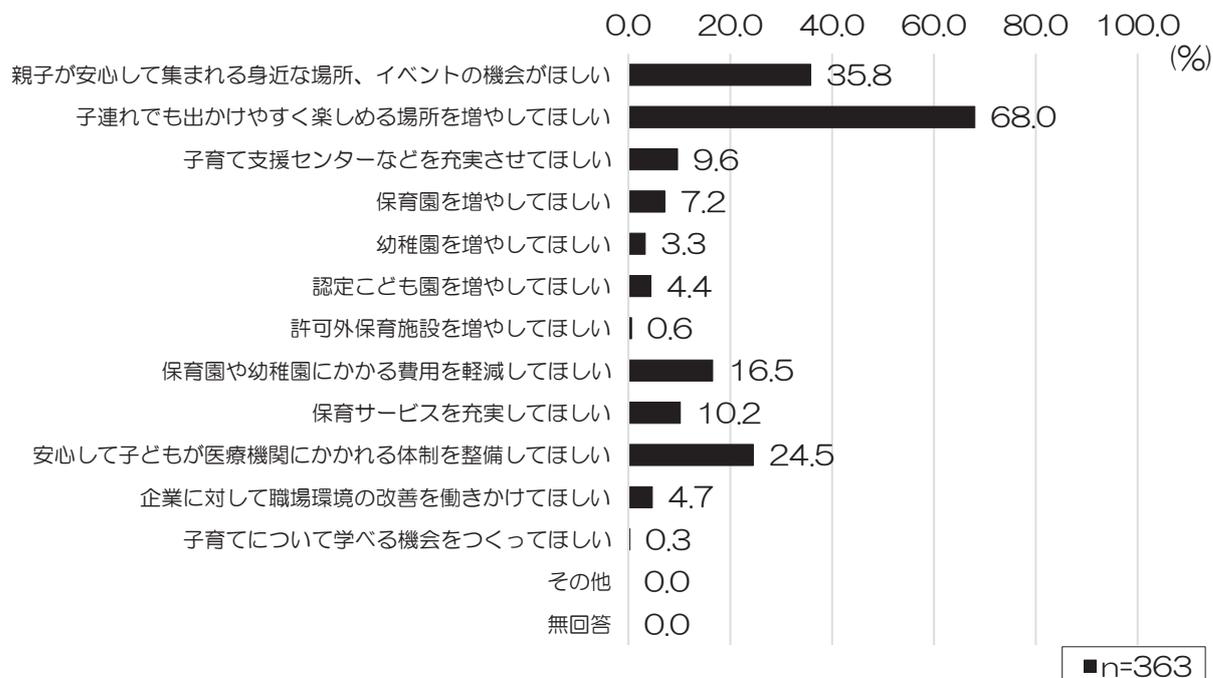


◆ 子育て支援に特に期待すること

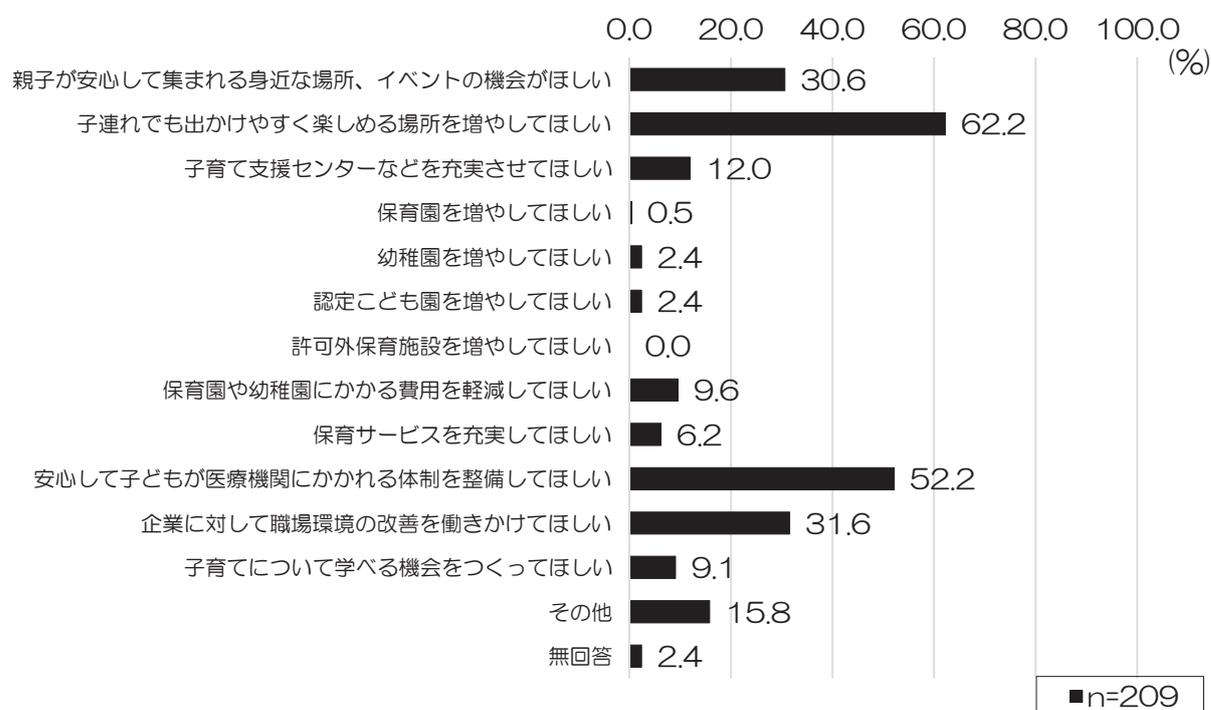
<子ども子育て事業のニーズ調査>

就学前児童保護者と小学生保護者ともに、最も多かったのが「子連れでも出かけやすく楽しめる場所を増やしてほしい」でした。

【就学前児童保護者】



【小学生保護者】

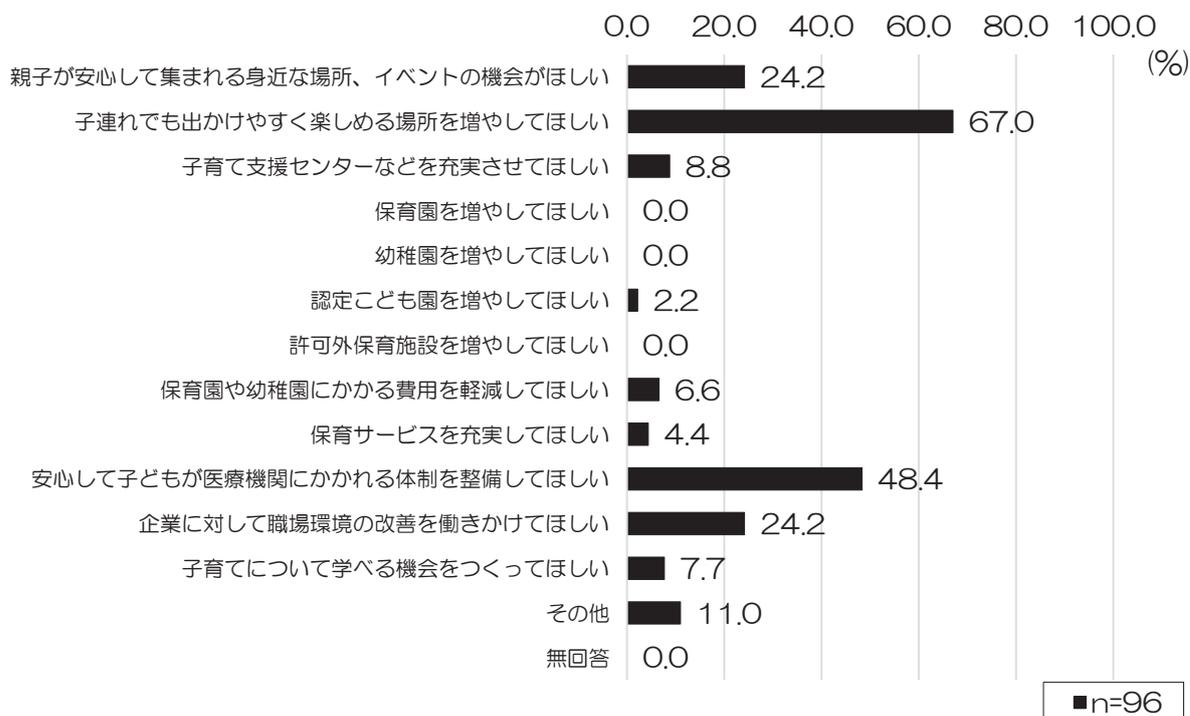


## ◆ 子育て支援に特に期待すること

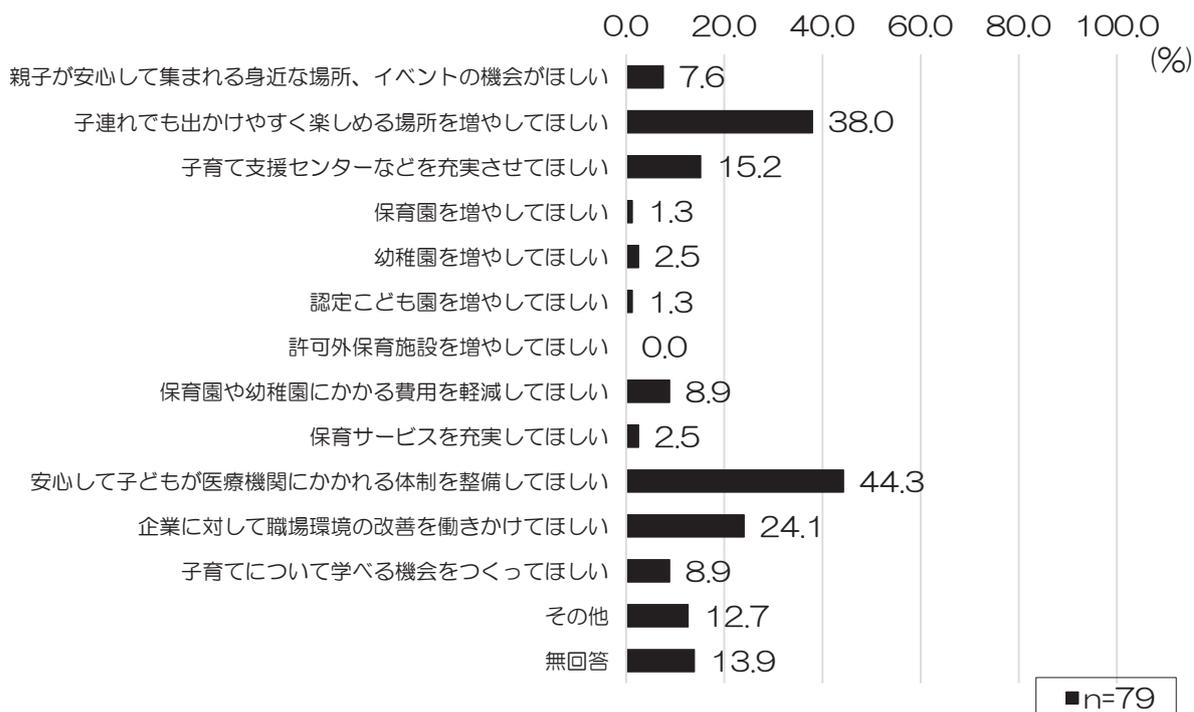
### <子どもの貧困の実態調査>

小学生保護者と中学生保護者で比較して、小学生保護者は子ども子育て事業のニーズ調査の結果と同様「子連れでも出かけやすく楽しめる場所を増やしてほしい」が最も多いですが、中学生保護者は「安心して子どもが医療機関にかかれる体制を整備してほしい」が最も多くなっています。

#### 【小学生保護者】



#### 【中学生保護者】



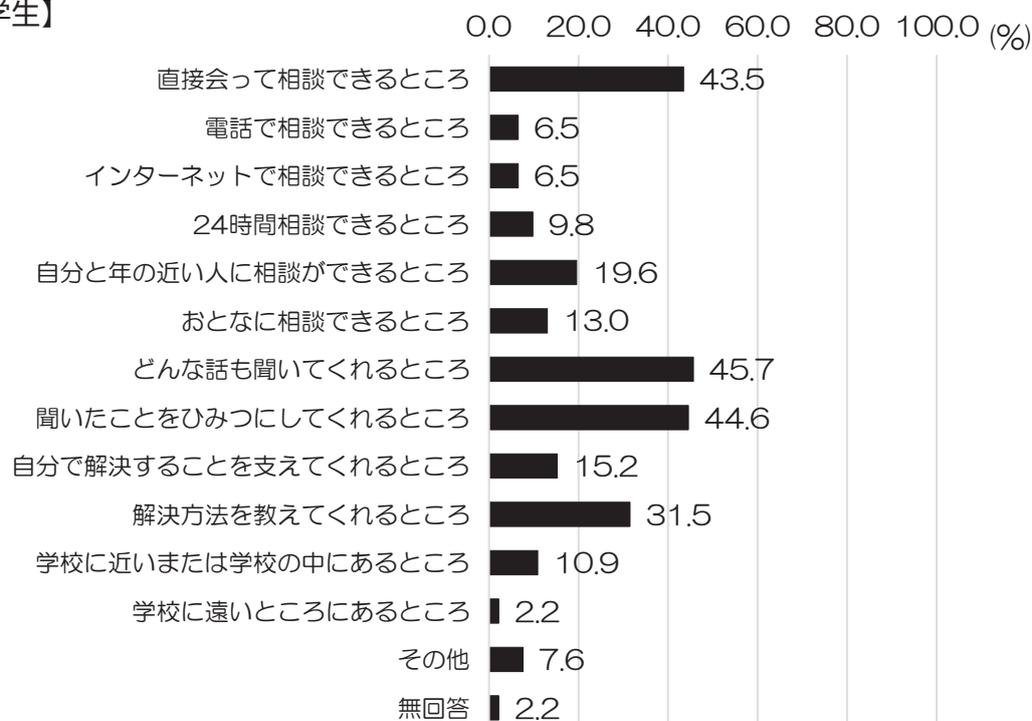
## (6) 小学生・中学生の相談先について

### ◆ 不安や悩みがあったとき、相談したいところ ※前回は同設問なし

#### <子どもの貧困の実態調査>

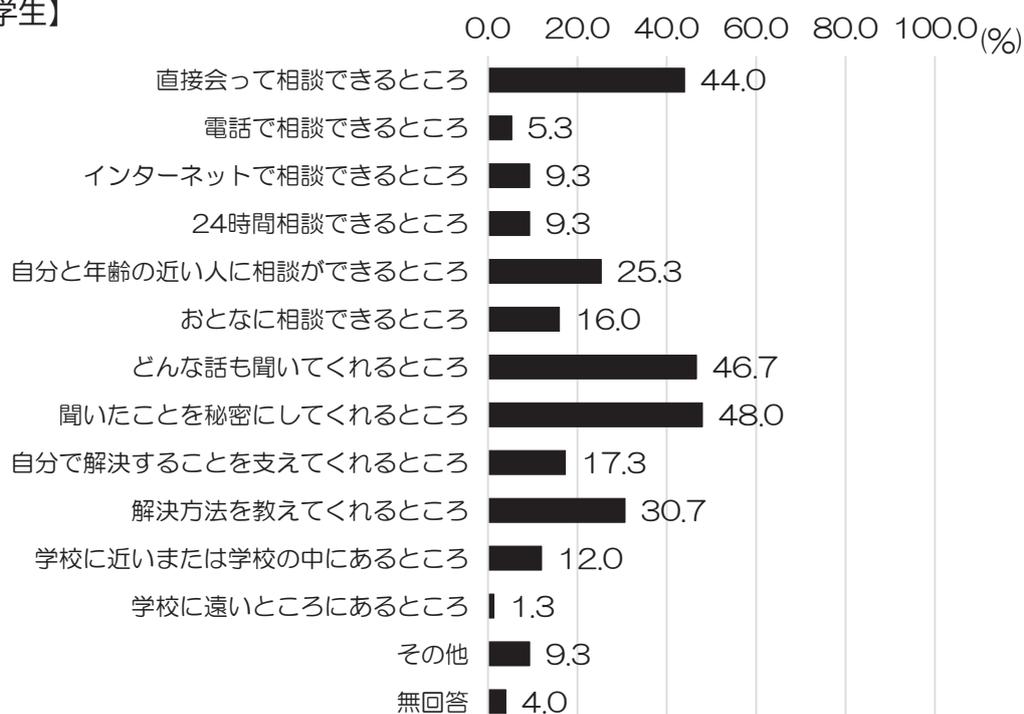
小学生と中学生ともに、「直接会って相談できるところ」「どんな話でも聞いてくれること」「聞いたことをひみつにしてくれるところ」が比較的多くなっています。

#### 【小学生】



■ n=92

#### 【中学生】



■ n=75

## ※アンケート結果の留意点

- ①設問のなかには前問に答えた人のみが答える「限定設問」があり、その設問においては表中の「回答者数」が全体より少なくなっています。
- ②設問には1つのみ答える単数回答と、「3つまで」、「あてはまるものすべて」などの回答を求める複数回答があり、複数回答の設問では、表記の割合の合計が100%を超えます。
- ③回答結果の割合(%)は、それぞれの回答数の割合を小数点以下第2位で四捨五入したものです。そのため、合計値が100%にならない場合があります。
- ④複数回答の設問の場合、回答は選択肢ごとの有効回答数に対して、それぞれの割合を示しています。そのため、合計が100%にならない場合があります。
- ⑤グラフ及び表の「人数」は、集計対象者数を表しています。
- ⑥設問ごとの回答の有無により、全体集計とクロス集計の「人数」が一致しない場合があります。
- ⑦設問ごとの回答の有無により、グラフ及びクロス集計の表側に含めない場合があります。
- ⑧設問の文言は表記上の制約により一部簡略化して表記しています。
- ⑨本文中の表記「母親」「父親」「祖父母」は、お子さんからみた続柄です。

## 6 市のこども・子育て支援の課題

### 教育・保育事業の体制整備

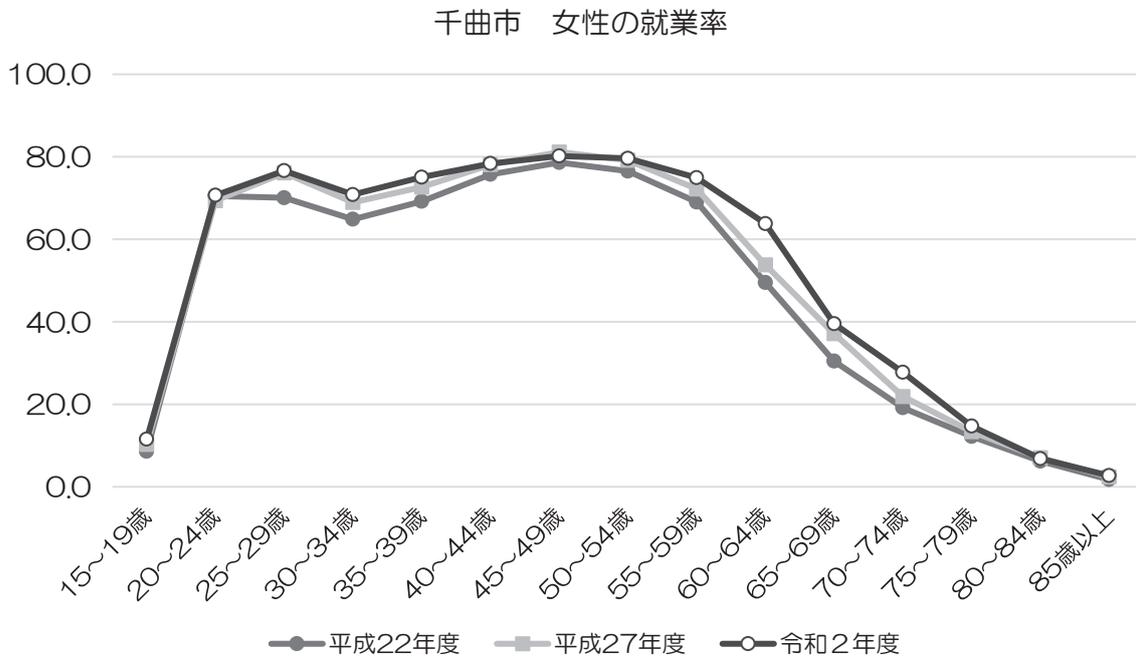
本市の高齢化は今後さらに進んでいく見込みであり、核家族化の流れも続いていくと考えられます。(国勢調査等より)

アンケート調査(就学前児童)では、定期的な教育・保育事業を利用していない理由で、「祖父母等にみてもらえるから」という回答は7.4%いますが、「利用したいが保育・教育の事業に空きがない」という回答も4.9%います。

高齢化と核家族化が徐々に進行していることもあり、今後はより多くの人々が気軽に利用できるよう事業の体制を整えることが求められます。

### 女性の就労希望や保育ニーズの多様化への対応

年代別に女性の就業率をみると(国勢調査)、平成22年は30～34歳の女性の就業率が落ち込み、緩やかなM字型をしていましたが(M字型曲線)、平成27年・令和2年はこの子育て年代の女性の就業率の落ち込みがなくなりつつあり、M字型から台形へと移行してきています。少子化が進む一方で、子育てしながら働きつづけたい世帯が増えており、短期的にはさらに保育ニーズは高まる可能性があります。



実際に、アンケート調査(就学前児童保護者)においても、母親の就労状況を尋ねたところ、前回の調査ではフルタイム就労が19.0%でしたが、今回の調査では29.2%と増加しています。

現在就労していない母親の就労希望をみると、子育てや家事等に専念したいという回答は18.3%であるのに対し、1年以内に就労したいという回答は32.4%で、1年以上先に就労したいという回答は46.5%でした。

3歳未満の保育ニーズの増加をはじめ、延長保育事業や一時預かり事業等の多様な保育サービスが求められ、これらに対応していく必要があります。

#### 小学生保護者と中学生保護者の子育て支援

アンケート調査で、子育てに不安や負担を感じているか尋ねたところ、就学前児童保護者よりも、小学生保護者や中学生保護者の方が不安や負担を感じている人の割合が高くなっています(就学前児童保護者の否定的回答44.4%、小学生保護者51.2%、中学生保護者67.1%)。

また、子育ての相談先の有無についても尋ねたところ、こちらも就学前児童保護者よりも、小学生保護者や中学生保護者の方が「いない・ない」と答えた人の割合が高くなっています(就学前児童保護者の否定的回答3.3%、小学生保護者12.0%、中学生保護者21.5%)。また、ほとんどの人が祖父母等の親族が相談先となっており、自治体の子育て関連担当窓口や子育て支援施設が相手と答えている人の割合は全体として少ない現状です。

今後、誰もが気兼ねなく相談できる窓口の強化を市としても周知や活動に取り組んでいくことが求められます。

#### 地域で支える子育て支援

アンケート調査で、本市に子育て支援に特に期待することを尋ねたところ、就学前児童保護者で最も多かったのが「子連れでも出かけやすく楽しめる場所を増やしてほしい」が68.0%でした。次いで「親子が安心して集まれる身近な場所、イベントの機会がほしい」が35.8%、「安心して子どもが医療機関にかかれる体制を整備してほしい」が24.5%と子連れで楽しめるイベントや場所を求めている人が大半でした。

小学生保護者では、就学前児童保護者と同じく最も多かったのが「子連れでも出かけやすく楽しめる場所を増やしてほしい」が62.2%でした。次いで「安心して子どもが医療機関にかかれる体制を整備してほしい」が52.2%、「残業時間の短縮や休暇の取得促進等、企業に対して職場環境の改善を働きかけてほしい」が31.6%と、就学前児童の保護者よりも、働き方や医療体制への期待を求めている人が多くなっています。

千曲市の子育て支援については、教育・保育施設の量的なサービスの充足も大切なポイントですが、地域で子どもを育てている家庭を支えていくという視点も、子育て支援の質を上げていくために必要な取り組みと考えられます。

## 経済的支援

近年の物価上昇などが国の経済状況の変化は、子育て世帯に大きな影響を与えています。

貧困に関するアンケート調査では、家庭の暮らし向きについてたずねたところ、小学生保護者と中学生保護者ともに全体として「やや苦しい」「とても苦しい」と答えている人の割合が半数を超えています(小学生保護者54.2%、中学生保護者60.8%)。

また、子育てに関する悩みをたずねたところ、小学生保護者と中学生保護者ともに最も割合が高いのは「経済的負担」となっています(小学生保護者52.6%、中学生保護者50.6%)。

経済的な問題により、保護者の子育てに対する負担感が高まったり、こどもの教育や進路が限定されるようなことにならないよう、社会的に支援を検討する必要があります。

## 子ども・若者の不安や悩みの相談窓口の体制強化

不安や悩みがあったとき、どのようなところに相談したいか尋ねたところ、貧困に関するアンケート調査では、小学生で最も多かったのが、「どんな話も聞いてくれるところ」で45.7%でした。次いで、「聞いたことをひみつにしてくれるところ」が44.6%、「直接会って相談できるところ」が43.5%となっています。中学生で最も多かったのが、「聞いたことをひみつにしてくれるところ」で48.0%でした。次いで、「どんな話も聞いてくれるところ」が46.7%、「直接会って相談できるところ」が44.0%となっています。

また、若者の意識に関するアンケート調査では、最も多かったのが「どんな話でも聞いてくれるところ」で44.0%でした。また小学生や中学生と同じく、「直接会って相談できるところ」(30.0%)、「24時間相談できるところ」(30.0%)、「インターネットで相談できるところ」(26.0%)など相談窓口の体制についての希望も比較的多くなっています。本市としても、子どもや若者でも利用しやすく、気兼ねなく相談できるようなニーズに合わせた相談窓口の体制強化に努める必要があります。

## 地域資源を活かした多様な体験機会の創出

本市には、豊かな自然や日本遺産に認定された歴史・伝統、地域に根差した農産品等、貴重な地域資源が豊富にあります。子どもたちがこうした地域資源の貴重さを学ぶことで、将来進学や就職でたとえ本市を離れることになっても、地域への愛着や自己肯定感を持って歩んでいくことができます。

こうしたことから、子どもたちの多様な体験活動の促進に取り組む中で、スポーツや文化・芸術だけでなく、本市由来の地域資源を活用した体験活動を充実させていく必要があります。

## 第3章 計画の基本的な考え方

### 1 基本理念

---

子どもたち一人ひとりが権利の主体として尊重され、のびのびと育っていくことは、千曲市民すべての願いです。令和6年3月には、すべての子どもが幸せに暮らせる千曲市を目指し、「こどもまんなか」宣言を行いました。

これまで本市では、こどもは家族にとっても社会にとってもかけがえのない宝であるとの考え方から、「のびのび育つ・みんなで育つ」を掲げ、子ども・子育て支援事業計画を推進してきました。

こども計画を策定するにあたり、これまでの計画の取り組みを継承しますが、その取り組みはこどものためになっていたか、おとな都合のものになっていなかったかということを、再度問い直す必要があります。

そうしたことから、これまでの計画の基本理念「のびのび育つ・みんなで育つ」に、それぞれ「こども」を加え、「すべての子どもがのびのび育つ・こどもとともにみんなで育つ」を本計画の基本理念とします。

#### ■基本理念

すべての子どもがのびのび育つ

こどもとともにみんなで育つ

## 2 基本的な視点

---

本計画は、こども基本法が基礎としている「子どもの権利条約」の4つの原則を、施策の基本的な視点として推進します。

### 1：差別の禁止（差別のないこと）

すべてのこどもは、こども自身や親の人種や国籍、性、意見、障がい、経済状況などどんな理由でも差別されず、権利が保障されます。

### 2：こどもの最善の権利（こどもにとって最もよいこと）

こどもに関することが決められ、行われるときは、「そのこどもにとって最もよいことは何か」を第一に考えます。

### 3：生命、生存及び発達に対する権利（命を守られ成長できること）

すべてのこどもの命が守られ、もって生まれた能力を十分に伸ばして成長できるよう、医療、教育、生活への支援などを受けることが保障されます。

### 4：こどもの意見の尊重（こどもが意味のある参加ができること）

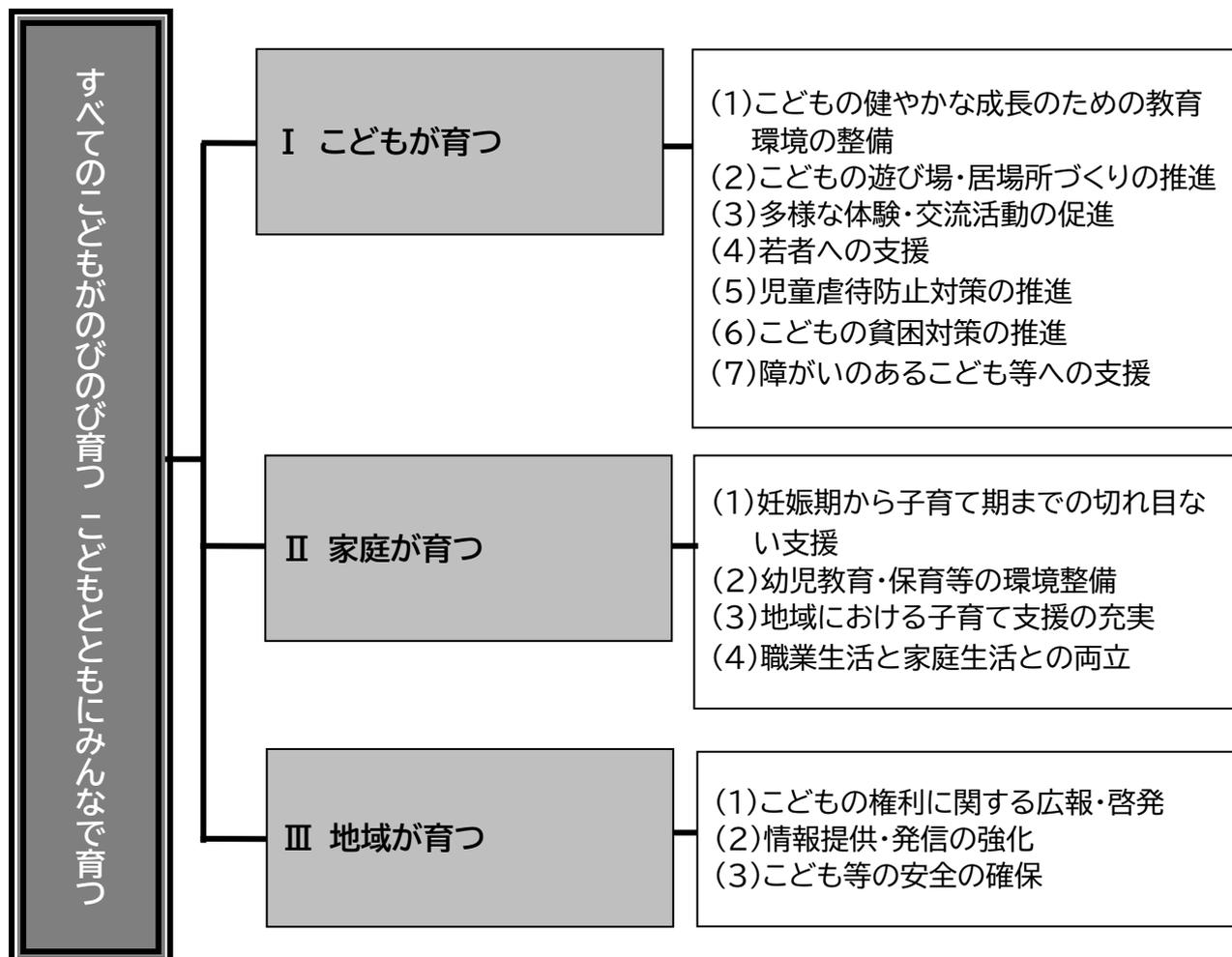
こどもは自分に関係のある事柄について自由に意見を表すことができ、おとなはその意見をこどもの発達に応じて十分に考慮します。

### 3 施策体系

#### 基本理念

#### 基本目標

#### 施策



## 第4章 こども施策の展開

### 基本目標1 こどもが育つ

#### (1) こどもの健やかな成長のための教育環境の整備

次代の担い手であるこどもたちが、個性豊かにのびのびと育つよう、学力の向上、健やかな身体の育成、信頼される学校づくり、教育の充実等のため、教育環境の整備に努めます。

##### (ア) 教育活動の質の向上

No.	事業名	事業内容・実施方針	事業主管課
1	学力向上推進等委員会事業	学習上の課題や授業の改善について検討する学力向上推進委員会を開催する。 また、ICT教育について研究を行うGIGAスクール推進委員会を開催する。	教育総務課
2	特別支援教育支援事業	特別支援教育支援員、教育課題支援教師、学校図書館司書等を、学校の状況により適正な配置を行う。	教育総務課
3	千曲市総合教育センター管理運営事業	こどもの学力向上や教職員の資質向上等のため、大学等関係機関と連携しながら、教育に関する事業の拠点機能の向上を図る。	教育総務課

##### (イ) 健やかな身体の育成

No.	事業名	事業内容・実施方針	事業主管課
4	児童・生徒健康管理事業	健康診断の実施と環境整備の充実を図る。	教育総務課

##### (ウ) 信頼される学校づくり

No.	事業名	事業内容・実施方針	事業主管課
5	開かれた特色ある学校づくり事業	各小中学校のコミュニティスクールと連動して、家庭・地域と連携した学校運営をする。	教育総務課

## (工) 教育環境の整備

No.	事業名	事業内容・実施方針	事業主管課
6	校舎改築・改造事業	校舎の状況に応じて、個別施設計画に基づき、改修・改築を行う。	教育総務課
7	施設整備事業	学校情報設備及び、教育内容に合わせた施設設備の整備を行う。	教育総務課
8	教材設備等事業	時勢に沿った教材の整備。	教育総務課

## (2) こどもの遊び場・居場所づくりの推進

地域において、こどもが自主的に参加し、自由に遊び、安全に過ごすことのできる放課後や週末等の居場所づくりが求められており、児童館等の施設を自由な交流の場として居場所の確保に取り組みます。

No.	事業名	事業内容・実施方針	事業主管課
9	こどもの居場所づくり支援事業	民間団体が実施する学習支援・食事の提供等の事業に要する経費の助成を行い、こどもの居場所づくりを支援する。	こども未来課
10	放課後こども教室事業 (新子どもプラン事業)	放課後のこどもたちの安全・安心な居場所(遊び場)づくりのために、こどもたちと共に勉強やスポーツ・文化活動、地域住民との交流活動等の取り組みを実施する事業。	生涯学習課
11	こどもまんなか公園づくり支援事業	こどもの遊び場や交流の場が確保できる公園整備及びこども・子育て支援機能の強化に係る公園施設整備を推進する。	都市計画課

## (3) 多様な体験・交流活動の促進

地域や関係機関と連携して、こどもの年齢や発達の段階に応じた、多様な遊びや体験の機会を確保・創出します。

No.	事業名	事業内容・実施方針	事業主管課
12	地域未来塾事業	学校との連携と、地域住民等の参画により、地域の実情に応じた学習支援等を実施する。	生涯学習課
13	科学に親しむ教室 (新子どもプラン事業)	科学の各分野で、身近な自然や生活の中に素材を求めて、科学遊びをしながら、こどもたちの好奇心や科学への関心を養う事業。親子で楽しめる催しを開催する。	生涯学習課

No.	事業名	事業内容・実施方針	事業主管課
14	こどもひろば (新子どもプラン事業)	「図書館まつり」に合わせ開催。地域の大人たち、異年齢のこども同士の交流を図る事業。	生涯学習課
15	公民館ふれあい交流事業	将棋、囲碁、オセロ大会及び親子料理教室等の体験を通じ、地域での居場所づくりや世代間交流等を図る事業。	生涯学習課
16	ブックスタート事業	家庭に絵本を贈り、親子で読書に親しむきっかけを創出する事業。 絵本プレゼント会を開催し、配布する。	生涯学習課
17	セカンドブック事業	市内在住の小学一年生を対象とし、読書の大切さを発見するきっかけをつくり、図書館の利用促進や読書好きのこどもの育成支援をする。	生涯学習課
18	おはなし会事業	低年齢児から、ふれあいの中で読書への興味を喚起する事業。また、園児や小学生に対しても、読み聞かせを通じて、読書への興味を喚起するとともに、図書館の利用についての案内をする。	生涯学習課
19	リーダー研修会 (育成会と共催) (青少年健全育成推進事業)	「大池自然の家」で支部子ども会リーダーと支部育成会役員が日帰りで体験研修を行い、協力・協調性・企画力と実践力を図る事業。	生涯学習課
20	みどりの少年団活動の支援	みどりの少年団の結成及び活発な活動の支援をする。①学習活動、緑や森林を守り育てる学習、動植物の観察や愛護の学習、②奉仕活動、緑化事業への参加、公共用地の美化整備活動。	農林課
21	森林体験事業の推進	林業体験や関連する活動を通して、身近な森への関心を高め、健全な森づくりの必要性を認識してもらう。	農林課
22	キャリア教育推進事業	職場体験等を通じて、こどもたちの社会的、職業的自立に必要な能力や態度を育成する。	教育総務課
23	古墳探検隊・親子古墳教室 (森将軍塚古墳館)	ものづくり・博物館見学等を通して歴史に親しみ、古代の生活や郷土の歴史について学ぶ事業。	歴史文化財センター
24	古代体験事業 (さらしなの里歴史資料館)	古代人の生活を体験し、肌で感じることにより、親しみやすく歴史を学ぶ事業。 市内外の小中学校体験学習を随時受付。	歴史文化財センター
25	スポーツ活動の推進	スポーツ少年団活動・ジュニアスポーツクラブ等活動の育成支援。スポーツを通じて心身を鍛え、スポーツの理解と習慣化を図る。	スポーツ振興課
26	総合型地域スポーツクラブの支援	特定の種目にこだわらず、レベルや興味に応じて開催する親子スポーツ教室や講習会を通じ、地域の交流の場、また家族のふれあい等を図る。	スポーツ振興課

#### (4) 若者への支援

不登校、ひきこもり、孤独・孤立、非行といった若者が抱える困難や課題に対して支援を行い、すべてのこどもが健全な環境で育つことができるよう取り組みます。

No.	事業名	事業内容・実施方針	事業主管課
27	不登校支援事業	教育相談室、教育支援センター、スクールソーシャルワーカー、チャイルドサポーター、スクールカウンセラーが連携し、必要な支援を行う。民間のフリースクール等へ通う児童生徒の保護者への支援も行う。	教育総務課
28	街頭補導活動(直接的活動)(少年補導センター運営事業)	ぐ犯・不良行為少年を早期に発見、注意、助言、指導する等、その非行を未然に防止するための活動。	生涯学習課
29	社会浄化活動(間接的活動)(少年補導センター運営事業)	青少年非行の助長及び非行の誘引となる恐れのある社会環境等について、地域社会の意識改革を促すための活動。	生涯学習課

#### (5) 児童虐待防止対策の推進

児童虐待防止に向け、こども家庭センターが中心となって関係機関の連携を図り、養育支援を必要とする家庭を早期に把握し、早期対応に努めるほか、多様化する相談内容に迅速に対応するために、相談支援体制の強化及び資質の向上を図ります。

また、要保護児童対策地域協議会を活用した児童相談所、学校、保育園等との関係機関のネットワークを強化し、専門的な支援が必要な場合には、遅滞なく児童相談所の介入を求める等、県関係部署との連携強化を図ります。

No.	事業名	事業内容・実施方針	事業主管課
30	虐待の早期発見と予防	4か月未満児訪問、乳幼児健康診査、育児相談等を実施し、虐待の早期発見に努め、関係機関と連携し支援する。	健康推進課
31	4か月未満児訪問指導	4か月未満児訪問事業を実施し、虐待リスクの早期発見と支援を行う。	健康推進課
32	養育支援の相談・訪問による支援	養育支援が特に必要と判断した家庭に対し、保健師等が訪問し、適切な養育が確保できるように、早期に把握し、早期対応に努める。	健康推進課 こども未来課
33	虐待に関する相談の充実	関係機関と連携し、家庭相談員及び社会福祉士による児童虐待に関する相談・指導を迅速かつ適切に努める。	こども未来課
34	千曲市虐待防止ネットワーク会議の活用	要保護児童対策地域協議会等を通じ、地域における関係機関との相談、連絡体制を強化する。	こども未来課

No.	事業名	事業内容・実施方針	事業主管課
35	児童虐待防止への啓発	虐待防止に関する知識・体罰によらない育児の啓発に努める。	こども未来課
36	こども家庭センター	母子保健と児童福祉が連携し、妊産婦及びこどもとその家庭等を対象として妊娠期から子育て期にわたるまでの切れ目ない相談支援を行う。	こども未来課 健康推進課

## (6) こどもの貧困対策の推進

親の経済的格差がこどもの世代に引き継がれることがないように、貧困の連鎖への対応が求められています。経済的支援をはじめ、学習支援事業等を通じて、貧困の連鎖の解消に取り組んでいきます。

### (ア) 教育への支援

No.	事業名	事業内容・実施方針	事業主管課
37	こどもの学習支援事業	生活困窮者世帯のこどもに対する学習支援。小・中学生の訪問型学習支援を行うとともに、高校生等の学習塾利用に対する補助金交付を行う。	福祉課
38	奨学金の貸与	成績が優秀である者が、経済的理由により高等学校、高等専門学校または大学への修学が困難な場合に無利子で奨学金を貸与する。	教育総務課

### (イ) 経済的支援

No.	事業名	事業内容・実施方針	事業主管課
39	入院助産制度	経済的理由により病院で入院助産を受けられない妊婦が安心して出産ができるよう指定の助産施設へ入所し、出産に必要な費用の一部を助成。	こども未来課
40	母子生活支援施設入所制度	満18歳未満のこどもとその母(配偶者のいない、またはそれに準ずる事情のある方)で、生活やこどもの養育費に支援が必要な場合、施設入所に必要な費用の一部を助成。	こども未来課
41	児童手当の支給	児童を養育している保護者に児童手当を支給し、子育て中の家庭の生活の安定、児童の健全育成、資質の向上に寄与する事業。	こども未来課
42	子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保	「子育てのための施設等利用給付制度」において、給付申請については保護者の利便性等を考慮し、各施設において取りまとめを依頼し、利用費の支払いは保護者又は利用施設へ年4回以上となるよう適正な支給を図る。	保育課

No.	事業名	事業内容・実施方針	事業主管課
43	多子世帯等の保育料軽減	保育料の第2子半額、第3子以降無料等、多子世帯の保育にかかる負担を軽減する。 また、経済的に課題のある世帯の保育料負担について、軽減を図る。	保育課
44	千曲市信州型自然保育(信州やまほいく)保育料軽減	県から信州型自然保育の認定を受けた認可外保育施設を利用する世帯のうち、国の無償化の対象とならない世帯に対し、支払い保育料の1/2を補助する。 (上限25,000円)	保育課
45	副食費徴収免除	年収360万円未満相当世帯のこどもたちと、全ての世帯の第3子以降のこどもについては、副食(おかず・おやつ)費を免除する。	保育課

(ウ) ひとり親家庭への支援

No.	事業名	事業内容・実施方針	事業主管課
46	要保護・準要保護児童生徒就学援助事業	経済的理由により就学困難な児童・生徒に対する、教育の機会均等の精神に基づく就学援助。	教育総務課
47	ひとり親家庭等の親への自立、就業支援	ひとり親家庭等の親に対する自立、就業の支援。	こども未来課
48	児童扶養手当の支給	「児童扶養手当法」に基づく手当の支給。	こども未来課
49	母子・父子自立支援員の設置	ひとり親家庭等の自立に向けた生活、就労、経済的な相談支援に努める。	こども未来課
50	交通災害遺児等援助事業	父又は母が交通事故等により死亡した児童へ福祉金の支給。 引き続き事業を継続するとともに、相談業務時に事業の周知を図る。	こども未来課
51	母子寡婦福祉資金の貸付け	ひとり親家庭の生活自立支援を図る。	こども未来課
52	ひとり親家庭、父母のいない児童に対する医療費の支給	「千曲市福祉医療費給付金条例」に基づく医療費の支給。	健康推進課

(エ) その他の支援

No.	事業名	事業内容・実施方針	事業主管課
53	ヤングケアラーへの支援	市内のヤングケアラーの実態把握に努め、要保護児童対策地域協議会を通じて、情報共有・対策協議を行う。	こども未来課
54	市営住宅の供給	住宅に困窮する低所得者に市営住宅を供給する。	建築課

(7) 障がいのあるこども等への支援

障がいのあるこどもとその家族が、地域で安心して生活できるためには発達段階に応じた専門的療育や教育を受けられるような支援体制の充実が重要です。また、医療的ケア児が、地域で安心して暮らせるよう支援を行います。

千曲市障害福祉計画・障害児福祉計画に基づき関係機関と連携を図り、乳幼児期からの相談、生活支援に努めます。

(ア) 福祉サービス等による支援

No.	事業名	事業内容・実施方針	事業主管課
55	通級指導教室運営事業 特別支援教育・支援事業 教育相談センター事業	言語障害児通級指導教室(ことばの教室)及びLD等通級指導教室(笑顔の教室、学びの教室)の設置。 特別支援教育就学支援。教育相談、園・学校訪問の実施。関係機関の職員で組織する相談支援チームによる保護者・学校・園の相談事項に対処。教育支援委員会による適正な就学支援。相談支援関係者連絡会議の開催。	教育総務課
56	心身障害児母子通園訓練施設「あすなろ園」の運営	保護者と子が施設に通園することにより機能回復、言語、情緒などの訓練を施し、児童の健康増進、ペアレントトレーニングを図り、生きることへの意欲の振起と家庭生活の安定を維持させる。	福祉課
57	障がいのあるこども等への経済的支援	社会福祉施設等に入所・通所・通園している障がいのあるこどもの保護者への手当の支給や、障がいのあるこどもに対する医療費の支援を行う。	福祉課
58	在宅福祉サービスの充実	障害児福祉計画に基づき、在宅福祉サービスの充実を図る。	福祉課

(イ) 保育園等への受け入れの促進

No.	事業名	事業内容・実施方針	事業主管課
59	障がい児保育促進事業	障がいのあるこどもを受け入れている保育園に対し、保育士の加配を支援することにより、障がいのあるこどもの保育を推進するとともに障がいのあるこどもの福祉の増進を図る事業。	保育課
60	医療的ケア児への支援	医療的ケアが必要なこどもの対応可能な受け入れ体制の構築等を図るとともに、福祉、教育、医療、生活等の総合的な支援を行えるよう関係機関と支援体制の構築を図る。	保育課 健康推進課 福祉課

## 基本目標2 家庭が育つ

### (1) 妊娠期から子育て期までの切れ目ない支援

妊娠期～出産期、新生児期～乳幼児期を通じて、母子の健康が確保されるよう、乳幼児健診、乳児訪問、妊婦教室等を開催し、母子保健の充実を図ります。各種健診の場を活用してこどもの成長発達に応じた相談・指導等育児支援を実施し、妊娠期から継続した支援体制の整備を進めます。

#### (ア) こどもや母親の健康の確保

No.	事業名	事業内容・実施方針	事業主管課
61	予防接種	予防接種法に基づく予防接種の実施。 定期予防接種：四種混合、二種混合、MR、日本脳炎、BCG、ヒブ、小児用肺炎球菌、水痘、B型肝炎、子宮頸がん、ロタウイルス 任意予防接種：対象の年代に季節性インフルエンザ予防接種の費用の一部を助成、1歳児に対しておたふくかぜ予防接種の費用の一部を助成	健康推進課
62	母子健康手帳交付	妊婦を対象とした母子健康手帳の交付・使用説明を実施する。	健康推進課
63	妊婦一般健康診査事業	妊婦を対象に妊婦一般健康診査票の交付・受診推奨。	健康推進課
64	たまご教室	妊婦等を対象に①妊娠中の健康管理②栄養について③歯の健康についての教室を開催。	健康推進課
65	妊婦歯科検診助成	妊娠中の歯科検診費用の一部を助成。	健康推進課
66	新生児聴覚検査支援事業	新生児聴覚検査受検票を交付し、検査を推奨する。	健康推進課
67	乳幼児健康診査	3か月児、1歳6か月児、2歳6か月児、3歳6か月児を対象に、身体計測、問診、発達検査、内科・歯科診察、育児・栄養・歯科に関する相談支援。	健康推進課
68	心理発達相談・言語相談	心理発達相談員・言語聴覚士による個別相談。	健康推進課
69	フッ化物洗口	市内全保育園・幼稚園年長児、全小学校児童と保護者を対象に歯科保健指導を行い、フッ化物洗口を実施する。	健康推進課
70	フッ化物塗布	2歳児乳幼児健診時に希望児にフッ化物塗布を実施する。	健康推進課
71	育児相談	乳幼児を対象に身体計測、育児に関する支援を実施。	健康推進課
72	すくすく広場(遊びの教室)	乳幼児の成長発達及び母親の育児不安に対する支援を実施。	健康推進課

No.	事業名	事業内容・実施方針	事業主管課
73	不妊治療費助成事業	本市に1年以上在住の夫婦を対象に、不妊治療費への助成金を交付(第2子以降も対象)。	健康推進課
74	産婦健康診査事業	産婦健康診査票を交付し、産後間もない時期の母親を対象に受診を推奨する。	健康推進課
75	産前産後ヘルパー派遣事業	産前産後の体調不良のため育児や家事の支援を必要とする家庭にヘルパーを派遣する。	こども未来課
76	マタニティタクシー利用料金助成事業	妊婦にタクシー利用料金の一部を助成。	こども未来課

(イ) 食育の推進

No.	事業名	事業内容・実施方針	事業主管課
77	食文化継承・農作業体験	農業や郷土料理等地域の食文化に対する関心を高めるため、農作業体験や親子料理教室を開催。	農林課
78	乳幼児健診時の食育指導	乳幼児健診・相談時(3か月・7か月・10か月・1歳6か月・2歳・3歳)に、保護者を対象に食育指導を実施。	健康推進課
79	園児を対象とした食育指導	園児を対象に、農業体験、調理体験、保育園給食、栄養士による成長・発達と食事の指導等、食育指導を全園で実施。(年長児等対象に体脂肪測定実施)	保育課
80	成長・発達と食事の指導等	児童、生徒を対象に、栄養教諭・栄養士により成長・発達と食事の指導等、食育指導(食教育)を実施。	学校給食センター
81	地産地消推進事業	学校給食、保育園給食において地元の農畜産物を地元で消費することを推進し、安全・安心な農畜産物を供給するとともに、給食献立に郷土料理等取り入れ、食育の推進を図る事業。	学校給食センター 保育課

(ウ) 医療費の充実

No.	事業名	事業内容・実施方針	事業主管課
82	小児医療	現在、市外半径20km以内に総合病院が3か所あり、夜間救急医療には病院群輪番制で二次医療として対応している。夜間救急体制の維持のため、医療機関に補助金を交付。	健康推進課
83	福祉医療費の給付	18歳までのこどもに対して医療費を支給する。	健康推進課

## (2) 幼児教育・保育等の環境整備

子育て家庭の生活実態や意向を十分に踏まえて、サービスの供給体制を整備します(供給についての詳細は第5章参照)。また、量の確保だけでなく、安心して幼児教育・保育が利用できるよう、環境を整備します。

No.	事業名	事業内容・実施方針	事業主管課
84	家庭相談員による相談及び助言	保護者の疾病等の理由により、乳児や児童の養育に支障が生じたとき、家庭における適切な養育や養育力の向上を図るために、養育相談や助言を行う事業。	こども未来課
85	保育園地域活動事業	多様化する保育ニーズに対応するとともに、地域に開かれた社会資源として保育園の有する専門的機能を地域住民のために活用することにより、地域の子育て環境の向上を図る事業。	保育課
86	公立・私立保育園の改築等整備事業	老朽化の進んだ園舎を整備、改築する事業。	保育課
87	乳児保育促進事業	未満児保育の途中入所者の増加に伴う保育士の確保に努める。	保育課
88	教育・保育施設の整備	教育や保育の質を高め、待機児童の対策や施設の安全性向上を目指して、保育園や認定こども園などの教育・保育施設(園舎・遊具等)の整備・充実を図り、環境改善に努める。	保育課

## (3) 地域における子育て支援の充実

子育て家庭に対し、地域子ども・子育て支援事業等の各種サービスを整備します(供給についての詳細は第5章参照)。また、地域における子育て支援サービスのネットワークの形成を促します。

### (ア) 子育て支援の場等の充実

No.	事業名	事業内容・実施方針	事業主管課
89	子育てひろば運営事業	未就園児と子育て中の親を対象に、つどいの場を提供するとともに、こども、親の交流を深めてもらう事業。	こども未来課
90	赤ちゃんSA(サービスエリア)	赤ちゃんの授乳・おむつ替え場所のある施設の情報提供及び設置する際の補助金を給付する事業。	こども未来課
91	こども・子育て支援機能強化に係る施設整備	こどもの健やかな成長と子育て支援のため、公共施設、公用施設等における施設整備に努め、こども・子育て支援機能の強化を図る。	こども未来課

92	千曲市コミュニティ振興対策事業	「千曲市コミュニティ振興対策事業補助金交付要綱」に基づき、手作り広場・子育て支援広場・児童遊具等整備事業等に対して助成を行う事業。	市民生活課
93	学校施設の開放	学校運営上支障のない施設設備(運動場、教室、会議室等)の開放。	教育総務課

(イ) 子育て支援のつながりの充実

No.	事業名	事業内容・実施方針	事業主管課
94	庁内子育て支援連絡会議	庁内における子育て支援ネットワーク連絡会の開催。それぞれの部・課の横の連携を強化して子育て支援事業の推進を図る。	こども未来課
95	子育て支援活動費補助金(子育てサークル活動補助金)	子育てサークル等が行う、子育て支援事業等に対し支援を行う。	こども未来課
96	ながの子育て家庭優待パスポート・多子世帯応援プレミアムパスポート事業	子育て家庭を地域全体で支えるため、地域の企業、店舗、施設等が子育て家庭に対して各種サービスを提供する事業。	こども未来課

#### (4) 職業生活と家庭生活との両立

すべての人が、仕事と家庭生活のバランスがとれるよう自らの働き方を見直すとともに、関係機関と連携しながら企業等の意識改革を進めるため、広報・啓発、研修、情報提供等を積極的に進めます。

No.	事業名	事業内容・実施方針	事業主管課
97	男女共同参画意識づくり推進のための啓発	家庭や地域において、男女共同参画を進めるための意識啓発や、男性が育児・家事等へ参画しやすい環境づくりを進めるための講座等を開催する。	人権・男女共同参画課
98	「イクボス・温かボス宣言」「えるぼし・くるみん認定制度」の市内企業への啓発	すべての人がライフイベントを通し家庭生活とのバランスをとりながら、仕事を継続できるような働き方を啓発し男女共同参画社会づくりを推進する。	人権・男女共同参画課
99	育児休業制度や介護休業制度の広報、啓発活動	長野県北信労政事務所の巡回労働相談に合わせ行う。	産業振興課
100	ハローワークと連携した就職相談窓口の設置	地域職業相談室を継続設置し、就業情報・相談の充実を図る。	産業振興課
101	柔軟な働き方推進プロジェクト	情報通信技術を活用し、テレワークやリモートワークを推進することで、子育て中の家庭が仕事と家庭の両立しやすい環境を整えます。 具体的には、市単独で、または関係機関と連携し、啓発活動やセミナーを通じて働き方の見直しを促進します。	産業振興課
102	育児参加促進事業	子育て世帯を応援するため、父親を対象とした家事・育児講座等、子育て講座を実施する。	こども未来課

## 基本目標3 地域が育つ

### (1) こどもの権利に関する広報・啓発

こどもが権利の主体として意見を表明し、社会に参画できるよう、こども自身への啓発を行います。また、こども基本法や子どもの権利条約の趣旨や内容について広報・啓発を行い、こどもが権利の主体であることを地域全体で共有を図ります。

No.	事業名	事業内容・実施方針	事業主管課
103	人権教育の推進	こどもたち一人ひとりがこどもの権利を理解し、様々な権利侵害にあたる行為に及ばないように、指導に取り組む。	こども未来課 人権・男女共同参画課
104	こどもの権利についての情報発信	市民がこどもの権利についての理解を深めるよう、広報・啓発を行う。	こども未来課
105	こどもの意見表明の尊重	こどもたちが自身の意見や考えを表明し、意思決定に関わる場面でその意見が尊重されるよう支援する事業。こどもの意見が家庭や学校、地域社会で大切にされるよう目指す。	こども未来課

### (2) 情報提供・発信の強化

子育てに必要な情報提供を充実するため、様々な媒体を活用して、定期的かつ幅広い情報提供を図ります。

No.	事業名	事業内容・実施方針	事業主管課
106	千曲市子育てガイドブックの作成	子育て支援情報・マップ等のガイドブックを作成。	こども未来課
107	子育て応援アプリの運用	千曲市子育て応援アプリを活用し、子育て世代へ情報発信を行う。	こども未来課 健康推進課
108	インターネット、SNSの活用	市ホームページ、X、Facebook、LINE、市報を通じて子育て支援等の情報を提供。	こども未来課
109	帰国した幼児・外国籍幼児への支援	海外から帰国したこどもや外国籍のこどもが教育・保育施設や子育て支援サービスの利用にあたり、情報提供が受けられるよう必要な支援をする事業。必要に応じて翻訳機を活用し、情報を提供等の支援を実施。	保育課 こども未来課
110	若者・子育て世代に選ばれるPR(移住・定住)	子育て関連を取り上げた「移住パンフレット」を作成。また、移住・定住支援サイト「ちくま、つく間に。」等を活用して、子育て関連の情報を掲載しPRを行う。	ふるさと振興課
111	フレンドリー発行事業	情報誌「フレンドリー」の発行事業。	生涯学習課

### (3) こども等の安全の確保

親子が安全に、安心して外出できるように、地域環境を整備します。

#### (ア) 防犯対策

No.	事業名	事業内容・実施方針	事業主管課
112	防犯診断	地区防犯指導員による防犯診断(防犯パトロール)等の実施。	市民生活課
113	防犯パトロール	地区のお祭り等イベント時における防犯パトロールの実施。	市民生活課

#### (イ) 交通安全対策

No.	事業名	事業内容・実施方針	事業主管課
114	交通安全教室への協力	保育園や学校での交通安全教室への協力。	市民生活課
115	交通安全資材の提供	交通安全資材の提供。小学校入学児童にランドセルカバー配布。	市民生活課
116	交通災害共済加入	交通災害共済加入金の公費負担。	市民生活課

#### (ウ) 安全・安心なまちづくり

No.	事業名	事業内容・実施方針	事業主管課
117	歩道整備	歩道の拡幅整備と歩道の新設を推進する事業。	道路河川課
118	歩道のバリアフリー化	路面の整備と段差の解消により、バリアフリー化を推進。	道路河川課
119	反射鏡の設置	危険な箇所から計画的に反射鏡を設置。	道路河川課
120	防犯灯の設置・更新	地域づくり計画に基づき、防犯灯を設置。住民が安心して暮らせる環境整備。	市民生活課

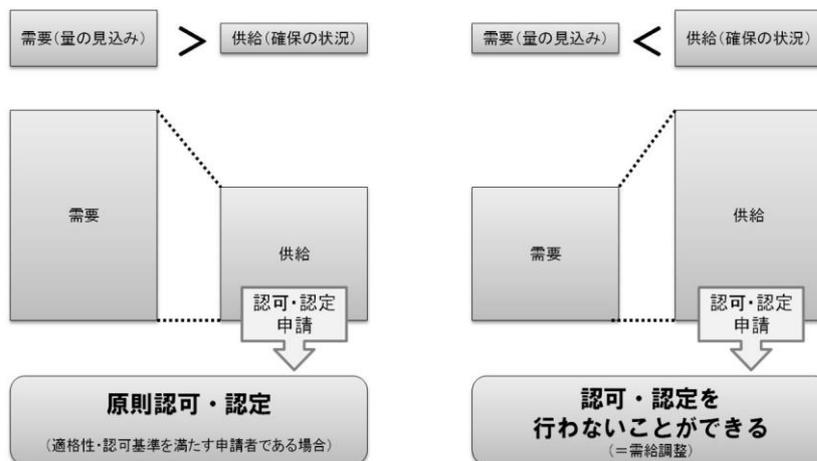
## 第5章 教育・保育提供区域の設定

### 1 教育・保育提供区域の定義

教育・保育提供区域は、子ども・子育て支援法にかかる教育・保育事業を提供する基礎となる市町村内の区域(子ども・子育て支援法第61条第2項)で、保護者やこどもが居宅から容易に移動することが可能な区域を基本に、地理的条件、人口、交通事情等の社会的条件、教育・保育の整備状況等を総合的に勘案した上で市町村が設定します。

千曲市においても、サービスを計画的に提供するための基礎的な範囲として設定します。なお、運用にあたり、次の事項が定められています。

- 1 教育・保育提供区域は、教育・保育事業に共通の区域設定が基本。  
ただし、施設状況や利用実態に応じて、「こどもの認定区分ごとの設定」「地域子ども・子育て支援事業ごとの設定」も可能。
- 2 教育・保育提供区域は、教育・保育事業を認可する際の需給調整の判断基準となる。各提供区域の中で供給が不足する区域がある場合、その区域内に認可基準を満たす申請があれば、原則、認可しなければならない(※)。



※①社会福祉法人、学校法人以外の者に対しては、客観的な認可基準への適合に加えて、経済的基礎、社会的信望、社会福祉事業の知識や経験に関する要件を満たすことを求める。②その上で、欠格事由に該当する場合や、供給過剰による需給調整が必要な場合を除き、認可するものとする。

- 3 施設や事業の利用は、提供区域内での利用が原則。ただし、区域外の施設・事業の利用も可能。

## 2 教育・保育提供区域の設定

千曲市では、教育・保育の提供区域、地域子ども・子育て支援事業(区域設定の必要な16事業)の事業ごとの提供区域を次のように設定します。

### 教育・保育の提供区域

事業区分 (こどもの認定区分)	区域設定	考え方
1号認定 (満3歳以上・教育のみ)	1区域 (市内全域)	現在の施設配置や利用実態を鑑み、細かい区域に分けず、市内全域で提供の調整を行うことが現実的と考えられる。
2号認定 (3歳以上・保育あり)	1区域 (市内全域)	1号認定と同等の考え方により市内全域で対応。
3号認定 (0～2歳・保育あり)	1区域 (市内全域)	1号認定と同等の考え方により市内全域で対応。

### 地域子ども・子育て支援事業(法定事業)の提供区域

事業名	区域設定	考え方
①利用者支援事業	1区域 (市内全域)	相談支援、情報提供という事業特性を踏まえ、市内全域で対応。
②地域子育て支援拠点事業	1区域 (市内全域)	現状の拠点配置状況及び地域を越えての利用実態等から、市内全域で対応。
③妊婦健康診査	1区域 (市内全域)	健診は各所の医療機関で受診可能であり、市内で区域を設定して行う事業ではないため市内全域で対応。
④乳児家庭全戸訪問	1区域 (市内全域)	訪問型の事業であり区域設定の必要がないため市内全域で対応。
⑤養育支援訪問事業	1区域 (市内全域)	児童相談所、保健所、医療機関等との全市的な連携が必要であり、区域に分けた提供になじまないことから、市内全域で対応。
⑥子育て短期支援事業	1区域 (市内全域)	一定期間、養育・保護を行う事業であり、区域を特定しての提供にあたらなことから市内全域で対応。

事業名	区域設定	考え方
⑦ファミリー・サポート・センター事業 (子育て援助活動支援事業)	1区域 (市内全域)	一時的・不定期の保育サービスを提供する事業であり、区域を特定しての提供にあたらないことから市内全域で対応。
⑧一時預かり事業	1区域 (市内全域)	一時的・不定期の保育サービスを提供する事業であり、区域を特定しての提供にあたらないことから市内全域で対応。
⑨延長保育事業	1区域 (市内全域)	通常の保育時間を超えて保育を行う事業であり、保育事業と切り離せない事業であるため保育の提供区域と同じ1区域で対応。
⑩病児保育事業	1区域 (市内全域)	一時的・不定期の保育サービスを提供する事業であり、区域を特定しての提供にあたらないことから市内全域で対応。
⑪放課後児童クラブ (放課後児童健全育成事業)	9区域 (小学校区)	当該事業が「小学校区」を基本として行われ、各小学校区に児童センター、児童館が設置されていることから、小学校区の9区域で対応。
⑫妊婦等包括相談支援事業	1区域 (市内全域)	児童相談所、保健所、医療機関等との全市的な連携が必要であり、区域に分けた提供になじまないことから、市内全域で対応。
⑬産後ケア事業	1区域 (市内全域)	訪問型の事業を含むため、区域設定の必要がないため市内全域で対応。
⑭子育て世帯訪問支援事業	1区域 (市内全域)	訪問型の事業を含むため、区域設定の必要がないため市内全域で対応。
⑮児童育成支援拠点事業	1区域 (市内全域)	児童相談所等との全市的な連携が必要であり、区域に分けた提供になじまないことから、市内全域で対応。
⑯親子関係形成支援事業	1区域 (市内全域)	児童相談所、保健所、医療機関等との全市的な連携が必要であり、区域に分けた提供になじまないことから、市内全域で対応。

提供区域設定を行わない事業

⑰実費徴収に係る補足給付を行う事業	—	区域ごとに対応する事業ではないため、設定はない。
⑱多様な主体が本制度に参加促進・能力活用事業	—	区域ごとに対応する事業ではないため、設定はない。

※乳児等通園支援事業(こども誰でも通園制度)は、令和8年度以降、地域子ども子育て支援事業からはずれるため、区域設定の対象ではない。

## 第6章 幼児期の教育・保育の充実

### 1 「量の見込み」と「確保の内容」について

---

教育・保育の提供については、計画期間中の各年度に利用希望が発生すると想定した量(量の見込み)に対して提供する計画数(確保の内容)を表として示しています。本計画における量の見込みは、基本的ニーズ調査の結果を元に算出していますが、利用実態と大きく乖離している場合は、令和2年度以降の「実績から推計する方法」があり、特性に応じていずれかの推計方法を用いた「量の見込み」を用いて見込みました。

#### 教育・保育の「量の見込み」算出方法

3歳未満児については、令和6年度の入園割合を推計児童数に乘じ、さらに令和4年度から令和6年度の増加率を乘じて算出しました。

3歳以上児については令和6年度の入園割合を推計児童数に乘じて算出しました。

#### 地域子ども・子育て支援事業の「量の見込み」算出方法

地域子ども・子育て支援事業については、事業ごとに、算定の対象とするこどもの年齢、家庭類型等が異なりますが、基本的には上記と同様の考え方で算出しました。ただし、ニーズ調査で見込みが算出されない事業もあり、その場合は市で独自の推計を行っています。

## 2 幼児期の教育・保育の量の見込みと提供体制の確保

計画期間中の「幼児期の教育・保育の量の見込み(満3歳未満のこどもの保育利用を含む)」と、「量の見込み」に対応する教育・保育施設及び地域型保育事業等による提供体制及び実施時期を以下の通り定めます。

表中「量の見込み①」は計画期間中の各年度に利用が発生すると想定した量。「確保方策②」は利用に対して提供する市の計画数を示しています。

### (1) 1号認定(3-5歳・教育のみ)

#### 【量の見込み】

人口推計と利用実績に基づき見込みました。

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み①		229人	231人	220人	220人	210人
確保方策②	特定教育・保育施設	190人	190人	190人	190人	190人
	確認を受けない幼稚園	0人	0人	0人	0人	0人
	合計	190人	190人	190人	190人	190人
過不足(②-①)		▲39人	▲41人	▲30人	▲30人	▲20人

※受託含まない

#### 【課題・実施の方針】

1号認定(3-5歳・教育のみ)のこどもは、現状の施設で供給が足りていないこととなります。3歳以上児で保育を必要とする理由がない園児を、特別利用保育(1号認定)として、保育所における受け入れを継続します。また、広域利用の促進で充足を図ります。

## (2) 2号認定（3－5歳・保育必要）

### 【量の見込み】

人口推計と利用実績に基づき見込みました。

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み ①		969人	984人	937人	936人	897人
確保方策 ②	特定教育・保育施設	1,284人	1,284人	1,284人	1,284人	1,284人
	地域型保育事業	-	-	-	-	-
	認可外保育施設	20人	20人	20人	20人	20人
	合計	1,304人	1,304人	1,304人	1,304人	1,304人
過不足(②-①)		335人	320人	367人	368人	407人

※受託含まない

### 【課題・実施の方針】

2号認定は、市全体では利用調整により待機児童はゼロを維持していますが、地域ではその特性及び提供体制が異なるため、こども一人ひとりの教育・保育ニーズが十分に満たされているとは言えません。

### (3) 3号認定（0歳・保育必要）

#### 【量の見込み】

人口増減率と利用実績に基づき見込みました。

※0歳児については年度中の増加が大きいため3月末の見込みも併記しています。

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み ①		24人	23人	23人	23人	22人
確保方策 ②	特定教育・保育施設	112人	112人	112人	112人	112人
	地域型保育事業	11人	11人	11人	11人	11人
	認可外保育施設	9人	9人	9人	9人	9人
	合計	132人	132人	132人	132人	132人
過不足(②-①)		108人	109人	109人	109人	110人

※各年度4月1日時点

※受託含まない

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み ①		107人	104人	102人	101人	99人
確保方策 ②	特定教育・保育施設	112人	112人	112人	112人	112人
	地域型保育事業	11人	11人	11人	11人	11人
	認可外保育施設	9人	9人	9人	9人	9人
	合計	132人	132人	132人	132人	132人
過不足(②-①)		25人	28人	30人	31人	33人

※各年度3月1日時点

※受託含まない

#### 【課題・実施の方針】

0歳児の人口は減少していく見込みですが、女性の社会進出は増加傾向にあり、保育園の利用率は今後もニーズが高いと見込まれます。特に埴生地区、五加地区、戸倉地区、屋代地区では、利用者数が増加しており、確保に不足が生じています。

保育士の確保が課題となっていますが、ニーズへの対応を図っていきます。

#### (4) 3号認定（1-2歳・保育必要）

##### 【量の見込み】

人口増減率と利用実績に基づき見込みました。

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み ①		438人	411人	422人	412人	406人
確保方策 ②	特定教育・保育施設	394人	394人	394人	394人	394人
	地域型保育事業	27人	27人	27人	27人	27人
	認可外保育施設	41人	41人	41人	41人	41人
	合計	462人	462人	462人	462人	462人
過不足(②-①)		24人	51人	40人	50人	56人

※各年度4月1日時点

※受託含まない

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み ①		453人	426人	437人	427人	421人
確保方策 ②	特定教育・保育施設	394人	394人	394人	394人	394人
	地域型保育事業	27人	27人	27人	27人	27人
	認可外保育施設	41人	41人	41人	41人	41人
	合計	462人	462人	462人	462人	462人
過不足(②-①)		9人	36人	25人	35人	41人

※各年度3月1日時点

※受託含まない

##### 【確保の方策・実施の方針】

3号認定の1-2歳児も市全体では利用調整により待機児童はゼロを維持していますが、0歳児と同様に1-2歳児も今後もニーズが高いと見込まれます。特に埴生地区、五加地区、戸倉地区、屋代地区では、利用者数が増加しており、確保に不足が生じています。施設の利用状況を踏まえ、特定教育・保育施設の整備と、更に地域型保育施設の整備も検討に加えた施設整備等、効果的な定員増を図り、確保体制を整備します。

なお、計画各年度における満3歳未満のこどもの想定保育利用率※は以下の通りです。

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
推計児童人口 (0～2歳)	1,084人	1,039人	1,048人	1,027人	1,011人
保育利用率	54.7%	57.2%	56.7%	57.8%	58.8%

※国の基本指針では、3号認定の「保育利用率」の目標値を設定することとされています。保育利用率は、各年度の「確保方策②(3号認定)÷推計人口(0～2歳)」により算出し、設定しています。

### 3 教育・保育の一体的提供推進（認定こども園について）

---

本計画策定にあたり実施したニーズ調査による教育・保育の需要量の見込み算定では、第2期と同様保育が必要とされる 2号認定において幼児期の教育を希望する存在が認められました。

幼児期の教育・保育の一体的な提供の推進は、国が進める施策でもあり、幼稚園及び保育所双方の良さをあわせ持つ「認定こども園」の普及が促されています。

保護者の就労状況にかかわらず柔軟に受け入れができる「認定こども園」は、今後も検討を行う必要があると考えます。

本市における認定こども園の普及については、身近な地域で教育・保育を受けることができるよう、既存の施設の状況を踏まえて検討していきます。

幼児期から小学校就学前までの発達段階に応じたより質の高い教育・保育の提供に努めるとともに、教育・保育の一体的な運営の支援を進めます。

### 4 幼児期の教育・保育に関するその他の施策

---

#### 教育・保育の質の向上

保育所と幼稚園ではこれまで培ってきた知識・技能を活かしつつ、幼児期におけるこども一人ひとりの育ちを支援する質の高い教育・保育の提供を図ります。

また、保育士、幼稚園教諭の人材育成のための研修を適切に行いながら、教育・保育の質の維持、向上に努めます。

教育・保育の現場に寄り添い、共に考えながら必要な助言を行えるよう専門性を有する幼児教育アドバイザーを配置し、教育・保育の現場における保育実践の充実を支援していきます。

#### 幼・保・小連携の体制強化、小学校教育との円滑な接続

こどもの発達や学びの連続性を確保する観点から、小学校教育への円滑な接続に向けた教育及び保育の内容の工夫を図り、創造的な思考や主体的な生活態度等の基礎を培うことを目指し、小学校就学後を見据えた教育・保育の連続性・一貫性を確保します。また、学校教諭、幼稚園教諭、保育士同士が方向性を共有し、指導体制を充実させていきます。

## 第7章 地域子ども・子育て支援事業

### 1 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと提供体制の確保

国の基本指針等に沿って、計画期間中における「地域子ども・子育て支援事業の量の見込み」を定めます。設定した「見込み量」に対応するよう、地域子ども・子育て支援事業等によるサービス供給(確保の方策)及び実施時期を以下の通り定めます。

#### ① 利用者支援事業

##### 【基本型】

こども及びその保護者等の身近な場所において、地域の子育て支援事業等を円滑に利用できるように情報の提供や相談支援等を行う事業です。

##### 【こども家庭センター型】

母子保健と児童福祉が連携し、妊産婦及びこどもとその家庭等を対象として妊娠期から子育て期にわたるまでの切れ目ない相談支援を行う事業です。

##### 【量の見込み】

実施か所数の実績に基づき見込みました。

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	基本型	2か所	2か所	2か所	2か所	2か所
	こども家庭センター型	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所
確保の方策 (実施か所数)	基本型	2か所	2か所	2か所	2か所	2か所
	こども家庭センター型	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所

##### 【提供の方策・実施の方針】

こども又はその保護者等の身近な場所(子育て支援センター・こども家庭センター)において、地域の子育て支援事業等を円滑に利用できるよう情報の提供や相談支援を行ってきました。

今後も「利用者支援(基本型)」として、身近な場所における当事者目線の寄り添い型による相談助言等を行います。

こども家庭センター型については、関係機関と連携を図りながら必要な支援が十分提供されるよう支援します。

## ② 地域子育て支援拠点事業

公共施設や保育所、公民館等の地域の身近な場所で、乳幼児のいる子育て中の親子の交流や育児相談、情報提供等を実施する事業です。

### 【量の見込み】

利用実績と人口増減率とニーズ調査結果を基に見込みました。

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	1,991人 回	1,932人 回	1,912人 回	1,858人 回	1,808人 回
確保の方策 (実施か所数)	2か所	2か所	2か所	2か所	2か所

(月延べ)

### 【提供の方策・実施の方針】

子育て支援センターの令和5年度の年間延べ利用者数は更埴12,110人、上山田6,389人でした。継続して2か所で実施し、量の確保に努め、地域の子育てサークルの支援を図っていきます。

## ③ 妊婦健康診査

妊婦が定期的に行う健診費用を助成する事業です。妊婦の健康の保持及び増進を図るため、健康状態の把握、検査計測、保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施します。

### 【量の見込み】

計画期間中各年度の翌年の0歳児推計人口を基に見込みました。

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	330人	324人	320人	314人	312人
確保の方策	【実施体制】 実施時期: 通年				

(年間)

### 【提供の方策・実施の方針】

母子健康手帳交付時に妊婦一般健康診査受診票を交付しています。  
今後も現在同様、基本健診14回、追加検査5回、超音波検査4回の公費助成にて継続します。

#### ④ 乳児家庭全戸訪問事業

子育てについての情報提供や養育環境の把握、相談・助言等の援助を行う等の目的で、生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問する事業です。

##### 【量の見込み】

当該年度に出生するこどもの全家庭を訪問する事業のため、各年度の0歳児推計人口により見込みました。

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	338人	330人	324人	320人	314人
確保の方策	【実施体制】 訪問実施者：保健師				

(年間)

##### 【提供の方策・実施の方針】

令和5年度の家庭訪問実人員は327人でした。引き続き4か月未までの乳児がいる全ての家庭を訪問し、各家庭の状況に応じた指導・支援を行います。

#### ⑤ 養育支援訪問事業

母子保健事業等の実施により把握した、保護者の養育を支援することが必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育が適切に行われるように相談、指導、助言等を行う事業です。

##### 【量の見込み】

利用実績と人口増減率を基に見込みました。

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	239人	236人	231人	229人	222人
確保の方策	【実施体制】 訪問実施者：保健師、家庭相談員				

(年間)

##### 【提供の方策・実施の方針】

保健師、家庭相談員等の居宅訪問による養育に関する相談、指導、助言を行うことにより、養育支援を必要とする家庭を、早期に把握・対応し、適切な養育が行われるように努めていきます。

## ⑥ 子育て短期支援事業（ショートステイ・トワイライトステイ）

保護者が、疾病・疲労等身体上・精神上・環境上の理由により児童の養育が困難となった場合等に、児童福祉施設等において養育・保護を行う事業です。

### 【量の見込み】

利用実績と人口増減率を基に見込みました。

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	108人日	106人日	104人日	103人日	100人日
確保の方策	108人日	106人日	104人日	103人日	100人日
確保の方策 (ショートステイ実施か所数)	3か所	3か所	3か所	3か所	3か所
確保の方策 (トワイライトステイ実施か所数)	2か所	2か所	2か所	2か所	2か所

(年延べ)

### 【提供の方策・実施の方針】

令和5年度の実績は、ショートステイを2か所(児童養護施設「恵愛」・「善光寺大本願乳児院」)で実施し延べ日数が85日、トワイライトステイを1か所(児童養護施設「恵愛」)で実施し延べ日数が30日でした。ショートステイ、トワイライトステイともに令和6年度より児童養護施設「松代福祉寮」を実施か所として追加しました。現状の体制を維持しながら、事業を継続して児童の養育が困難になった保護者の支援に努めます。

## ⑦ ファミリー・サポート・センター事業（子育て援助活動支援事業）

子育ての手助けがほしい人（依頼会員）、子育てのお手伝いをしたい人（提供会員）、両方を兼ねる人（両方会員）が登録し、子育ての相互援助活動を行う事業です。保育園・児童センター等への送迎、託児を行っています。

### 【量の見込み】

利用実績と0歳～11歳の人口増減率と平均利用増加率を基に見込みました。

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	705人日	754人日	789人日	831人日	880人日
確保の方策 (子育て援助活動支援事業)	705人日	754人日	789人日	831人日	880人日

(年延べ)

### 【提供の方策・実施の方針】

令和5年度の会員登録状況は、依頼会員285人、提供会員123人、両方会員23人となっています。

引き続き事業を継続し、提供会員の増員及び援助活動の充実に取り組めます。

## ⑧ 一時預かり事業

保護者のパートタイム就労や疾病・出産等により保育が一時的に困難となった乳児または幼児について、保育所その他の場所において、一時的な預かりを行う事業です。

幼稚園、認定こども園（1号認定）での預かり保育

### 【量の見込み】

利用実績と幼稚園＋預かり保育の利用頻度推移を基に見込みました。

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	7,955人日	7,618人日	7,657人日	7,336人日	7,320人日
確保の方策 一時預かり事業 (在園児対象型)	7,955人日	7,618人日	7,657人日	7,336人日	7,320人日
確保の方策 (実施か所数)	4か所	4か所	4か所	4か所	4か所

(年延べ)

### 【提供の方策・実施の方針】

幼稚園、認定こども園で預かり保育を実施しています。女性の就労率が上がっている中で今後もニーズが高まっていくと考えられるため、継続して環境整備に努めます。

## 幼稚園以外での預かり保育

### 【量の見込み】

利用実績と人口増減率とニーズ調査結果に基づき見込みました。

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	414人日	409人日	400人日	396人日	384人日
確保の方策 一時預かり事業 (在園児対象型を除く)	382人日	378人日	369人日	365人日	354人日
確保の方策 (在園児対象型以外 の実施か所数)	18か所	18か所	18か所	18か所	18か所

(年延べ)

### 【提供の方策・実施の方針】

幼稚園以外での預かり保育については、保育所における一時預かりにより継続して実施します。一時預かり事業に関しては、乳児等通園支援事業と合わせて充足を図っていきます。

## ⑨ 延長保育事業

保育所利用者を対象に、通常の保育時間前後に保育を希望する場合に提供する事業です。

### 【量の見込み】

利用実績と2・3号認定の増減率を基に見込みました。

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	954人	946人	927人	922人	892人
確保の方策	954人	946人	927人	922人	892人
確保の方策 (実施か所数)	19か所	19か所	19か所	19か所	19か所

(年間)

### 【提供の方策・実施の方針】

女性の就業率も高まっており、ニーズ調査でも利用希望の割合は高いことから、今後もニーズが高いと考えられます。引き続き、事業を継続していきます。

## ⑩ 病児保育事業

病児保育事業は、病気にかかっている子どもや回復しつつある子どもを医療機関や保育所の付設の専用スペース等で一時的に預かる事業です。

### 【量の見込み】

利用実績と人口増減率とニーズ調査結果に基づき見込みました。

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	108人日	108人日	105人日	104人日	102人日
確保の方策 (病児保育事業:病児・病後児対応型)	108人日	108人日	105人日	104人日	102人日
確保の方策 (実施か所数)	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所

(公立分のみ掲載・年延べ)

### 【提供の方策・実施の方針】

市内2か所(公立1か所・私立1か所)で実施していますが、長野地域連携中枢都市圏内での利用もできます。引き続き事業を継続するとともに、ホームページ等で事業内容の周知を図ります。

## ⑪ 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）

保護者が就労、疾病その他の理由により、昼間家庭において適切な育成を受けられない児童を対象に、適切な遊びや生活の場を提供し、健全育成を図る事業です。本事業の提供区域は9区域の設定となります。

### 【量の見込み】

小学校6年生まで利用拡大するため、小学校区ごとの児童クラブにて低学年と高学年を対象に量を見込みました。利用実績と人口増減率とニーズ調査結果を基に見込みました。

### (1) 屋代小学校区

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	低学年	80人	79人	78人	77人	79人
	高学年	8人	8人	8人	7人	7人
	合計①	88人	87人	86人	84人	86人
確保の方策②		88人	87人	86人	84人	86人
過不足②-①		0人	0人	0人	0人	0人
実施か所数(分室含む)		2か所	2か所	2か所	2か所	2か所

### 【提供の方策・実施の方針】

屋代児童センターにて「屋代児童クラブ」を実施していますが、令和2年度より分室として屋代小学校の特別教室の利用を開始しました。指導員の確保に努めながら、継続して事業を実施していきます。

## (2) 東小学校区

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	低学年	67人	66人	65人	64人	66人
	高学年	5人	5人	5人	5人	5人
	合計①	72人	71人	70人	69人	71人
確保の方策②		72人	71人	70人	69人	71人
過不足②-①		0人	0人	0人	0人	0人
実施か所数		1か所	1か所	1か所	1か所	1か所

### 【提供の方策・実施の方針】

継続して、東部児童センターにて「東部児童クラブ」を実施していきます。

## (3) 埴生小学校区

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	低学年	161人	161人	157人	155人	161人
	高学年	11人	11人	11人	11人	11人
	合計①	172人	172人	168人	166人	172人
確保の方策②		172人	172人	168人	166人	172人
過不足②-①		0人	0人	0人	0人	0人
実施か所数(分室含む)		2か所	2か所	2か所	2か所	2か所

### 【提供の方策・実施の方針】

埴生児童センターにて「埴生児童クラブ」を実施していますが、令和4年度より分室として埴生小学校の特別教室の利用を開始しました。指導員の確保に努めながら、継続して事業を実施していきます。

#### (4) 治田小学校区

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	低学年	64人	64人	62人	61人	64人
	高学年	6人	6人	6人	6人	6人
	合計①	70人	70人	68人	67人	70人
確保の方策②		70人	70人	68人	67人	70人
過不足②-①		0人	0人	0人	0人	0人
実施か所数(分室含む)		2か所	2か所	2か所	2か所	2か所

#### 【提供の方策・実施の方針】

稲荷山児童センターにて「稲荷山児童クラブ」を実施していますが、令和6年度より分室として治田小学校の特別教室の利用を開始しました。指導員の確保に努めながら、継続して事業を実施していきます。

#### (5) 八幡小学校区

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	低学年	49人	49人	48人	47人	49人
	高学年	4人	4人	4人	4人	4人
	合計①	53人	53人	52人	51人	53人
確保の方策②		53人	53人	52人	51人	53人
過不足②-①		0人	0人	0人	0人	0人
実施か所数		1か所	1か所	1か所	1か所	1か所

#### 【提供の方策・実施の方針】

継続して、八幡児童センターにて「八幡児童クラブ」を実施していきます。

## (6) 戸倉小学校区

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	低学年	62人	62人	61人	60人	62人
	高学年	5人	5人	5人	5人	5人
	合計①	67人	67人	66人	65人	67人
確保の方策②		67人	67人	66人	65人	67人
過不足②-①		0人	0人	0人	0人	0人
実施か所数		1か所	1か所	1か所	1か所	1か所

### 【提供の方策・実施の方針】

継続して、戸倉児童館にて「戸倉児童クラブ」を実施していきます。

## (7) 更級小学校区

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	低学年	31人	31人	30人	30人	31人
	高学年	3人	3人	3人	3人	3人
	合計①	34人	34人	33人	33人	34人
確保の方策②		34人	34人	33人	33人	34人
過不足②-①		0人	0人	0人	0人	0人
実施か所数		1か所	1か所	1か所	1か所	1か所

### 【提供の方策・実施の方針】

継続して、更級児童館にて「更級児童クラブ」を実施していきます。

### (8) 五加小学校区

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	低学年	95人	95人	93人	92人	95人
	高学年	8人	8人	8人	7人	7人
	合計①	103人	103人	101人	99人	102人
確保の方策②		103人	103人	101人	99人	102人
過不足②-①		0人	0人	0人	0人	0人
実施か所数(分室含む)		1か所	2か所	2か所	2か所	2か所

#### 【提供の方策・実施の方針】

五加児童館にて「五加児童クラブ」を実施していますが、ゆとりを持った受け入れのため、令和8年度を目指し、分室として五加小学校の特別教室等の利用を実施していきます。

### (9) 上山田小学校区

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	低学年	36人	36人	36人	35人	36人
	高学年	3人	3人	3人	3人	3人
	合計①	39人	39人	39人	38人	39人
確保の方策②		39人	39人	39人	38人	39人
過不足②-①		0人	0人	0人	0人	0人
実施か所数		1か所	1か所	1か所	1か所	1か所

#### 【提供の方策・実施の方針】

継続して、上山田小学校区内にて「上山田児童クラブ」を実施していきます。

## 全市 合計

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	低学年	645人	643人	630人	621人	643人
	高学年	53人	53人	53人	51人	51人
	合計①	698人	696人	683人	672人	694人
確保の方策②		698人	696人	683人	672人	694人
過不足②-①		0人	0人	0人	0人	0人
実施か所数		12か所	13か所	13か所	13か所	13か所

### 【提供の方策・実施の方針】

上山田児童クラブ以外の8事業は千曲市社会福祉協議会を指定管理者として実施し、上山田児童クラブは市直営で実施しています。令和5年度の年間登録児童数は低学年が550人、高学年は22人となっています。

施設の整備と指導員の確保に努めながら、確保方策の不足がないよう引き続き事業を継続します。

## ⑫ 実費徴収に係る補足給付を行う事業

世帯所得の状況等を勘案して、保護者が支払うべき物品の購入に要する費用等の全部または一部を助成する事業です。

### 【実施の方針】

令和5年度は、低所得者世帯及び第3子について、副食費補助(減免額上限4,500円/月)を実施しました。引き続き事業を実施していきます。

## ⑬ 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

特定教育・保育施設等への民間事業者の参入の促進に関する調査研究その他多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置または運営を促進するための事業です。

### 【実施の方針】

令和5年4月1日に認可外保育施設1園が認定こども園(地方裁量型)として認可されました。今後は、特定教育・保育施設等の運営を促進していきます。

## ⑭ 妊婦等包括相談支援事業

妊婦等包括相談支援事業は、妊娠期から出産・子育てまで一貫して身近で相談に応じ、様々なニーズに即した必要な支援につなぐ伴走型の相談支援を充実し、経済的支援を一体として実施する事業です。

### 【量の見込み】

妊婦健診の利用者推計に基づき見込みました。

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み①	990人日	972人日	960人日	942人日	936人日
確保の方策②	990人日	972人日	960人日	942人日	936人日
過不足②-①	0人日	0人日	0人日	0人日	0人日

(年延べ)

### 【提供の方策・実施の方針】

本市では令和7年度より開始予定です。

## ⑮ 乳児等通園支援事業

乳児等通園支援事業は、子ども・子育て支援法において規定されており、満3歳未満の小学校就学前のこどもで、こどものための教育・保育給付を受けていない者が利用対象です。月一定時間までの利用可能枠の中で利用が可能です。この事業は、乳児や幼児への遊びや生活の場の提供、保護者との面談、保護者への援助を行います。

### 【量の見込み】

3号認定の利用者推計に基づき見込みました。

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み①	—	31人	30人	30人	29人
確保の方策②	—	31人	30人	30人	29人
過不足②-①	—	0人	0人	0人	0人

(月延べ)

### 【提供の方策・実施の方針】

本市では令和8年度より開始予定です。

## ⑯ 産後ケア事業

産後ケア事業とは、産後間もない母子に対して、助産師や保健師等による心身のケアや育児のサポート等を行い、産後も安心して子育てができるように支援する事業です。

### 【量の見込み】

利用者実績と令和5年度の全体人口数に対する0歳児の人口割合に基づき見込みました。

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み①	539人日	526人日	517人日	510人日	501人日
確保の方策②	539人日	526人日	517人日	510人日	501人日
過不足②-①	0人日	0人日	0人日	0人日	0人日

(年延べ)

### 【提供の方策・実施の方針】

本市では令和元年より実施しています。今後も継続して実施していきます。

## ⑰ 子育て世帯訪問支援事業

子育て世帯訪問支援事業とは、家事・子育て等に不安や負担を抱える子育て家庭・妊産婦・ヤングケアラー等がいる家庭の居宅を訪問支援員が訪問し、家庭の不安や悩みを傾聴し、家事・子育ての支援を実施することで、家庭や養育環境を整え、虐待リスクを未然に防ぐことを目的とする事業です。

### 【量の見込み】

人口増減率に基づき見込みました。

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み①	100人日	92人日	83人日	73人日	63人日
確保の方策②	100人日	92人日	83人日	73人日	63人日
過不足②-①	0人日	0人日	0人日	0人日	0人日

(年延べ)

### 【提供の方策・実施の方針】

本市では令和6年度より事業を開始しました。

## ⑱ 児童育成支援拠点事業

児童育成支援拠点事業は、養育環境に課題を抱える児童に対して、居場所を提供し、生活習慣の形成や学習のサポート、進路相談、食事の提供などを行うとともに、児童と家庭の状況をアセスメントし、関係機関と連絡調整を行う事業です。

### 【量の見込み】

長野県の虐待発生比率(R5実績)に基づき見込みました。

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み①	—	—	42人	42人	42人
確保の方策②	—	—	42人	42人	42人
過不足②-①	—	—	0人	0人	0人

(年延べ)

### 【提供の方策・実施の方針】

本市では令和9年度より開始予定です。

## ⑱ 親子関係形成支援事業

関連事業として、障害者総合支援法に基づく「市町村地域生活支援促進事業(発達障害児者及び家族等支援事業)」によるペアレントトレーニングを令和6年度より実施しています。

## 第8章 計画の推進体制

子どもと子育て家庭に関する問題やニーズを常に把握し、地域における保育・教育・福祉・保健・医療等の関係機関・団体等による活動や子育て支援団体等と、より一層の連携を強化し、地域の子育て支援を進めます。

### 1 関係機関等との連携

---

本計画は、福祉、教育、保健・医療、生活等広範囲に関わるものであり、計画の推進にあたっては、行政だけでなく企業や関係団体が連携しながら進めていくことが重要です。

#### 庁内の体制

各施策を効果的かつ確実に進めていくために、福祉、教育、保健・医療をはじめとする関係各部課や関係機関との横断的な推進体制の強化を図ります。

すべての職員が子どもやその家庭の状況に配慮し職務を遂行するよう、知識と意識を高めていきます。

#### 市民・機関との協働

社会全体で子育て支援に取り組むために、家庭、地域、学校、企業、関係団体等が本計画の基本理念を共有し、子ども・子育て支援に主体的な取り組みが行えるよう、計画内容の広報・啓発に努めます。

市の所管によらない関係機関とも連携を強化し、施策に関する問題やニーズを把握しながら計画実施に反映していきます。

#### 国・県との連携

市民に最も近い行政として、子どもやその家庭のニーズを的確に把握し、国や県に対し施策や制度の提案・提言、必要な行政上の措置の要請を行うとともに、近隣市町村とも連携を図りながら施策を推進します。

## 2 計画の達成状況の点検・評価

### 子ども・子育て会議の運営

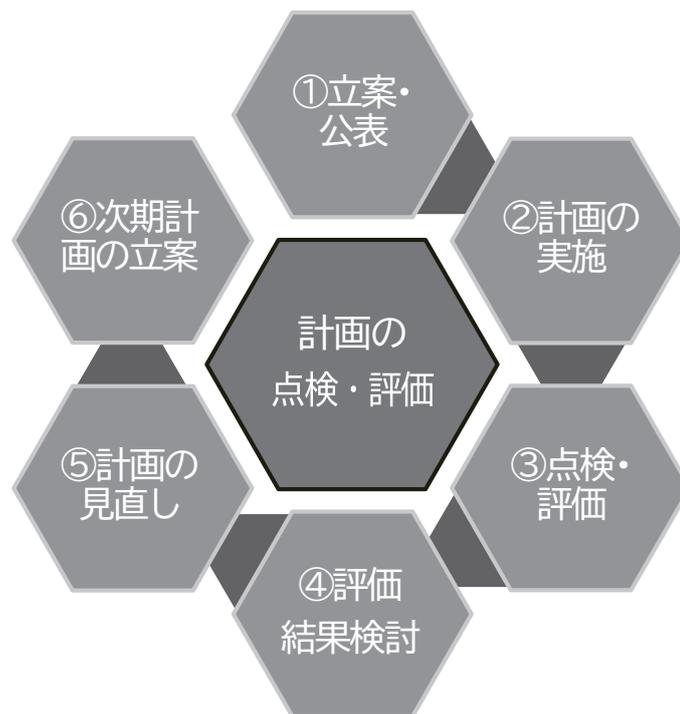
計画に基づく施策を総合的・計画的に推進し、実効性を確保するため、計画目標を基に毎年の進捗状況を庁内で点検するとともに、子ども・子育て会議で協議しながら、事業の見直しを含めた着実な推進を図ります。

### 計画の公表、市民意見の反映

本計画は、市のホームページへの掲載、広報での概略紹介等を行い、取り組みや事業の進捗状況も公表していくことで、市民への浸透を図ります。

また、実施事業やさまざまな活動の現場、家庭への訪問機会や保護者の事業利用・来訪等あらゆる場面を通じての意見・要望把握に努め、利用者の立場に立った施策・事業の推進を図ります。

#### ◆ 計画の達成状況の点検・評価におけるサイクル



## 資料編

### 千曲市子ども計画策定委員会要綱

---

(趣旨)

第1条 千曲市附属機関設置条例(令和5年千曲市条例第20号)第2条及び別表第2計画の策定等に係る附属機関の項の規定により、千曲市子ども計画策定委員会(以下「策定委員会」という。)の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 策定委員会は、子ども基本法(令和4年法律第77号)第10条第2項に規定する市町村子ども計画の策定及び推進に関し、必要な事項を協議する。

(組織)

第3条 策定委員会の委員は、次の各号に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 子どもの保護者
- (2) 保育関係者
- (3) 教育関係者
- (4) 子ども・子育て支援に関する団体に属する者
- (5) 子ども・子育て支援に関し学識経験を有する者
- (6) 公募による者
- (7) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める者

(会長及び副会長)

第4条 策定委員会に会長及び副会長を置き、委員が互選する。

- 2 会長は、策定委員会を代表し、会務を総理する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 策定委員会の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集し議長となる。

- 2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 会長が必要と認める場合は、会議に委員以外の者の出席を求めることができる。

(専門部会)

第6条 策定委員会には、必要に応じて、専門部会を置くことができる。

- 2 専門部会に関し必要な事項は、市長が別に定める。

(庶務)

第7条 策定委員会の庶務は、次世代支援部子ども未来課において処理する。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、策定委員会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和6年5月24日から施行する。

## 千曲市こども計画策定委員（千曲市子ども・子育て会議委員）名簿

### 【任期】

千曲市こども計画策定委員 令和6年8月7日～令和7年3月31日

千曲市子ども・子育て会議委員 令和6年4月1日～令和8年3月31日

(敬称略、順不同)

選出区分	氏名	団体名等
子どもの保護者	宮澤 あゆみ	私立保育園保護者会
〃	島田 郁美	市立保育園保護者会
〃	中村 薫	私立幼稚園保護者会
〃	若林 有美	市立小学校保護者会
保育関係者	小林 弥生	私立保育園
〃	大川 久美子	市立保育園園長会
〃	武井 茂登	市児童館・児童センター
教育関係者	大和 玲子	認定こども園
子ども・子育て 支援団体	北澤 紘子	子育てサークル
〃	南澤 千草	子育てサークル
学識経験を有する者	根石 けさ子	千曲市主任児童委員連絡会
〃	児玉 みどり	千曲市社会教育委員会
公募による者	瀬在 高朗	
〃	本藤 麻耶	

## 策定経過等

日程		内容
令和6年	4月10日	千曲市子ども・子育て支援に関するアンケート調査について(案)
令和6年	5月10日	千曲市子ども・子育て支援に関するアンケート調査について(決定)
令和6年	8月7日	こども計画策定方針について アンケート調査の結果報告(速報版) 第2期計画の進捗確認について
	11月15日	こども計画について(素案内容の検討)
	12月	パブリックコメント(30日間)
令和7年	1月	パブリックコメントの結果報告 原案の最終検討
	2月13日	計画完成 最終答申書
	3月	こども計画公表

## 用語解説

	用語	定義・概要
ア行	ICT(アイシーティー)	Information and Communication Technologyの略。情報や通信に関する技術の総称。
	育児休業	原則1歳未満の子どもを養育するための休業で、育児・介護休業法という法律に定められている。令和6年の法改正により、子の看護休暇の見直しや所定外労働の制限(残業免除)の対象拡大、育児のためのテレワーク導入の努力義務化等が段階的に施行される。
	医療的ケア児	人工呼吸器や経管栄養などの医療的ケアが日常的に必要な子ども。
	SNS(エヌエヌエス)	Social Networking Serviceの略。インターネット上の交流を通して社会的ネットワークを構築するサービス。

	用語	定義・概要
カ行	核家族	世帯構造のひとつ。核家族世帯とは、夫婦のみの世帯、夫婦とその未婚の子のみの世帯、ひとり親とその未婚の子のみの世帯を指す。
	確保方策	需要量の見込み(量の見込み)に対して、どのように供給を確保していくかの方策。
	教育・保育施設	こどもの教育と保育を提供するために設置された施設の総称。法律や基準に基づいて運営される施設と、その他の施設が含まれ、こどもの成長と発達を支える多様なサービスが提供されている。
	GIGA(ギガ)スクール構想	一人一台端末と、高速大容量の通信ネットワークを一体的に整備することで、特別な支援を必要とする子どもを含め、多様な子どもたちを誰一人取り残すことなく、公平に個別最適化され、資質・能力が一層確実に育成できる教育ICT環境を実現する構想。
	子育て支援センター	子育て中の親子が気軽に集まることのできる施設。交流や育児相談、子育ての情報提供等を行っている。
	こども家庭センター	妊産婦の方やこどもとその家族が安心して生活できるように、妊娠期から子育て期にわたり切れ目なく相談支援を行う機関。
	こども家庭庁	日本政府が令和5年に設立した、こども政策を一元的に担う行政機関。
	こども基本法	こどもに関する政策を総合的に推進するための基本的な法制度。こどもの権利の保障や福祉向上を目的とする。令和5年4月に施行された。
	こども計画	こどもや家庭を中心とした社会環境の整備を目的とする計画。自治体ごとに作成し、計画期間は5年間となっている。保育、教育、福祉、健康などに関する政策や取り組みが含まれる。
	子ども・子育て支援	全てのこどもの健やかな成長のために適切な環境が等しく確保されるよう、国若しくは地方公共団体又は地域における子育ての支援を行う者が実施することも及びこどもの保護者に対する支援。
	子ども・子育て関連3法	平成24年8月に成立した「子ども・子育て支援法」「認定こども園法の一部改正」「子ども・子育て支援法及び認定こども園法の一部改正法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」のこと。
	こども施策	こどもの健やかな成長のサポートや、妊娠・出産・育児等の子育ての各段階に応じて行われる支援、養育環境の整備等の、こども基本法の理念に基づいて行われるこどもに関する施策。
	こども誰でも通園制度	現行の幼児教育・保育給付に加え、月一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わず時間単位等で柔軟に利用できる新たな通園給付。令和7年度に子ども・子育て支援法に基づく地域子ども・子育て支援事業として制度化し、令和8年度から子ども・子育て支援法に基づく新たな給付として全国の自治体において実施される。
	こどもの貧困	必要最低限の生活水準が満たされておらず、心身の維持が困難、または国民の年間所得の約半分に満たない所得水準で暮らすこどもの生活状況のこと。
こどもまんなか社会	こどもや若者の視点に立ち、こどもにとって最善の利益を第一に考え、すべてのこども・若者が身体的・精神的・社会的に幸せな状態で生活を送ることができる社会。	
コミュニティスクール	学校運営や協働活動に地域の住民や保護者が積極的に参加し、学校と地域が一体となって子どもたちの豊かな成長を支える仕組みを持つ学校のこと。	

	用語	定義・概要
サ行	小規模保育事業	主に満3歳未満の乳児・幼児を対象とし、利用定員が6人以上19人以下で保育を行う事業。
	少子化対策	出生率の低下を食い止めるための政策や取り組み。育児支援、子育てしやすい職場環境の整備、経済的支援などが含まれる。
	児童福祉法	こどもの福祉に関する基本的な法律。こどもの権利を守り、健全な成長を支えるための制度を規定している。
	児童手当	子育て家庭の経済的負担を軽減し、こどもの健全な育成を支援するために支給される手当。
	就学援助	学校教育法上の実施義務に基づき、学校給食費や学用品費などの支払いが経済的に困難な保護者に対し、申請に基づいて費用の一部を援助する制度。
	児童相談所	こどもや家庭に関する問題の相談を受け、支援を行う行政機関。児童虐待や非行、障害のあるこどもへの支援も含む。
	児童の権利に関する条約	差別の禁止、こどもの最善の利益、生命、生存及び発達に対する権利、こどもの意見の尊重の4つを原則とする条約で、平成元年11月に第44回国連総会において採択され、日本は平成2年9月に署名し、平成6年4月に批准した。
	児童扶養手当	ひとり親家庭の生活の安定と自立を助け、こどもの福祉の増進を図ることを目的として支給される手当。
	スクールカウンセラー	全ての児童生徒が安心して学校生活を送り、学習に取り組めるよう、児童生徒、保護者、教師の相談にのるために、学校に配置されている専門家のこと。
	スクールソーシャルワーカー	児童生徒やその保護者に福祉・医療的な支援が必要な場合に、福祉の窓口につないでくれたり、手続きの補助などをしてくれたりする福祉の専門家のこと。

	用語	定義・概要
タ行	待機児童	保育所に入所を希望しているが、定員が埋まっているため入所できないこども。
	男女共同参画	男女がお互いを尊重し合い、能力を發揮でき、社会の対等な構成員として政策や方針の立案決定に参加する機会が保障され、子育てや介護など家庭生活と仕事・地域における活動などが両立できること。
	チャイルドサポーター	家庭のみを主な居場所としている児童生徒の家庭を訪問して、一緒に学習したり、遊んだり、話をする役割を担う。
	地域子ども・子育て支援事業	市町村が地域の実情に応じ、市町村子ども・子育て支援事業計画に基づいて実施する事業。地域子育て支援拠点事業、乳児家庭全戸訪問事業、一時預かり事業、放課後児童クラブ(放課後児童健全育成事業)等がある。
	地域型保育事業	小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育及び事業所内保育を行う事業。
	特定教育・保育施設	特定の条件や基準に基づいて設置された教育・保育施設のことを指す。こどもの特別な支援が必要な場合や、特定の教育方針を採用した施設などが含まれる。

	用語	定義・概要
ナ行	日曜保育事業	保護者が就労等により、日曜日に家庭で保育できない子どもを預かる事業。
	認可外保育施設	国や自治体の認可を受けていない保育施設のこと。認可保育所と比べて規模や基準が異なる場合があるが、柔軟な保育サービスを提供している場合も多く、保護者の多様なニーズに応える役割を担っている。
	認定こども園	保護者が働いている、いないにかかわらず、就学前の子どもを受け入れて幼児教育と保育を一体的に提供する施設。地域においてすべての子育て家庭を対象に、育児相談や親子の集いの場の提供等もあわせて行う。

	用語	定義・概要
ハ行	保育所	保護者が仕事や病気などで子どもの保育ができない場合に、子どもを保育するための施設。児童福祉法に基づき設置され、厚生労働省が所管している。0歳から就学前の子どもを対象に、長時間の保育を提供し、子どもの健やかな成長を支える役割を担う。

	用語	定義・概要
ヤ行	幼稚園	満3歳から小学校就学前の幼児を対象とした教育機関で、子どもの健全な発育や社会性を育むことを目的とした施設。文部科学省が所管し、学校教育法に基づいて運営されている。幼稚園は、保育ではなく教育の場として位置付けられている。
	ヤングケアラー	一般に、本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを日常的に行っている子どものこと。

	用語	定義・概要
ラ行	量の見込み	教育・保育又は地域子ども・子育て支援事業における利用人数等の需要(ニーズ)の見込み。子ども・子育て支援法に基づく市町村子ども・子育て支援事業計画では必須記載項目であり、利用状況や利用希望(アンケート調査等によって把握)を踏まえて、分析、評価して求める。

	用語	定義・概要
数字	1号認定	満3歳以上の小学校就学前の子どもであって、幼稚園や認定こども園等の幼児教育を希望する、2号認定・3号認定対象以外の子ども。
	2号認定	満3歳に達する日以後最初の3月31日を経過した小学校就学前の子どもであって、保護者の就労等により、保育を必要とする子ども。
	3号認定	満3歳に達する日以後最初の3月31日までの間にある子どもであって、保護者の就労等により、保育を必要とする子ども。

---

令和7年3月  
発行：千曲市 編集：千曲市次世代支援部 こども未来課・保育課

---

